

りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ

追加型株式投資信託／バランス型

投資信託説明書（目論見書）

平成21年1月6日

※本文書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。



大和投資信託

Daiwa Asset Management

りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ

追加型株式投資信託／バランス型

投資信託説明書(交付目論見書)

平成20年11月7日

※本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



大和投資信託

Daiwa Asset Management

投資信託説明書（交付目論見書）

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

委託会社の情報提供窓口

◆ お電話によるお問合わせ先

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

◆ 委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。本文書により行なう「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」の受益証券の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成20年11月6日に関東財務局長に提出しており、平成20年11月7日にその届出の効力が生じております。

当該有価証券届出書第三部の内容を記載した「投資信託説明書(請求目論見書)」は、投資者の請求により交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい)。なお、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることもできます。

下記の内容は、この投資信託(「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」を構成する「りそな・東京応援・資産分散ファンド」「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」「りそな・中部応援・資産分散ファンド」「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」(以下総称して「当ファンド」といいます。))をお申込みされる際にあらかじめ、投資家のみなさまに、ご確認いただきたい事項としてお知らせするものです。

当ファンドにかかる、下記の内容および目論見書の内容を十分にお読み下さい。

記

■当ファンドにかかるリスクについて

当ファンドは、主にわが国の株式、海外の公社債および不動産投資信託証券(リート)を実質的な投資対象としますので、株価、公社債の価格、リートの価格の下落、組入株式、公社債の発行企業・発行体の経営不安、倒産、財政難等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替レートの変動の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、投資家のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価、公社債の価格、リートの価格の変動リスク」、「信用リスク」、「為替リスク」などが考えられます。これらのリスクを含むより詳細な内容については、本目論見書の「投資リスク」に記載しておりますのでご確認下さい。

■当ファンドにかかる手数料等について

◆申込手数料

当ファンドの申込手数料の料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）です。

※ くわしくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

◆換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。

◆信託報酬

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年 1.3125%（税抜 1.25%）の率を乗じて得た額とし、ファンドよりご負担いただきます。

◆その他の費用^(*)

監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等をファンドでご負担いただきます。

(*) 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

※くわしくは本目論見書の「手数料等及び税金」に記載しておりますのでご確認ください。

目論見書の概要

りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ

りそな・東京応援・資産分散ファンド（愛称：大江戸ブンさん）

りそな・埼玉応援・資産分散ファンド（愛称：埼玉ブンさん）

りそな・多摩応援・資産分散ファンド（愛称：多摩ブンさん）

りそな・神奈川応援・資産分散ファンド（愛称：はまのブンさん）

りそな・中部応援・資産分散ファンド（愛称：りそちゅーブンさん）

りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド（愛称：京・近江ブンさん）

りそな・大阪応援・資産分散ファンド（愛称：上方ブンさん）

りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド（愛称：ひょうご元気ブンさん）

本概要は、後掲の「有価証券届出書の内容」(交付目論見書本文)を要約したものです。詳細は、交付目論見書本文の該当箇所をご覧ください。

ファンドの概要

目的および基本的性格	追加型株式投資信託／バランス型 安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	①(※) 応援マザーファンドの受益証券 ②ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券 ③世界REITマザーファンドの受益証券
マザーファンドの主要投資対象	①わが国の金融商品取引所上場株式 ②海外の公社債等 ③海外の金融商品取引所上場および店頭登録(上場予定および登録予定を含みます。)の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券(以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。)
投資態度	①主として、各マザーファンドの受益証券に投資を行ない、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。 ②各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。 <ul style="list-style-type: none">・(※) 応援マザーファンドの受益証券 ……………信託財産の純資産総額の3分の1・ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券 ……………信託財産の純資産総額の3分の1・世界REITマザーファンドの受益証券 ……………信託財産の純資産総額の3分の1

投資態度 (つづき)	<p>③保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。</p> <p>④当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
主な投資制限	<p>①株式への直接投資は、行ないません。</p> <p>②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</p>
価額変動リスク	<p>当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。</p>
お買付単位	<p>各ファンドについて、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位</p> <p>(注) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。</p>
お買付価額 (1万口当たり)	<p>各ファンドについて、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額</p>
お買付時の 申込手数料	<p>販売会社が別に定めるものとしします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%(税抜 2.0%)です。</p> <p>(注1) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。</p> <p>(注2) お申込手数料には、消費税等が課されます。</p> <p>(注3) 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、お申込手数料はかかりません。</p>
お申込みの 受付中止日・ 受付時間	<p>①ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とするお買付けおよびご換金の申込みの受け付けは行ないません。</p> <p>②委託会社の各営業日*の午後3時(年末年始など半休日においては午前11時)までに受付けたお買付けおよびご換金の申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを)、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日*の取扱いとなります。</p> <p>※前①のお申込受付中止日を除きます。</p>
決算日	<p>毎月13日(休業日の場合翌営業日)</p>
収益分配	<p>毎月1回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。</p> <p>(注1) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。</p> <p>(注2) お取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。</p>
信託期間	<p>平成18年9月27日から平成28年10月13日まで</p>
信託報酬率	<p>信託財産の純資産総額に対して年率1.3125%(税抜 1.25%)</p>

◆投資家のみなさまにおかれましては、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

(注) 上記の「主要投資対象」および「投資態度」の項にある(※)は、以下の各々の場合において、次のように読替えるものとします。

「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の場合	東京
「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」の場合	埼玉
「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」の場合	多摩
「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」の場合	神奈川
「りそな・中部応援・資産分散ファンド」の場合	中部
「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」の場合	京都滋賀
「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」の場合	大阪
「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」の場合	兵庫

りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ

ファンドの特色

1

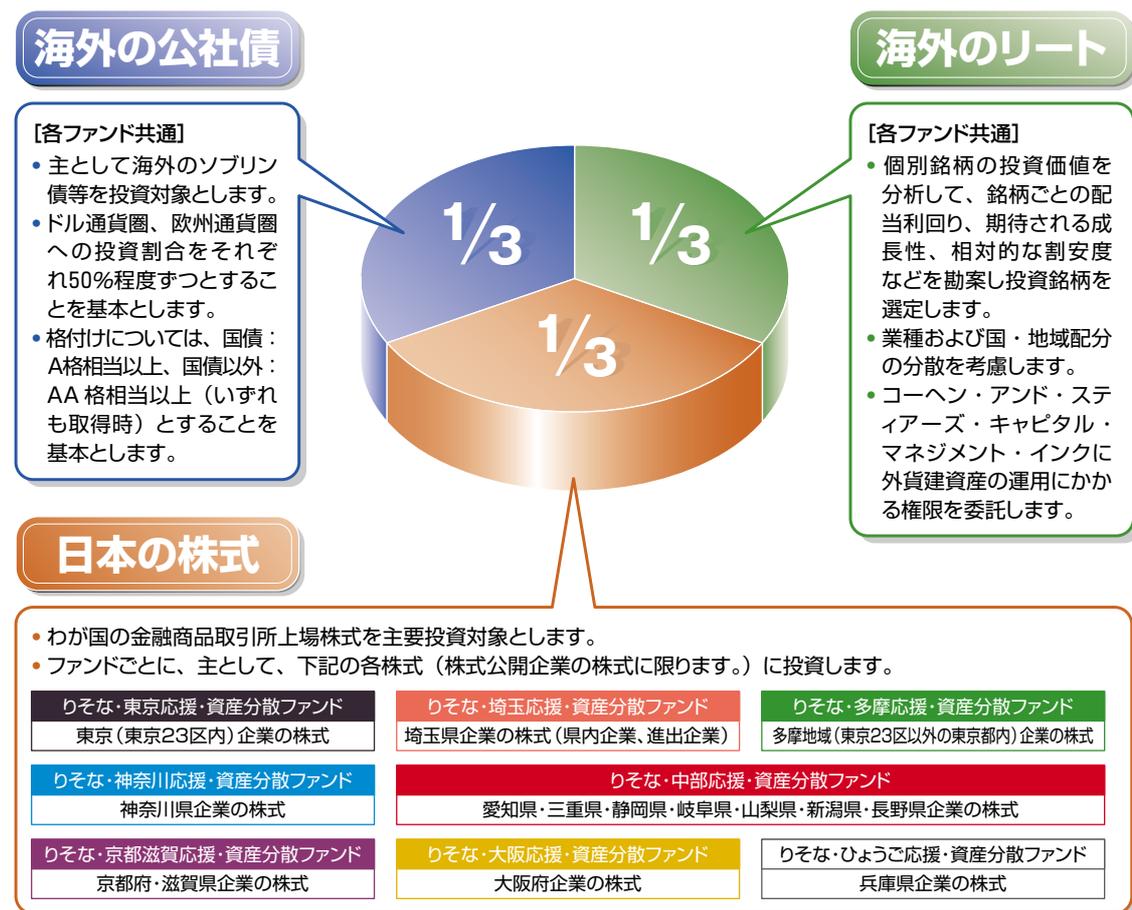
「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」は、次の8本のファンドで構成されています。

りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ	
りそな・東京応援・資産分散ファンド	(愛称:大江戸ブンさん)
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド	(愛称:埼玉ブンさん)
りそな・多摩応援・資産分散ファンド	(愛称:多摩ブンさん)
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド	(愛称:はまのブンさん)
りそな・中部応援・資産分散ファンド	(愛称:りそちゅーブンさん)
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド	(愛称:京・近江ブンさん)
りそな・大阪応援・資産分散ファンド	(愛称:上方ブンさん)
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド	(愛称:ひょうご元気ブンさん)

2

各ファンドは、マザーファンドを通じて、わが国の株式ならびに海外の公社債および不動産投資信託証券に3分の1ずつを目処に投資し、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

◆◆◆ 資産配分のイメージ ◆◆◆



(注1) 上記は、「投資態度」に規定されている「各マザーファンドの標準組入比率」をもとに作成した資産配分イメージであり、実際の組入比率とは異なります。

(注2) 各資産への投資は、下記の各マザーファンドを通じて行ないます。各マザーファンドの投資対象および投資方針について、くわしくは後掲のご説明をご参照下さい。



※図中の各記号 (〇〇、□□、◇◇) を、各ファンドごとに次のとおり読替えて下さい。

〇〇	□□	◇◇
東 京	東 京	東京 (東京23区内)
埼 玉	埼 玉	埼玉県 (県内企業、進出企業)
多 摩	多 摩	多摩地域 (東京23区以外の東京都内)
神 奈 川	神 奈 川	神奈川県
中 部	中 部	愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県
京 都 滋 賀	京 都 滋 賀	京都府・滋賀県
大 阪	大 阪	大阪府
ひょうご	兵 庫	兵庫県

◎保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

◎大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

3

毎月1回、13日 (休業日の場合翌営業日) に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- ◆分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益 (評価益を含みます。) 等とします。
- ◆原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- ◆基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益 (評価益を含みます。) 等を中心に分配する場合があります。
- ◆分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

収益分配のイメージ



- 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

4

販売会社は、各ファンドにおいて、その收受した信託報酬の一部(毎年、各ファンドごとに、8月決算日時点の純資産総額の0.05%程度)を、地方公共団体、社会的課題に取り組む団体、社会貢献活動を行っている非営利団体等に寄付を行ない、当該団体等を通じて各地域の発展に貢献いたします。

- 寄付先・寄付金額については運用報告書等において受益者に報告します。
- ただし、将来的には状況によって寄付金額等が変更になることがあります。

「日本の株式」部分の各マザーファンドの運用について

1. 主要投資対象 [各マザーファンド共通]

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

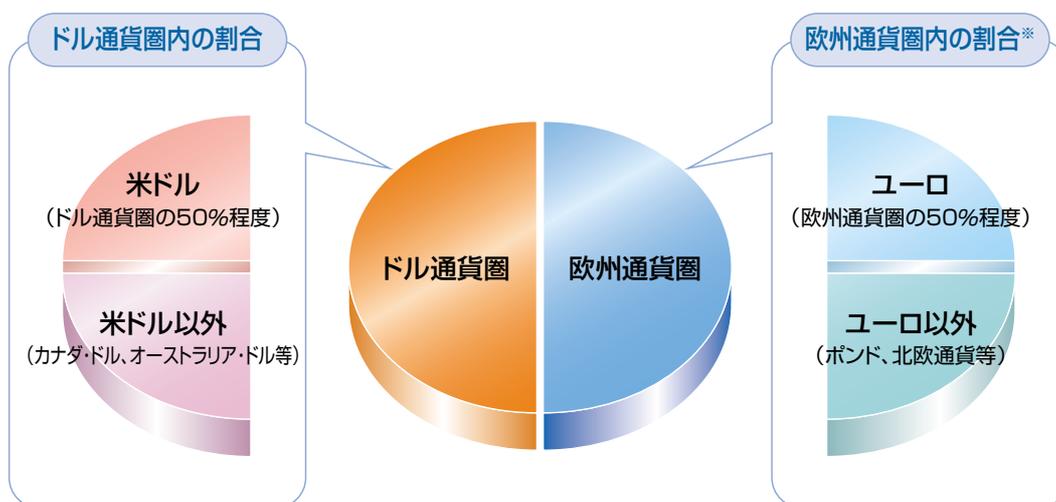
2. 投資態度

東京応援マザーファンド	<p>①主として、東京企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②東京企業とは、東京23区内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、各区毎に投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける業種分散、銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
埼玉応援マザーファンド	<p>①主として、埼玉県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②埼玉県企業とは、埼玉県内に本社を置いている企業（以下、「県内企業」といいます。）と、埼玉県に進出し雇用を創出している企業（以下、「進出企業」といいます。）とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、県内従業員数など埼玉県との関連度、投資対象銘柄の規模（県内企業については時価総額、進出企業については時価総額に一定の値を乗じた額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
多摩応援マザーファンド	<p>①主として、多摩地域企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②多摩地域企業とは、東京23区以外の東京都内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
神奈川応援マザーファンド	<p>①主として、神奈川県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②神奈川県企業とは、神奈川県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
中部応援マザーファンド	<p>①主として、愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県企業とは、愛知県、三重県、静岡県、岐阜県、山梨県、新潟県および長野県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
京都滋賀応援マザーファンド	<p>①主として、京都府・滋賀県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②京都府・滋賀県企業とは、京都府および滋賀県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
大阪応援マザーファンド	<p>①主として、大阪府企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②大阪府企業とは、大阪府内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
兵庫応援マザーファンド	<p>①主として、兵庫県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②兵庫県企業とは、兵庫県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
各マザーファンドに共通の規定	<p>④株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。</p> <p>⑤大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の運用について

- 1 主として海外のソブリン債等(国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など)を投資対象とし、安定的な利子等収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- 2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
 - イ. 米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等を欧州通貨圏とし、2通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします(上記の投資割合は10%の範囲内で変動することがあります)。
 - ※北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ
 - ロ. ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします。

ポートフォリオのイメージ図



※欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。

- ハ. 国債については、取得時においてA格相当以上(ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上)とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上)とすることを基本とします。
- ニ. ポートフォリオの修正デュレーションは5(年)程度から10(年)程度の範囲を基本とします。
- ホ. 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建の国債先物取引等を利用することがあります。

- 3 外貨建資産への投資にあたっては、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
- 4 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

債券の格付けについて

信用度	ムーディーズの場合	S & Pの場合
高い	Aaa	AAA
	Aa { Aa1 Aa2 Aa3 }	AA { AA+ AA AA- }
	A { A1 A2 A3 }	A { A+ A A- }
	Baa	BBB
	Ba	BB
	B	B
	Caa	CCC
	Ca	CC
低い	C	C
		D

※1 }
※2 }

国債については、取得時においてA格相当以上(※2)とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(※1)とすることを基本とします。

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズやスタンダード・アンド・プアーズ(S & P)といった格付機関が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

デュレーションについて

金利が変動したときに債券の価格がどの程度変化するかを示す指標です。この値が大きいほど金利が変動したときの債券価格への影響が大きくなります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

「世界REITマザーファンド」の運用について

- 1 主として海外の金融商品取引所上場および店頭登録(上場予定および登録予定を含みます。)の不動産投資信託証券を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
- 2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
 - イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。
 - ロ. 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- 3 外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。
- 4 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
- 5 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

[リート(REIT)について]

- ◆リート(REIT)とは、Real Estate Investment Trustの略称です。
- ◆不動産投資に特化した会社(または信託)です。
- ◆リートは投資家から集めた資金等により不動産を購入し、購入した不動産からの収入や売却によって得た利益を配当として投資家に分配します。

〈コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて〉

- 米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- リート運用では最大級の資産規模。
- ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- 優先証券、公益株、バリュー株その他の高配当株の運用にも進出。インカム重視の運用を全般に展開。
- 所在地：アメリカ合衆国、ニューヨーク州、ニューヨーク

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

価額変動リスクなど

価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

③ リート(不動産投資信託)への投資に伴うリスク

リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
- 金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

価額変動リスクなど

リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
- リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。
- リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
- 法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもあります。

リートに関する法制度(税制、会計制度等)が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

- その他、不動産を取巻く規制(建築規制、環境規制等)に変更があった場合も、リートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
- 金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

④ 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため、外貨建資産を実質的に組入れた部分は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

⑤ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

お買付けは…

お買付時期

原則としていつでもお買付けをお申込みいただけます。

- ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とするお申込みの受付けは行ないません。
- なお、委託会社の各営業日*の午後3時(年末年始など半休日においては午前11時)までに受付けたお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日*の取扱いとなります。

※上記のお申込受付中止日を除きます。

お買付単位

各ファンドについて、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。

(注) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

お買付価額

お買付価額(1万口当たり)は、各ファンドについて、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

申込手数料

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%(税抜 2.0%)です。

(注1) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

(注2) 申込手数料には、消費税等が課されます。

(注3) 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

収益分配金は…

分配時期

毎月1回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

- 決算日は、毎月13日(休業日の場合翌営業日)です。

支払方法

当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。

- 「分配金再投資コース」をご利用の場合
収益分配金は、税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。
- 「分配金支払いコース」をご利用の場合
収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いいたします(税金が差引かれます。)

(注) お取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

収益分配金に対する税金は…

●個人の受益者の場合

〈平成20年12月31日まで〉

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10% (所得税7%および地方税3%)の軽減税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。

〈平成21年1月1日以降〉

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20% (所得税15%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、10% (所得税7%および地方税3%)の軽減税率による源泉徴収が行なわれます。平成21年および平成22年において、1年間に受取る普通分配金など上場株式等の配当等の金額の合計額が100万円(年間の支払金額が1万円以下のものは除外されます。)を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合申告分離課税または総合課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合は、その超える部分については20% (所得税15%および地方税5%)の税率が適用されます。

●法人の受益者の場合

普通分配金について、平成21年3月31日まで7% (所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。上記に記載の7% (所得税7%)の税率は、平成21年4月1日から、15% (所得税15%)となります。

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分で、税金はかかりません。)の区分があります。

- ①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

(※) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

ご換金は…

ご換金時期

原則としていつでもご換金をお申込みいただけます。

- ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とするお申込みの受け付けは行ないません。
- なお、委託会社の各営業日*の午後3時(年末年始など半休日においては午前11時)までに受付けたお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日*の取扱いとなります。

※上記のお申込受付中止日を除きます。

ご換金単位

各ファンドについて、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。

※信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の「解約請求」には制限があります。

解約価額など

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

[個人の受益者の場合]

●「解約請求」の場合

〈平成20年12月31日まで〉

一部解約時の個別元本超過額については、10%(所得税7%および地方税3%)の軽減税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。

一部解約時の損失については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。

〈平成21年1月1日以降〉

一部解約時の差益(解約価額から取得費用(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)については、譲渡所得とみなされ、20%(所得税15%および地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、1年間の上場株式等の譲渡所得等の金額の合計額が500万円までは、10%(所得税7%および地方税3%)の軽減税率が適用され、源泉徴収選択口座においては申告不要の特例があります。なお、当該合計額が500万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、その超える部分については、20%(所得税15%および地方税5%)の税率が適用されます。

一部解約時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との通算が可能となります。また、一部解約時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との通算が可能となります。

[法人の受益者の場合]

●「解約請求」の場合

一部解約時の個別元本超過額については、所得税(7%。平成21年4月1日から15%)の源泉徴収が行なわれます。地方税の源泉徴収はありません。

(※) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

支払開始日

代金は、原則としてお申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いいたします。

信託期間は…

平成28年10月13日が信託期間終了日です。

- ただし、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。

償還金は…

支払開始日など

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日までにお支払いいたします。

[個人の受益者の場合]

〈平成20年12月31日まで〉

償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

償還時の損失については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。

〈平成21年1月1日以降〉

償還時の差益（償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、1年間の上場株式等の譲渡所得等の金額の合計額が500万円までは、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率が適用され、源泉徴収選択口座においては申告不要の特例があります。なお、当該合計額が500万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、その超える部分については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との通算が可能となります。また、償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との通算が可能となります。

ご投資の手引き

[法人の受益者の場合] 償還時の個別元本超過額について、平成21年3月31日まで7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

上記に記載の7%（所得税7%）の税率は、平成21年4月1日から、15%（所得税15%）となります。

（※）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

受益証券は…

- ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

信託報酬などは…

信託報酬など

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3125%（税抜 1.25%）の率を乗じて得た額とし、信託財産でご負担いただきます。

（注1）信託報酬の配分については、交付目論見書本文をご参照下さい。

（注2）委託会社は、「世界REITマザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬を支払うものとします。くわしくは、交付目論見書本文をご参照下さい。

- 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

（注）信託報酬、監査報酬および有価証券売買時の売買委託手数料に対する消費税等に相当する金額を信託財産でご負担いただきます。

運用経過のお知らせは…

- 毎年2月および8月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けいたします。
- 基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

● 用語のご説明 ●

1. 基準価額	純資産総額(信託財産に属する資産を時価により評価して得た資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。)を、計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。
2. 個別元本	<p>受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。</p> <p>受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。</p> <p>受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。</p>

有価証券届出書の内容
(交付目論見書本文)

提出先 関東財務局長 殿

提出日 平成 20 年 11 月 6 日提出

発行者名 大和証券投資信託委託株式会社

代表者の役職氏名 取締役社長 樋口三千人

本店の所在の場所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 10 番 5 号

事務連絡者氏名 長谷川英男

連絡場所 本店の所在の場所と同じ

電話番号 03-5695-2111

届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称

りそな・東京応援・資産分散ファンド（愛称：大江戸ブンさん）
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド（愛称：埼玉ブンさん）
りそな・多摩応援・資産分散ファンド（愛称：多摩ブンさん）
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド（愛称：はまのブンさん）
りそな・中部応援・資産分散ファンド（愛称：りそちゅーブンさん）
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド（愛称：京・近江ブンさん）
りそな・大阪応援・資産分散ファンド（愛称：上方ブンさん）
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド（愛称：ひょうご元気ブンさん）
(総称を「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」とします。)

届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額

継続申込期間（平成 20 年 11 月 7 日から平成 21 年 11 月 6 日まで）
各ファンドについて 1 兆円を上限とし、合計で 8 兆円を上限とします。

縦覧に供する場所

該当ありません。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	
第1 ファンドの状況	
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	13
3 投資リスク	27
4 手数料等及び税金	29
5 運用状況	35
6 手続等の概要	87
7 管理及び運営の概要	88
第2 財務ハイライト情報	92
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	108
第4 ファンドの詳細情報の項目	109

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

- りそな・東京応援・資産分散ファンド（愛称：大江戸ブンさん）
- りそな・埼玉応援・資産分散ファンド（愛称：埼玉ブンさん）
- りそな・多摩応援・資産分散ファンド（愛称：多摩ブンさん）
- りそな・神奈川応援・資産分散ファンド（愛称：はまのブンさん）
- りそな・中部応援・資産分散ファンド（愛称：りそちゅーブンさん）
- りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド（愛称：京・近江ブンさん）
- りそな・大阪応援・資産分散ファンド（愛称：上方ブンさん）
- りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド（愛称：ひょうご元気ブンさん）

（注1）上記の総称を「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」とします。

（注2）以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指しているものとします。

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。格付けは、取得しておりません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3) 発行（売出）価額の総額

各ファンドについて1兆円を上限とし、合計で8兆円を上限とします。

(4) 発行（売出）価格

各ファンドについて1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(5) 申込手数料

- ① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

- ② 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されません。
- ③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6) 申込単位

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

(7) 申込期間

平成20年11月7日から平成21年11月6日まで（継続申込期間）
（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 申込取扱場所

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 払込期日

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。
販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 払込取扱場所

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。
申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 振替機関に関する事項

振替機関は下記のとおりです。
株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

- ① 受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。
- ② ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（LIFFE）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得お

よび換金の申込みの受付は、行ないません。

- ③ 委託会社の各営業日（※）の午後 3 時（年末年始など半休日においては午前 11 時）までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。上記の時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日（※）の扱いとなります。
- （※）前②の申込受付中止日を除きます。
- ④ 当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。
- ⑤ 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。
- ⑥ 取得申込金額に利息は付きません。
- ⑦ 振替受益権について
- ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。
- ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託（バランス型）であり、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

なお、「バランス型」とは、社団法人投資信託協会による追加型株式投資信託の商品分類において、「約款上の株式組入限度 70%未満のファンドで、株式、公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行なうもの」をいいます。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて次の額を限度として信託金を追加することができます。

りそな・東京応援・資産分散ファンド（愛称：大江戸ブンさん）	3,000億円
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド（愛称：埼玉ブンさん）	1,500億円
りそな・多摩応援・資産分散ファンド（愛称：多摩ブンさん）	600億円
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド（愛称：はまのブンさん）	3,000億円
りそな・中部応援・資産分散ファンド（愛称：りそちゅーブンさん）	3,000億円
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド（愛称：京・近江ブンさん）	1,500億円
りそな・大阪応援・資産分散ファンド（愛称：上方ブンさん）	3,000億円
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド（愛称：ひょうご元気ブンさん）	1,200億円

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1

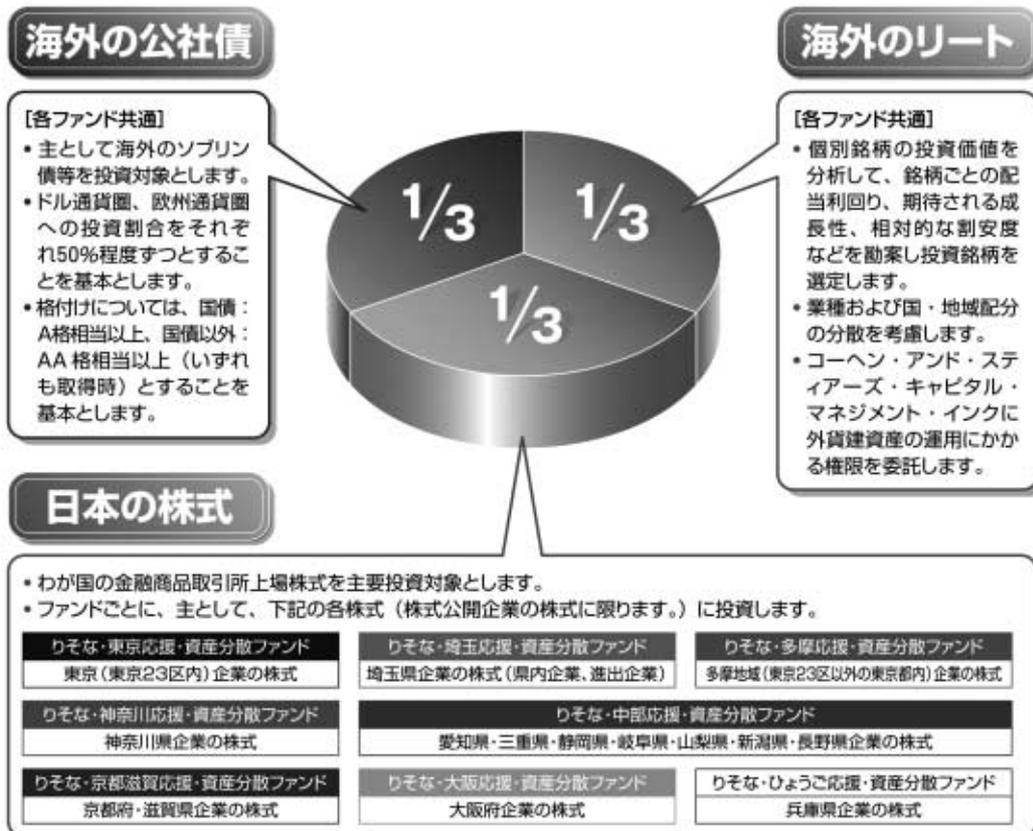
「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」は、次の8本のファンドで構成されています。

りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ
りそな・東京応援・資産分散ファンド（愛称：大江戸ブンさん）
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド（愛称：埼玉ブンさん）
りそな・多摩応援・資産分散ファンド（愛称：多摩ブンさん）
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド（愛称：はまのブンさん）
りそな・中部応援・資産分散ファンド（愛称：りそちゅーブンさん）
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド（愛称：京・近江ブンさん）
りそな・大阪応援・資産分散ファンド（愛称：上方ブンさん）
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド（愛称：ひょうご元気ブンさん）

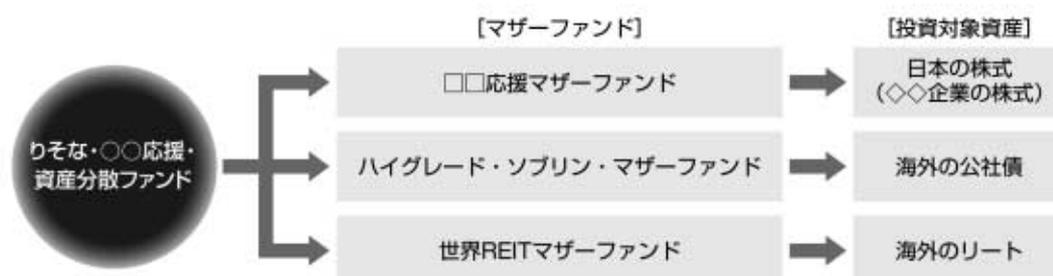
2

各ファンドは、マザーファンドを通じて、わが国の株式ならびに海外の公社債および不動産投資信託証券に3分の1ずつを目処に投資し、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

◆◆◆ 資産配分のイメージ ◆◆◆



- (注1) 上記は、「投資態度」に規定されている「各マザーファンドの標準組入比率」をもとに作成した資産配分イメージであり、実際の組入比率とは異なります。
- (注2) 各資産への投資は、下記の各マザーファンドを通じて行ないます。各マザーファンドの投資対象および投資方針について、くわしくは後掲のご説明をご参照下さい。



※図中の各記号(〇〇、□□、◇◇)を、各ファンドごとに次のとおり読替えて下さい。

〇〇	□□	◇◇
東 京	東 京	東京(東京23区内)
埼 玉	埼 玉	埼玉県(県内企業、進出企業)
多 摩	多 摩	多摩地域(東京23区以外の東京都内)
神 奈 川	神 奈 川	神奈川県
中 部	中 部	愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県
京都滋賀	京都滋賀	京都府・滋賀県
大 阪	大 阪	大阪府
ひょうご	兵 庫	兵庫県

- ◎保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。
- ◎大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

3 毎月1回、13日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- ◆分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ◆原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- ◆基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益(評価益を含みます。)等を中心に分配する場合があります。
- ◆分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

収益分配のイメージ



- 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

4

販売会社は、各ファンドにおいて、その收受した信託報酬の一部(毎年、各ファンドごとに、8月決算日時点の純資産総額の0.05%程度)を、地方公共団体、社会的課題に取り組む団体、社会貢献活動を行っている非営利団体等に寄付を行ない、当該団体等を通じて各地域の発展に貢献いたします。

- 寄付先・寄付金額については運用報告書等において受益者に報告します。
- ただし、将来的には状況によって寄付金額等が変更になることがあります。

「日本の株式」部分の各マザーファンドの運用について

1. 主要投資対象 [各マザーファンド共通]

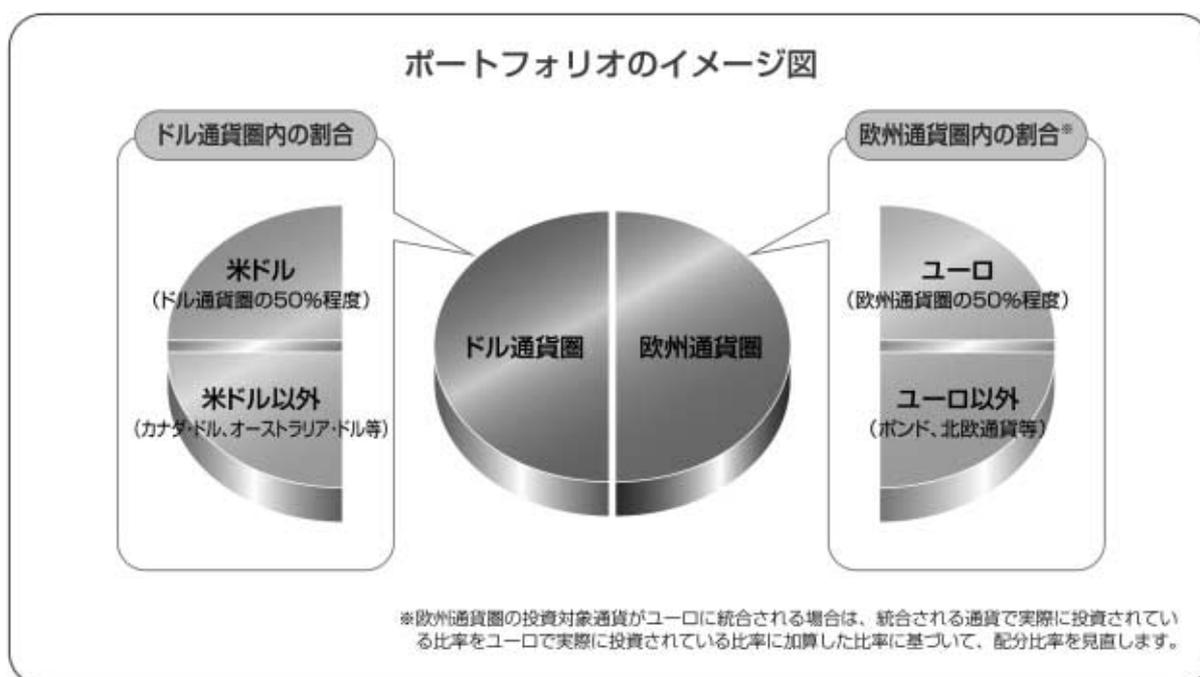
わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

2. 投資態度

東京応援マザーファンド	<p>①主として、東京企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②東京企業とは、東京23区内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、各区毎に投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける業種分散、銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
埼玉応援マザーファンド	<p>①主として、埼玉県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②埼玉県企業とは、埼玉県内に本社を置いている企業（以下、「県内企業」といいます。）と、埼玉県に進出し雇用を創出している企業（以下、「進出企業」といいます。）とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、県内従業員数など埼玉県との関連度、投資対象銘柄の規模（県内企業については時価総額、進出企業については時価総額に一定の値を乗じた額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
多摩応援マザーファンド	<p>①主として、多摩地域企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②多摩地域企業とは、東京23区以外の東京都内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
神奈川応援マザーファンド	<p>①主として、神奈川県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②神奈川県企業とは、神奈川県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
中部応援マザーファンド	<p>①主として、愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県企業とは、愛知県、三重県、静岡県、岐阜県、山梨県、新潟県および長野県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
京都滋賀応援マザーファンド	<p>①主として、京都府・滋賀県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②京都府・滋賀県企業とは、京都府および滋賀県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
大阪応援マザーファンド	<p>①主として、大阪府企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②大阪府企業とは、大阪府内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
兵庫応援マザーファンド	<p>①主として、兵庫県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②兵庫県企業とは、兵庫県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
各マザーファンドに共通の規定	<p>④株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。</p> <p>⑤大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の運用について

- 1 主として海外のソブリン債等(国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など)を投資対象とし、安定的な利子等収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- 2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
 - イ. 米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、債券および北欧通貨等を欧州通貨圏とし、2通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします(上記の投資割合は10%の範囲内で変動することがあります)。
 ※北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ
 - ロ. ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします。



- ハ. 国債については、取得時においてA格相当以上(ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上)とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上)とすることを基本とします。
- ニ. ポートフォリオの修正デュレーションは5(年)程度から10(年)程度の範囲を基本とします。
- ホ. 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建の国債先物取引等を利用することがあります。

- 3 外貨建資産への投資にあたっては、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
- 4 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

債券の格付けについて

信用度	ムーディーズの場合	S & Pの場合
高い	Aaa	AAA
	Aa { Aa1 Aa2 Aa3 }	AA { AA+ AA AA- }
	A { A1 A2 A3 }	A { A+ A A- }
	Baa	BBB
	Ba	BB
	B	B
	Caa	CCC
	Ca	CC
低い	C	C
		D

※1 }
※2 }

国債については、取得時においてA格相当以上(※2)とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(※1)とすることを基本とします。

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズやスタンダード・アンド・プアーズ(S & P)といった格付機関が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

デュレーションについて

金利が変動したときに債券の価格がどの程度変化するかを示す指標です。この値が大きいほど金利が変動したときの債券価格への影響が大きくなります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

「世界REITマザーファンド」の運用について

- 1 主として海外の金融商品取引所上場および店頭登録(上場予定および登録予定を含みます。)の不動産投資信託証券を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
- 2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
 - イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。
 - ロ. 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- 3 外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。
- 4 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
- 5 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

【リート(REIT)について】

- ◆リート(REIT)とは、Real Estate Investment Trustの略称です。
- ◆不動産投資に特化した会社(または信託)です。
- ◆リートは投資家から集めた資金等により不動産を購入し、購入した不動産からの収入や売却によって得た利益を配当として投資家に分配します。

〈コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて〉

- 米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- リート運用では最大級の資産規模。
- ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- 優先証券、公益株、バリュー株その他の高配当株の運用にも進出。インカム重視の運用を全般に展開。
- 所在地：アメリカ合衆国、ニューヨーク州、ニューヨーク

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) ファンドの仕組み

受益者	お申込者	
	収益分配金（注1）、償還金など↑↓お申込金（※5）	
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑↓※1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※5）	
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など
↓運用指図 ↑↓※2	損益↑↓信託金（※5）	
受託会社	りそな信託銀行株式会社 再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	信託契約（※2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
	損益↑↓投資	
投資対象	わが国の株式、海外の公社債、海外の不動産投資信託証券 など（マザーファンド方式で運用を行ないます。なお、世界REITマザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク（投資顧問会社）（注2）に運用の指図にかかる権限を委託します。）	

（注1）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

（注2）投資顧問会社は、委託会社との間の運用委託契約（※3）に基づき、委託会社から権限の委託を受けて、世界REITマザーファンドにおける外貨建資産の運用の指図を行ないます（※4）。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※3：運用指図権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容、投資顧問会社が受ける報酬等

が定められています。

※4: 投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

※5: 販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

[マザーファンド方式について]

当ファンドは、マザーファンド方式で運用を行ないます。マザーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主として各マザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用を各マザーファンドで行なうしくみです。

<委託会社の概況（平成20年9月末日現在）>

・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

昭和34年12月12日 設立登記

昭和35年2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

昭和35年4月1日 営業開始

昭和60年11月8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。

平成7年5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。

平成7年9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成19年9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 投資方針

(1) 投資方針

① 主要投資対象<各ファンド共通>

下記の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. (※) 応援マザーファンドの受益証券
2. ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券
3. 世界REITマザーファンドの受益証券

② 投資態度<各ファンド共通>

イ. 主として、各マザーファンドの受益証券に投資を行ない、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

ロ. 各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

(※) 応援マザーファンドの受益証券……………信託財産の純資産総額の3分の1
ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券…信託財産の純資産総額の3分の1

世界REITマザーファンドの受益証券……………信託財産の純資産総額の3分の1
 ハ. 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

<各ファンド共通>

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結された（※）応援マザーファンドの受益証券、ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券および世界REITマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの
 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

（注）上記の（※）は、以下の各々の場合において、次のように読替えるものとします。

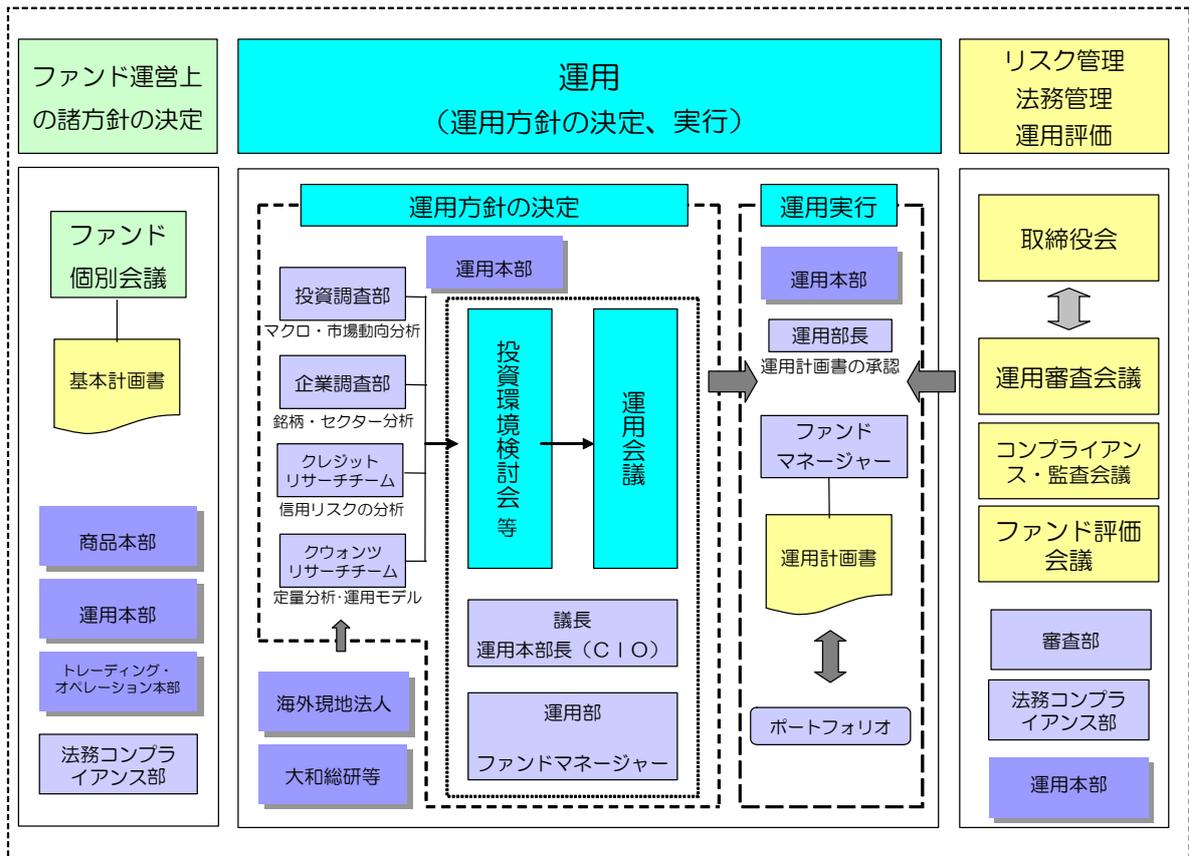
「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の場合	東京
「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」の場合	埼玉
「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」の場合	多摩
「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」の場合	神奈川
「りそな・中部応援・資産分散ファンド」の場合	中部
「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」の場合	京都滋賀
「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」の場合	大阪
「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」の場合	兵庫

- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

(3) 運用体制

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境の検討

運用最高責任者である運用本部長（CIO）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用本部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

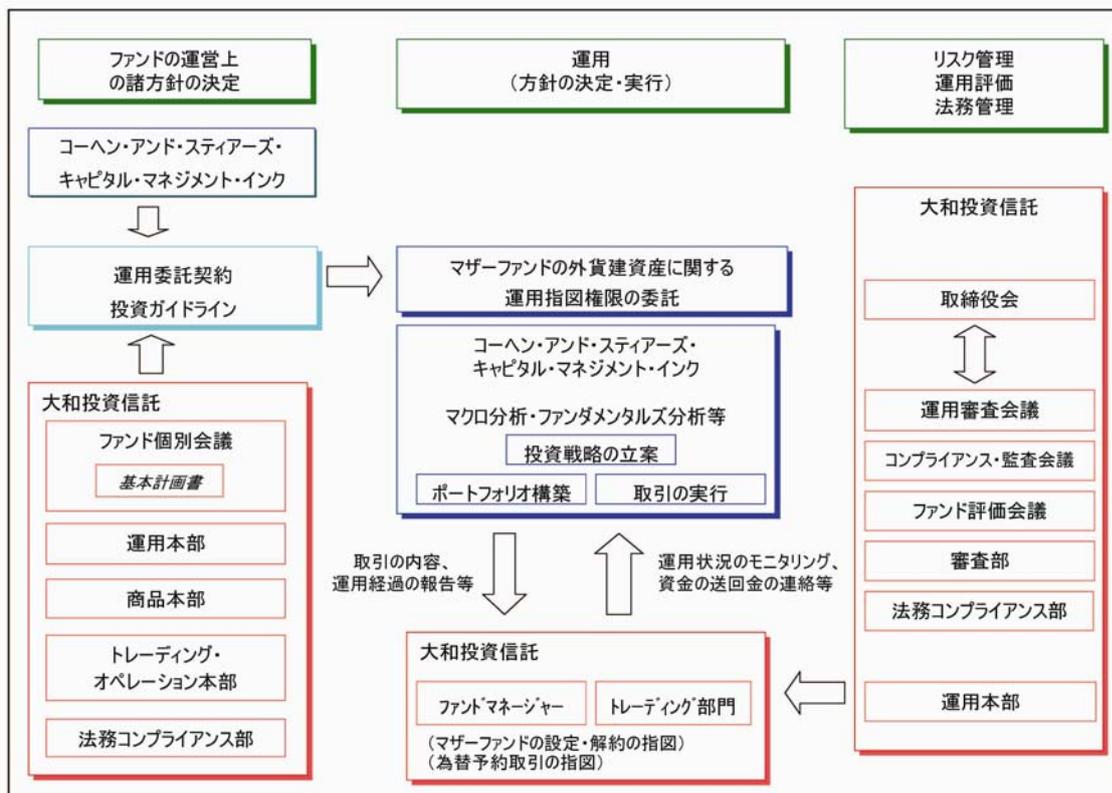
イ. 運用本部長（CIO）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営

- ・ファンドマネージャーの任命・変更
 - ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
 - ・各ファンドの分配政策の決定
 - ・代表取締役に対する随時的的確な状況報告
 - ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定
- ロ. 運用副本部長（1～5名程度）
C I Oを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。
- ハ. 運用部長（各運用部に1名）
ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。
- ニ. ファンドマネージャー
ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。
- ④ ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議
ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。
さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。
これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は15～25名程度です。
- ⑤ 受託会社に対する管理体制
信託財産の管理業務を通じて、受託会社の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、年次で受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受けています。

※海外のリート部分にかかる運用体制について
(世界REITマザーファンドにかかるものを含みます。)



イ. ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。なお、世界REITマザーファンドでは、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに外貨建資産の運用の指図にかかる権限を委託します。このため、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクと委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガイドラインに、このファンド運営上の諸方針が反映されます。

ロ. 運用の実行

コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクは、投資ガイドラインに基づき、投資戦略の立案、ポートフォリオ構築を行ない、取引を実行します。

ハ. モニタリング

委託会社は、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクとの間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

また、定期的なアンケートの実施およびコンプライアンスレポートの徴求により、運用体制、管理体制、コンプライアンス体制等についての報告を受けています。さらに、現地訪問による調査も行なっています。これらの報告および調査をもとに評価を行ない、委託会社でのファンド個別会議へ報告しています。

ニ. リスク管理、運用評価、法務管理

(前④に同じ。)

※ 上記の運用体制は平成20年9月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 分配方針

<各ファンド共通>

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 投資制限

<各ファンド共通>

- ① 株式（信託約款）
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 外貨建資産（信託約款）
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ④ 外国為替予約取引（信託約款）
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、

外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑤ 資金の借入れ（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考>マザーファンドの概要

1. 東京応援マザーファンド
2. 埼玉応援マザーファンド
3. 多摩応援マザーファンド
4. 神奈川応援マザーファンド
5. 中部応援マザーファンド
6. 京都滋賀応援マザーファンド
7. 大阪応援マザーファンド
8. 兵庫応援マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

わが国の金融商品取引所（※）上場株式を主要投資対象とします。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。

② 投資態度

イ. (※)

ロ. (※)

ハ. (※)

ニ. 株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。

ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(注) 上記の(※)は、以下の各々の場合において、次のように読替えるものとします。

「東京応援マザーファンド」の場合	イ. 主として、東京企業（株式公開企業に限りません。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。 ロ. 東京企業とは、東京23区内に本社を置いている企業とします。
------------------	---

	<p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、各区毎に投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける業種分散、銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「埼玉応援マザーファンド」の場合	<p>イ. 主として、埼玉県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ. 埼玉県企業とは、埼玉県内に本社を置いている企業（以下「県内企業」といいます。）と、埼玉県に進出し雇用を創出している企業（以下「進出企業」といいます。）とします。</p> <p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、県内従業員数など埼玉県との関連度、投資対象銘柄の規模（県内企業については時価総額、進出企業については時価総額に一定の値を乗じた額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「多摩応援マザーファンド」の場合	<p>イ. 主として、多摩地域企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ. 多摩地域企業とは、東京 23 区以外の東京都内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「神奈川応援マザーファンド」の場合	<p>イ. 主として、神奈川県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ. 神奈川県企業とは、神奈川県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「中部応援マザーファンド」の場合	<p>イ. 主として、愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ. 愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県企業とは、愛知県、三重県、静岡県、岐阜県、山梨県、新潟県および長野県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「京都滋賀応援マザーファンド」の場合	<p>イ. 主として、京都府・滋賀県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ. 京都府・滋賀県企業とは、京都府および滋賀県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「大阪応援マザーファンド」の場合	<p>イ. 主として、大阪府企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ. 大阪府企業とは、大阪府内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>

「兵庫応援マザーファンド」の場合	<p>イ. 主として、兵庫県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ. 兵庫県企業とは、兵庫県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
------------------	---

(2) 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)④、⑤および⑥に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
 1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 20. 外国の者に対する権利で前19.の有価証券の性質を有するもの
 なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
 - ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - ③ 外貨建資産への投資は、行ないません。
 - ④ 先物取引等
- イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ロ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。）の

時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑤ スワップ取引

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥ 金利先渡取引

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ. 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

9. ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

海外の公社債等を主要投資対象とします。

② 投資態度

- イ. 主として海外のソブリン債等（国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など）を投資対象とし、安定的な利子等収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- ロ. 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
 - a. 米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等を欧州通貨圏とし、2 通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします（上記の投資割合は10%の範囲

内で変動することがあります。)

※北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ

- b. ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を 50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を 50%程度とすることを基本とします（ただし、欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。）。
- c. 国債については、取得時においてA格相当以上（ムーディーズでA 3以上またはS & PでA-以上）とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上（ムーディーズでA a 3以上またはS & PでAA-以上）とすることを基本とします。
- d. ポートフォリオの修正デュレーションは 5(年)程度から 10(年)程度の範囲を基本とします。
- e. 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建の国債先物取引等を利用することがあります。
- ハ. 外貨建資産の投資にあたっては、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の 100%に近づけることを基本とします。
- ニ. 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。
- ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、後掲 (3) ④、⑤および⑥に定めるものに限りません。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 5 号に掲げるもの
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
 - 1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りません。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証券
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. コマーシャル・ペーパー
 8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
 9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 12. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 16. 外国の者に対する権利で前15.の有価証券の性質を有するもの
 なお、前1.の証券または証書、前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ 先物取引等
 - イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - ロ. 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

- ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- ⑤ スワップ取引
- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引
- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

10. 世界REITマザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

海外の金融商品取引所（※）上場および店頭登録（上場予定および登録予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。

② 投資態度

- イ. 主として海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
- ロ. 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
 - (a) 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。
 - (b) 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- ハ. 外貨建資産の運用にあたっては、コーペン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。
- ニ. 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
- ホ. 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。
- ヘ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの
 - 3. 外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 4. 外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）なお、前3.の証券および前4.の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形

(3) 主な投資制限

- ① 株式への直接投資は、行ないません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(4) 運用指図権限の委託

- ① 委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限を次の者に委託します。
コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク
280 パーク・アベニュー、ニューヨーク、ニューヨーク州 10017
- ② 前①の規定にかかわらず、前①により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

3 投資リスク

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

③ リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

イ. リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。

・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ. リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- ・リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
 - ・リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。
 - ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
 - ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもあります。
- ハ．リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。
- ・その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
 - ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。
- ニ．組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

④ 外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため、外貨建資産を実質的に組入れた部分は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

⑤ その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

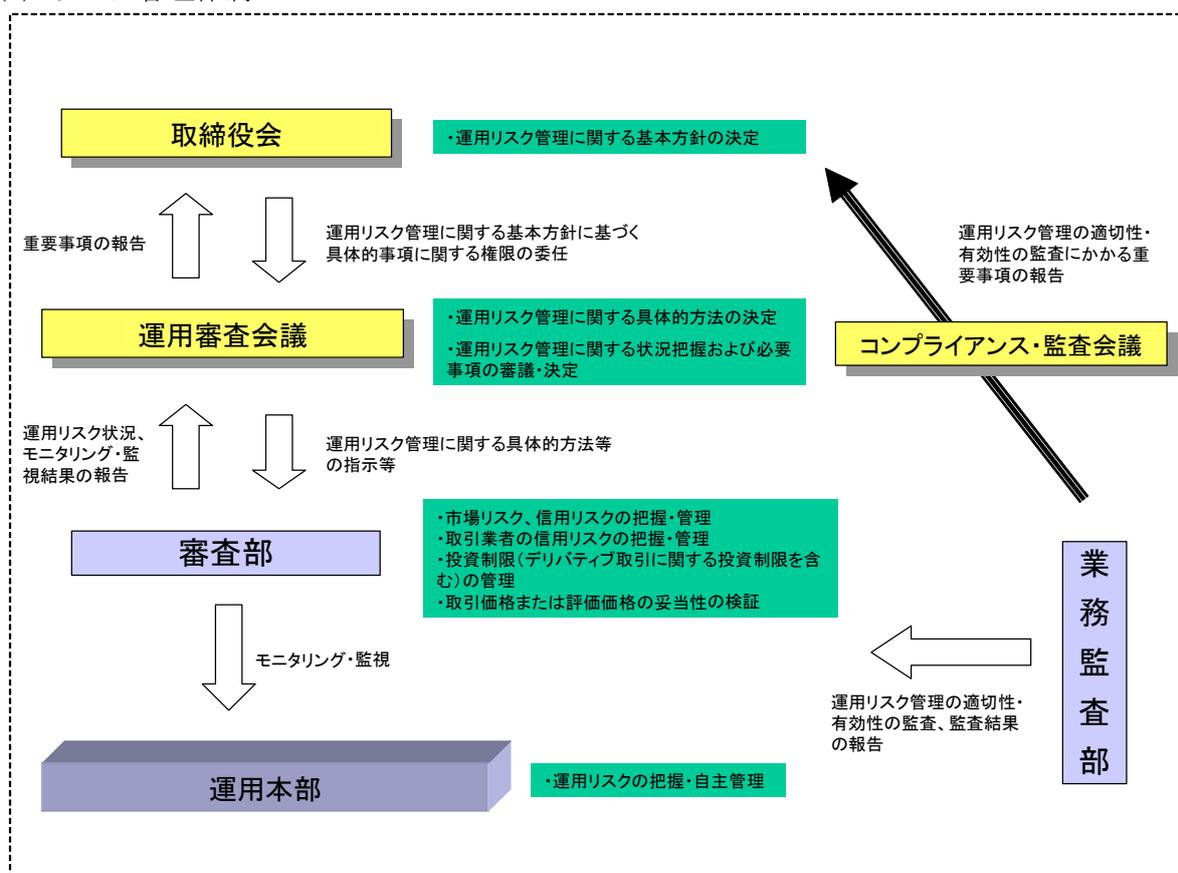
(2) 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回で

きます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) リスク管理体制



4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

② 申込手数料には、消費税等が課されます。

③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2) 換金（解約）手数料

ありません。

(3) 信託報酬等

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3125%（税抜1.25%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、信託財産の純資産総額に応じて次のとおりです。

	委託会社	販売会社	受託会社
100 億円未満	年 0.5775% (税抜 0.55%)	年 0.6825% (税抜 0.65%)	年 0.0525% (税抜 0.05%)
100 億円以上 300 億円未満	年 0.5250% (税抜 0.50%)	年 0.7350% (税抜 0.70%)	
300 億円以上 500 億円未満	年 0.4725% (税抜 0.45%)	年 0.7875% (税抜 0.75%)	
500 億円以上	年 0.4200% (税抜 0.40%)	年 0.8400% (税抜 0.80%)	

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から收受した後、販売会社に支払われます。
- ⑤ 委託会社は、「世界 R E I T マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年 3 月 9 日および 9 月 9 日または信託終了のときに行なうものとします。

275 億円以下の部分	年 0.57%
275 億円超 1,500 億円以下の部分	年 0.47%
1,500 億円超 3,000 億円以下の部分	年 0.37%
3,000 億円超の部分	年 0.30%

- ⑥ 販売会社は、各ファンドにおいて、その收受した信託報酬の一部（毎年、各ファンドごとに、8 月決算日時点の純資産総額の 0.05% 程度）を、地方公共団体、社会的課題に取り組む団体、社会貢献活動を行なっている非営利団体等に寄付を行ない、当該団体等を通じて各地域の発展に貢献いたします。寄付先・寄付金額については運用報告書等において受益者に報告します。ただし、将来的には状況によって寄付金額等が変更になることがあります。

2008 年 11 月 6 日現在では 2008 年 8 月決算日基準の寄付は行なっておりません。なお、2007 年 8 月決算日基準で、販売会社が実施した各ファンドの寄付の内容は以下のとおりです。

<りそな・東京応援・資産分散ファンド>

寄付先 (五十音順)	寄付先の概要	寄付金額 (円)
財団法人 警察育英会	犯人逮捕、人命救助等により災害を受けて死傷し又は障害状態になった者および殉職するなどした警察職員の子弟が、経済的理由により修学困難なとき、それらの子弟に対する学資の給与その他育英上必要な事業を行なっています。	4,611,000
財団法人 交通遺児育成基金	交通遺児が損害賠償金などの一部を拠出して基金に加入すると、基金はその拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて安全・確実に運用し、長期にわたり定期的に遺児の育成のための資金の給付を行なっています。	4,611,000

<りそな・埼玉応援・資産分散ファンド>

寄付先	寄付先の概要	寄付金額(円)
埼玉県「さいたま緑のトラスト基金」	美しい郷土の自然や貴重な歴史的環境等を、県民一人ひとりが力を合わせて守っていく環境保全活動を行なっています。	4,179,000

<りそな・多摩応援・資産分散ファンド>

寄付先	寄付先の概要	寄付金額(円)
東京都森林組合	多摩地域における林業などの活性化のため「森林再生」、「森林施業計画の実施と支援」等の事業を行なっています。	1,370,000

<りそな・神奈川応援・資産分散ファンド>

寄付先 (五十音順)	寄付先の概要	寄付金額(円)
社会福祉法人川崎市社会福祉協議会	地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体で、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を図っています。	408,000
横浜市市民活動推進基金	福祉や国際交流、環境保全など様々な分野で、地域や社会のために活動をしている市民活動団体への活動支援を行なっています。あらかじめ登録された NPO 法人の公益的活動への助成など、横浜市内で活動する市民活動団体の支援を行なっています。	499,000

<りそな・中部応援・資産分散ファンド>

寄付先	寄付先の概要	寄付金額(円)
財団法人 がんの子供を守る会	「小児がん」に係る研究助成、療養助成、相談、宿泊施設の運営、地域活動、広報活動などを通じて患者とご家族の支援を行なっています。	4,326,000

<りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド>

寄付先 (五十音順)	寄付先の概要	寄付金額(円)
京都市(観光振興事業費として)	京都市の観光振興事業費として活用されます。	495,000
彦根市「国宝・彦根城築城 400 年記念事業」	彦根市(滋賀県)のシンボルである彦根城の天守が完成して 400 年を迎えたのを記念して、彦根城築城 400 年祭として行なう事業と楽々園保存整備事業に活用されます。	495,000

<りそな・大阪応援・資産分散ファンド>

寄付先 (五十音順)	寄付先の概要	寄付金額(円)
大阪府みどりの基金	うるおいとやすらぎのある、みどり豊かな大阪をつくるため、「市街地の身近なみどりを増やす」「みどりの運動の輪を広げる」といった活動を大阪府で継続的に実施するために作られた基金です。住宅地や学校、公園、工場	2,849,000

	などで、植栽をする場合に、緑化樹を無償で配布するほか、地域の人々がNPO等の様々な主体と協働で緑化する活動や地域のモデルとなるような民間施設の緑化工事について経費の一部を補助する事業を行なっています。また、自然に親しみ、体験を通じて心豊かな人間形成を目指す「緑の少年団」等の育成やボランティア「みどりすと」による活動を通じて、みどりの運動の輪を広げながら自然環境の保全や緑化の推進を図っています。	
財団法人 大阪みどりのトラスト協会	大阪府域の良好な自然環境の保全および市街地の緑化を推進し、みどり豊かで快適な環境づくりに寄与することを目的として、平成元年に設立されました。『みどりの未来をわたしたちの手で』をキャッチフレーズに、自然環境保全地域や和泉葛城山ブナ林、三草山ゼフィルス等の森等、大阪府域の貴重な自然を対象にしたナショナル・トラスト運動の展開や里山の保全活動、緑の募金運動の推進による身近なみどりの充実など、幅広い事業を実施しています。	2,849,000

<くりそな・ひょうご応援・資産分散ファンド>

寄付先 (五十音順)	寄付先の概要	寄付金額(円)
あしなが育英会 (「虹の家」運営 資金として)	震災遺児等への心のケアの活動等を行なっている「虹の家」の運営資金として活用されます。	460,000
社会福祉法人 兵庫県社会福祉 協議会	福祉や国際交流、芸術など幅広い分野の県民ボランティア活動の支援や、児童福祉施設入所児童及び交通遺児等の激励など、地域福祉の向上を図る資金として活用されます。	460,000

(注) 将来においても上記寄付先へ寄付を実施するとは限りません。

(4) その他の手数料等

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

各マザーファンドの投資対象等に応じて、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 課税上の取扱い

- ① 個人の受益者に対する課税
<平成20年12月31日まで>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。

<平成21年1月1日以降>

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行なわれます。平成21年および平成22年において、1年間に受取る普通分配金など上場株式等の配当等の金額の合計額が100万円（年間の支払金額が1万円以下のものは除外されます。）を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合申告分離課税または総合課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合は、その超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、1年間の上場株式等の譲渡所得等の金額の合計額が500万円までは、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率が適用され、源泉徴収選択口座においては申告不要の特例があります。なお、当該合計額が500万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、その超える部分については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との通算が可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との通算が可能となります。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%（所得税7%）、平成21年4月1日から15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<注1>個別元本について

① 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

③ 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別

分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注 2> 収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
 - ② 受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。
- (※) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- (※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 運用状況

りそな・東京応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況 (平成20年9月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	10,983,824,168	98.84
内 日本	10,983,824,168	98.84
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	128,380,971	1.16
純資産総額	11,112,205,139	100.00

(参考) 東京応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	3,577,887,780	97.86
内 日本	3,577,887,780	97.86
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	78,376,887	2.14
純資産総額	3,656,264,667	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	247,567,607,035	97.59
内 オーストラリア	28,908,077,109	11.39
内 カナダ	30,146,592,168	11.88
内 デンマーク	4,249,438,378	1.68
内 ユーロ	61,579,554,388	24.27
内 英国	44,497,268,719	17.54
内 ノルウェー	5,301,600,226	2.09
内 スウェーデン	5,238,604,077	2.06
内 米国	67,646,471,972	26.66
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	6,125,541,272	2.41
純資産総額	253,693,148,307	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引 (買建)	1,528,174,500	0.60
内 日本	1,528,174,500	0.60

(参考) 世界REITマザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資証券	137,373,680,783	94.66
内 オーストラリア	21,424,186,999	14.76
内 カナダ	4,454,159,040	3.07
内 ユーロ	14,878,647,997	10.25
内 英国	18,084,469,499	12.46
内 香港	3,713,251,997	2.56
内 ニュージーランド	788,298,354	0.54
内 シンガポール	1,391,382,023	0.96
内 米国	72,639,284,874	50.05

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	7,753,936,746	5.34
純資産総額	145,127,617,529	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)	42,729,199	0.03
内 日本	42,729,199	0.03
為替予約取引(売建)	42,923,705	△0.03
内 日本	42,923,705	△0.03

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産(平成20年9月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ハイグレード・ソブリン・マザー ファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	3,486,110,055	1.08220 3,772,668,662	1.0810 3,768,484,969	— —	33.91%
2	東京応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	4,854,237,730	0.76000 3,689,220,674	0.7532 3,656,211,858	— —	32.90%
3	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	4,132,753,532	0.89970 3,718,238,352	0.8612 3,559,127,341	— —	32.03%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.84%
合計	98.84%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 東京応援マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の詳細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	エヌ・ティ・ティ・ドコモ 日本	株式 情報・通信 業	1,416	171,200 242,419,200	167,900 237,746,400	— —	6.50%
2	アステラス製薬 日本	株式 医薬品	51,600	4,930 254,388,000	4,370 225,492,000	— —	6.17%
3	東日本旅客鉄道 日本	株式 陸運業	279	827,000 230,733,000	786,000 219,294,000	— —	6.00%
4	本田技研 日本	株式 輸送用機器	59,800	3,720 222,456,000	3,090 184,782,000	— —	5.05%
5	三菱UFJフィナンシャルG 日本	株式 銀行業	197,000	841 165,677,000	893 175,921,000	— —	4.81%
6	三井不動産 日本	株式 不動産業	86,000	2,320 199,520,000	1,961 168,646,000	— —	4.61%
7	野村ホールディングス 日本	株式 証券・商品 先物取引業	120,800	1,505 181,804,000	1,326 160,180,800	— —	4.38%
8	国際石油開発帝石 日本	株式 鉱業	176	1,071,000 188,496,000	896,000 157,696,000	— —	4.31%
9	ヤフー 日本	株式 情報・通信 業	4,650	37,350 173,677,500	33,700 156,705,000	— —	4.29%
10	キヤノン 日本	株式 電気機器	39,700	5,210 206,837,000	3,820 151,654,000	— —	4.15%
11	三菱商事 日本	株式 卸売業	62,200	2,820 175,404,000	2,155 134,041,000	— —	3.67%
12	ソニー 日本	株式 電気機器	41,100	4,210 173,031,000	3,170 130,287,000	— —	3.56%
13	エーザイ 日本	株式 医薬品	31,500	3,970 125,055,000	4,090 128,835,000	— —	3.52%
14	NTTデータ 日本	株式 情報・通信 業	298	456,000 135,888,000	414,000 123,372,000	— —	3.37%
15	住友不動産 日本	株式 不動産業	51,000	2,125 108,375,000	2,215 112,965,000	— —	3.09%
16	セコム 日本	株式 サービス業	24,800	4,850 120,280,000	4,350 107,880,000	— —	2.95%
17	大日本印刷 日本	株式 その他製品	74,000	1,499 110,926,000	1,419 105,006,000	— —	2.87%
18	HOYA 日本	株式 精密機器	46,200	2,390 110,418,000	2,060 95,172,000	— —	2.60%
19	アサヒビール 日本	株式 食料品	51,400	1,881 96,683,400	1,840 94,576,000	— —	2.59%
20	大正製薬 日本	株式 医薬品	34,000	2,245 76,330,000	2,075 70,550,000	— —	1.93%
21	日立建機 日本	株式 機械	22,900	2,540 58,166,000	2,525 57,822,500	— —	1.58%
22	いすゞ自動車 日本	株式 輸送用機器	180,000	418 75,240,000	284 51,120,000	— —	1.40%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
23	日本製鋼所 日本	株式 機械	39,000	1,796 70,044,000	1,283 50,037,000	— —	1.37%
24	東武鉄道 日本	株式 陸運業	91,000	479 43,589,000	511 46,501,000	— —	1.27%
25	ファミリーマート 日本	株式 小売業	10,400	4,470 46,488,000	4,470 46,488,000	— —	1.27%
26	ヒロセ電機 日本	株式 電気機器	4,300	10,900 46,870,000	9,940 42,742,000	— —	1.17%
27	クレディセゾン 日本	株式 その他金融 業	19,300	2,435 46,995,500	1,691 32,636,300	— —	0.89%
28	スタンレー電気 日本	株式 電気機器	20,000	2,215 44,300,000	1,522 30,440,000	— —	0.83%
29	丸井グループ 日本	株式 小売業	33,900	828 28,069,200	780 26,442,000	— —	0.72%
30	IHI 日本	株式 機械	156,000	203 31,668,000	162 25,272,000	— —	0.69%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	97.86%
合計	97.86%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
鉱業	4.31%
建設業	0.18%
食料品	3.25%
化学	0.97%
医薬品	11.62%
機械	4.55%
電気機器	10.18%
輸送用機器	6.69%
精密機器	2.82%
その他製品	3.51%
陸運業	7.27%
情報・通信業	14.37%
卸売業	4.14%
小売業	2.28%
銀行業	4.81%
証券・商品先物取引業	4.38%
その他金融業	0.89%
不動産業	8.39%
サービス業	3.25%
合計	97.86%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

- ③ **その他投資資産の主要なもの**
該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	17,442,380,000	131.83 22,994,289,554	132.67 23,140,805,546	8.000000 21/06/07	9.12%
2	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	18,199,005,000	119.00 21,658,271,870	119.12 21,678,836,746	6.250000 24/01/04	8.55%
3	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND オーストラリア	国債証券 —	17,079,507,000	99.76 17,039,540,954	100.52 17,169,516,002	5.750000 21/05/15	6.77%
4	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	12,034,834,000	139.85 16,831,798,484	139.67 16,809,172,996	8.125000 21/05/15	6.63%
5	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	8,897,375,000	161.51 14,370,150,363	159.85 14,222,631,885	9.000000 25/06/01	5.61%
6	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND オーストラリア	国債証券 —	10,897,405,000	101.68 11,080,590,378	102.63 11,184,878,544	6.000000 17/02/15	4.41%
7	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	7,135,973,000	143.37 10,231,201,289	143.25 10,222,281,323	9.000000 18/11/15	4.03%
8	BELGIUM GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	8,138,130,000	120.81 9,831,674,853	120.31 9,791,798,016	8.000000 15/03/28	3.86%
9	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	9,211,290,000	99.62 9,177,068,120	100.57 9,263,978,579	4.000000 18/01/04	3.65%
10	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	8,033,795,000	101.54 8,158,158,147	102.29 8,218,331,271	4.250000 17/07/04	3.24%
11	U.S. TREASURY NOTE 米国	国債証券 —	7,291,328,000	106.46 7,762,931,095	107.53 7,840,437,912	4.250000 15/08/15	3.09%
12	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	7,277,875,000	104.42 7,599,848,190	104.05 7,572,847,274	4.000000 17/06/01	2.99%
13	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	5,745,505,000	130.35 7,489,265,768	131.32 7,544,997,166	8.750000 17/08/25	2.97%
14	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	4,702,078,000	122.48 5,759,293,218	122.62 5,765,923,148	6.250000 23/08/15	2.27%
15	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	4,784,934,000	101.75 4,868,670,345	103.76 4,965,086,765	4.375000 38/02/15	1.96%
16	SWEDISH GOVERNMENT BOND スウェーデン	国債証券 —	4,237,425,000	113.87 4,825,155,848	114.68 4,859,478,990	6.750000 14/05/05	1.92%
17	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND ノルウェー	国債証券 —	4,446,435,000	107.74 4,790,722,462	108.43 4,821,536,257	6.500000 13/05/15	1.90%
18	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	4,005,010,000	103.87 4,160,322,042	104.75 4,195,247,975	5.000000 18/03/07	1.65%
19	U.S. TREASURY NOTE 米国	国債証券 —	4,070,301,000	101.85 4,145,967,896	102.21 4,160,580,276	3.875000 18/05/15	1.64%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
20	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	3,011,875,000	107.72 3,244,512,225	107.70 3,243,819,494	4.500000 15/06/01	1.28%
21	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	2,164,613,000	138.71 3,002,707,861	139.26 3,014,548,294	7.500000 24/11/15	1.19%
22	U.S. TREASURY NOTE 米国	国債証券 —	2,734,248,000	106.53 2,912,821,737	107.87 2,949,570,030	4.250000 14/11/15	1.16%
23	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	2,354,990,000	123.72 2,913,711,378	123.39 2,905,939,911	6.500000 27/07/04	1.15%
24	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	2,919,540,000	97.17 2,836,917,018	98.36 2,871,659,544	4.000000 16/09/07	1.13%
25	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	2,682,900,000	101.50 2,723,277,645	102.30 2,744,633,529	4.250000 18/07/04	1.08%
26	DANISH GOVERNMENT BOND デンマーク	国債証券 —	2,414,792,000	103.76 2,505,781,363	104.21 2,516,454,743	5.000000 13/11/15	0.99%
27	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	1,997,270,000	98.97 1,976,718,092	99.60 1,989,340,838	3.750000 15/01/04	0.78%
28	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	1,377,481,000	140.28 1,932,344,122	140.01 1,928,680,022	8.125000 21/08/15	0.76%
29	U.S. TREASURY NOTE 米国	国債証券 —	1,760,690,000	105.81 1,863,021,303	107.09 1,885,575,742	4.125000 15/05/15	0.74%
30	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	2,027,080,000	91.04 1,845,534,715	90.71 1,838,825,080	4.000000 37/01/04	0.72%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	97.59%
合計	97.59%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル買/円売 2008年10月	買建	3,000,000	316,979,000	310,640,000	0.12%
		英ポンド買/円売 2008年10月	買建	1,050,000	201,686,100	196,444,500	0.08%
		ユーロ買/円売 2008年10月	買建	1,000,000	153,823,000	149,030,000	0.06%
		デンマーククローネ買/円売 2008年10月	買建	39,500,000	814,363,600	789,210,000	0.31%
		オーストラリアドル買/円売 2008年10月	買建	1,000,000	87,211,000	82,850,000	0.03%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

- (注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。
- (注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考) 世界REITマザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	WESTFIELD GROUP オーストラリア	投資証券 —	8,786,043	1,518 13,342,919,619	1,433 12,596,119,333	— —	8.68%
2	UNIBAIL-RODAMCO ユーロ	投資証券 —	454,873	21,759 9,897,949,827	20,648 9,392,509,618	— —	6.47%
3	LAND SECURITIES PLC 英国	投資証券 —	2,915,052	2,507 7,310,396,556	2,279 6,644,823,138	— —	4.58%
4	SIMON PROPERTY GROUP INC 米国	投資証券 —	672,269	10,267 6,902,810,899	9,368 6,298,449,404	— —	4.34%
5	MACERICH CO/THE 米国	投資証券 —	694,145	6,904 4,792,847,688	6,009 4,171,208,516	— —	2.87%
6	VORNADO REALTY TRUST 米国	投資証券 —	455,633	10,858 4,947,390,144	8,933 4,070,601,620	— —	2.80%
7	HOST HOTELS&RESORTS INC 米国	投資証券 —	2,898,864	1,570 4,553,272,217	1,283 3,719,915,918	— —	2.56%
8	BOSTON PROPERTIES INC 米国	投資証券 —	368,098	10,761 3,961,455,474	9,244 3,402,940,194	— —	2.34%
9	BRITISH LAND CO PLC 英国	投資証券 —	2,435,420	1,412 3,438,926,898	1,347 3,281,679,742	— —	2.26%
10	HAMMERSON PLC 英国	投資証券 —	1,798,063	1,791 3,220,376,684	1,755 3,156,440,260	— —	2.17%
11	LIBERTY PROPERTY TRUST 米国	投資証券 —	860,502	4,034 3,471,309,384	3,609 3,105,908,396	— —	2.14%
12	EQUITY RESIDENTIAL 米国	投資証券 —	657,525	4,618 3,036,844,170	4,300 2,827,506,364	— —	1.95%
13	REGENCY CENTERS CORP 米国	投資証券 —	438,953	6,718 2,949,143,437	6,416 2,816,393,339	— —	1.94%
14	SOVRAN SELF STORAGE INC 米国	投資証券 —	559,043	4,324 2,417,328,487	4,382 2,449,752,533	— —	1.69%
15	AVALONBAY COMMUNITIES INC 米国	投資証券 —	236,721	10,818 2,561,066,082	9,663 2,287,454,197	— —	1.58%
16	CORIO NV ユーロ	投資証券 —	315,321	7,562 2,384,473,719	7,249 2,286,011,663	— —	1.58%
17	LINK REIT 香港	投資証券 —	9,592,500	241 2,316,147,495	218 2,096,049,501	— —	1.44%
18	PRIMARIS RETAIL REAL ESTA カナダ	投資証券 —	1,288,175	1,659 2,138,354,398	1,587 2,045,493,083	— —	1.41%
19	VENTAS INC 米国	投資証券 —	426,297	4,639 1,977,990,797	4,755 2,027,440,567	— —	1.40%
20	DEXUS PROPERTY GROUP オーストラリア	投資証券 —	15,344,542	127 1,958,065,013	128 1,970,983,403	— —	1.36%
21	CAN REAL ESTATE INVEST TR カナダ	投資証券 —	633,600	2,863 1,814,472,000	2,690 1,704,978,000	— —	1.17%
22	STOCKLAND オーストラリア	投資証券 —	3,464,429	483 1,673,776,858	464 1,607,744,495	— —	1.11%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
23	UDR INC 米国	投資証券 —	659,042	2,584 1,703,011,650	2,408 1,586,974,784	— —	1.09%
24	MACK-CALI REALTY CORP 米国	投資証券 —	469,126	4,328 2,030,466,603	3,334 1,564,513,630	— —	1.08%
25	PROLOGIS 米国	投資証券 —	410,360	4,864 1,996,271,275	3,806 1,561,911,206	— —	1.08%
26	CFS RETAIL PROPERTY TRUST オーストラリア	投資証券 —	7,980,581	188 1,507,879,704	183 1,461,585,152	— —	1.01%
27	BRE PROPERTIES-CL A 米国	投資証券 —	263,300	5,167 1,360,499,352	4,904 1,291,233,600	— —	0.89%
28	DOUGLAS EMMETT 米国	投資証券 —	539,495	2,518 1,358,892,091	2,213 1,194,059,374	— —	0.82%
29	SENIOR HOUSING PROP TRUST 米国	投資証券 —	517,999	2,294 1,188,328,815	2,283 1,182,963,899	— —	0.82%
30	HEALTH CARE REIT INC 米国	投資証券 —	220,555	5,093 1,123,412,905	5,230 1,153,565,508	— —	0.79%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	94.66%
合計	94.66%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル売/円買 2008年10月	売建	128,944	13,354,734	13,352,155	△0.01%
		米ドル買/円売 2008年10月	買建	285,925	29,579,262	29,605,104	0.02%
		シンガポールドル売/円買 2008年10月	売建	353,511	25,576,502	25,569,432	△0.02%
		英ポンド売/円買 2008年10月	売建	21,388	4,002,760	4,002,118	△0.00%
		オーストラリアドル買/円売 2008年10月	買建	158,408	13,354,734	13,124,095	0.01%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	6,521,117,018	—	1.0000	—
第1 特定期間末 (平成19年2月13日)	14,238,477,772	14,687,619,751	1.0108	1.0427
第2 特定期間末 (平成19年8月13日)	18,437,950,983	18,477,621,631	0.9296	0.9316
平成19年9月末日	18,216,691,876	—	0.9398	—
10月末日	17,818,669,880	—	0.9459	—
11月末日	16,209,101,705	—	0.8788	—
12月末日	15,668,766,679	—	0.8694	—
平成20年1月末日	14,252,763,709	—	0.8046	—
第3 特定期間末 (平成20年2月13日)	14,109,686,596	14,145,026,119	0.7985	0.8005
2月末日	14,100,688,877	—	0.8037	—
3月末日	13,183,133,328	—	0.7621	—
4月末日	14,018,008,725	—	0.8182	—
5月末日	13,972,038,277	—	0.8256	—
6月末日	13,198,462,440	—	0.7879	—
7月末日	12,996,341,780	—	0.7875	—
第4 特定期間末 (平成20年8月13日)	12,838,082,936	12,870,878,190	0.7829	0.7849
8月末日	12,711,410,336	—	0.7821	—
9月末日	11,112,205,139	—	0.6985	—

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1 特定期間	0.1000
第2 特定期間	0.0120
第3 特定期間	0.0120
第4 特定期間	0.0120

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1 特定期間	11.1
第2 特定期間	△6.8
第3 特定期間	△12.8
第4 特定期間	△0.5

りそな・埼玉応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況 (平成20年9月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	5,342,296,543	98.52
内 日本	5,342,296,543	98.52
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	80,318,950	1.48
純資産総額	5,422,615,493	100.00

(参考) 埼玉応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	1,609,670,300	94.35
内 日本	1,609,670,300	94.35
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	96,455,086	5.65
純資産総額	1,706,125,386	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成20年9月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ハイグレード・ソブリン・マザーフ アンド 日本	親投資信託 受益証券 —	1,768,077,776	1.08219 1,913,413,769	1.0810 1,911,292,075	— —	35.25%
2	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	2,003,038,340	0.89969 1,802,133,594	0.8612 1,725,016,618	— —	31.81%
3	埼玉応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	2,769,011,282	0.63720 1,764,413,988	0.6161 1,705,987,850	— —	31.46%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.52%
合計	98.52%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

- ③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(参考) 埼玉応援マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	本田技研 日本	株式 輸送用機器	31,900	3,720 118,668,000	3,090 98,571,000	— —	5.78%
2	大正製薬 日本	株式 医薬品	45,000	2,245 101,025,000	2,075 93,375,000	— —	5.47%
3	島 忠 日本	株式 小売業	33,700	2,630 88,631,000	2,360 79,532,000	— —	4.66%
4	りそなホールディングス 日本	株式 銀行業	565	132,200 74,693,000	136,100 76,896,500	— —	4.51%
5	しまむら 日本	株式 小売業	10,600	6,280 66,568,000	6,980 73,988,000	— —	4.34%
6	武蔵野銀行 日本	株式 銀行業	21,800	3,320 72,376,000	3,010 65,618,000	— —	3.85%
7	東武鉄道 日本	株式 陸運業	120,000	479 57,480,000	511 61,320,000	— —	3.59%
8	三菱マテリアル 日本	株式 非鉄金属	179,000	398 71,242,000	326 58,354,000	— —	3.42%
9	ワコム 日本	株式 電気機器	294	209,000 61,446,000	191,700 56,359,800	— —	3.30%
10	東 芝 日本	株式 電気機器	122,000	675 82,350,000	451 55,022,000	— —	3.22%
11	ヤオコー 日本	株式 小売業	14,000	3,430 48,020,000	3,470 48,580,000	— —	2.85%
12	曙ブレーキ 日本	株式 輸送用機器	77,800	660 51,348,000	623 48,469,400	— —	2.84%
13	キャノン電子 日本	株式 電気機器	29,100	2,165 63,001,500	1,659 48,276,900	— —	2.83%
14	テイ・エス テック 日本	株式 輸送用機器	46,600	1,698 79,126,800	1,003 46,739,800	— —	2.74%
15	サイゼリヤ 日本	株式 小売業	36,600	1,040 38,064,000	1,145 41,907,000	— —	2.46%
16	サンケン電気 日本	株式 電気機器	88,000	535 47,080,000	435 38,280,000	— —	2.24%
17	三国コカ・コーラ 日本	株式 食料品	37,500	1,014 38,025,000	921 34,537,500	— —	2.02%
18	ショーワ 日本	株式 輸送用機器	53,300	716 38,162,800	632 33,685,600	— —	1.97%
19	カッパクリエイト 日本	株式 小売業	16,300	1,911 31,149,300	2,050 33,415,000	— —	1.96%
20	タムロン 日本	株式 精密機器	19,800	1,962 38,847,600	1,528 30,254,400	— —	1.77%
21	クラリオン 日本	株式 電気機器	198,000	161 31,878,000	145 28,710,000	— —	1.68%
22	ユ ニ ー 日本	株式 小売業	27,000	1,179 31,833,000	1,056 28,512,000	— —	1.67%
23	ツ ツ ミ 日本	株式 その他製品	14,100	2,025 28,552,500	2,020 28,482,000	— —	1.67%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
24	キヤノンファインテック 日本	株式 機械	23,000	1,353 31,119,000	1,087 25,001,000	— —	1.47%
25	アイチ コーポレーション 日本	株式 機械	55,600	529 29,412,400	407 22,629,200	— —	1.33%
26	三井金属 日本	株式 非鉄金属	80,000	292 23,360,000	243 19,440,000	— —	1.14%
27	バルーナ 日本	株式 小売業	39,650	556 22,045,400	470 18,635,500	— —	1.09%
28	リンテック 日本	株式 その他製品	10,700	1,687 18,050,900	1,700 18,190,000	— —	1.07%
29	グローウェルHD 日本	株式 小売業	7,100	2,360 16,756,000	2,155 15,300,500	— —	0.90%
30	エンプラス 日本	株式 電気機器	14,600	1,100 16,060,000	935 13,651,000	— —	0.80%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	94.35%
合計	94.35%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
食料品	2.02%
繊維製品	0.16%
化学	1.90%
医薬品	5.47%
ゴム製品	0.44%
ガラス・土石製品	0.14%
鉄鋼	0.21%
非鉄金属	4.98%
金属製品	0.61%
機械	4.53%
電気機器	15.49%
輸送用機器	15.26%
精密機器	3.01%
その他製品	2.74%
陸運業	4.17%
卸売業	0.07%
小売業	23.52%
銀行業	8.35%
サービス業	1.27%
合計	94.35%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	4,114,198,196	—	1.0000	—
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	8,708,411,726	8,810,819,834	1.0109	1.0228
第2特定期間末 (平成19年8月13日)	8,354,909,030	8,372,772,218	0.9354	0.9374
平成19年9月末日	8,262,057,657	—	0.9318	—
10月末日	8,255,252,708	—	0.9417	—
11月末日	7,637,904,358	—	0.8746	—
12月末日	7,446,941,339	—	0.8618	—
平成20年1月末日	6,799,083,176	—	0.7961	—
第3特定期間末 (平成20年2月13日)	6,746,097,357	6,763,139,854	0.7917	0.7937
2月末日	6,777,418,646	—	0.7972	—
3月末日	6,433,768,080	—	0.7617	—
4月末日	6,748,902,270	—	0.8038	—
5月末日	6,746,716,328	—	0.8107	—
6月末日	6,370,362,007	—	0.7699	—
7月末日	6,263,038,707	—	0.7650	—
第4特定期間末 (平成20年8月13日)	6,165,752,727	6,182,070,284	0.7557	0.7577
8月末日	6,114,524,923	—	0.7512	—
9月末日	5,422,615,493	—	0.6753	—

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0720
第2特定期間	0.0120
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	8.3
第2特定期間	△6.3
第3特定期間	△14.1
第4特定期間	△3.0

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

りそな・多摩応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況 (平成20年9月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,522,804,536	98.23
内 日本	1,522,804,536	98.23
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	27,473,068	1.77
純資産総額	1,550,277,604	100.00

(参考) 多摩応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	461,829,250	94.33
内 日本	461,829,250	94.33
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	27,748,790	5.67
純資産総額	489,578,040	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成20年9月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1 ハイグレード・ソブリン・マザーフ アンド 日本	親投資信託 受益証券 —	500,712,480	1.08220 541,871,045	1.0810 541,270,190	— —	34.91%
2 世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	571,203,047	0.89970 513,911,382	0.8612 491,920,064	— —	31.73%
3 多摩応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	835,519,253	0.60670 506,909,530	0.5860 489,614,282	— —	31.58%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.23%
合計	98.23%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

- ③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(参考) 多摩応援マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	京王電鉄 日本	株式 陸運業	54,000	573 30,942,000	564 30,456,000	— —	6.22%
2	シチズンホールディングス 日本	株式 精密機器	35,600	714 25,418,400	723 25,738,800	— —	5.26%
3	ミツミ電機 日本	株式 電気機器	9,500	2,510 23,845,000	2,600 24,700,000	— —	5.05%
4	立飛企業 日本	株式 不動産業	4,500	6,050 27,225,000	5,450 24,525,000	— —	5.01%
5	サンドラッグ 日本	株式 小売業	10,700	2,400 25,680,000	2,070 22,149,000	— —	4.52%
6	横河電機 日本	株式 電気機器	30,100	871 26,217,100	659 19,835,900	— —	4.05%
7	日野自動車 日本	株式 輸送用機器	44,000	560 24,640,000	422 18,568,000	— —	3.79%
8	東京精密 日本	株式 精密機器	13,900	1,503 20,891,700	1,261 17,527,900	— —	3.58%
9	いなげや 日本	株式 小売業	17,000	900 15,300,000	891 15,147,000	— —	3.09%
10	エプソントヨコム 日本	株式 電気機器	53,000	358 18,974,000	277 14,681,000	— —	3.00%
11	新立川航空機 日本	株式 機械	3,600	3,940 14,184,000	4,050 14,580,000	— —	2.98%
12	タチエス 日本	株式 輸送用機器	12,100	1,172 14,181,200	915 11,071,500	— —	2.26%
13	アロカ 日本	株式 電気機器	9,900	1,322 13,087,800	1,048 10,375,200	— —	2.12%
14	フオスター電機 日本	株式 電気機器	7,800	2,140 16,692,000	1,301 10,147,800	— —	2.07%
15	ケンウッド 日本	株式 電気機器	127,000	99 12,573,000	77 9,779,000	— —	2.00%
16	よみうりランド 日本	株式 サービス業	28,000	348 9,744,000	316 8,848,000	— —	1.81%
17	日本マイクロニクス 日本	株式 電気機器	6,100	2,215 13,511,500	1,450 8,845,000	— —	1.81%
18	日本電子 日本	株式 電気機器	27,000	402 10,854,000	317 8,559,000	— —	1.75%
19	新川 日本	株式 機械	6,900	1,212 8,362,800	1,216 8,390,400	— —	1.71%
20	日本無線 日本	株式 電気機器	43,000	256 11,008,000	192 8,256,000	— —	1.69%
21	JUKI 日本	株式 機械	45,000	202 9,090,000	175 7,875,000	— —	1.61%
22	松屋フーズ 日本	株式 小売業	6,300	1,270 8,001,000	1,244 7,837,200	— —	1.60%
23	わらべや日洋 日本	株式 食料品	5,700	1,402 7,991,400	1,337 7,620,900	— —	1.56%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
24	富士通フロンテック 日本	株式 電気機器	7,900	1,029 8,129,100	959 7,576,100	— —	1.55%
25	アーネストワン 日本	株式 不動産業	22,100	340 7,514,000	326 7,204,600	— —	1.47%
26	昭和飛行機 日本	株式 輸送用機器	12,000	805 9,660,000	561 6,732,000	— —	1.38%
27	ダイワ精工 日本	株式 その他製品	46,000	179 8,234,000	133 6,118,000	— —	1.25%
28	OLYMPIC 日本	株式 小売業	7,900	580 4,582,000	710 5,609,000	— —	1.15%
29	ジャムコ 日本	株式 輸送用機器	8,000	670 5,360,000	699 5,592,000	— —	1.14%
30	シダックス 日本	株式 サービス業	139	49,500 6,880,500	39,650 5,511,350	— —	1.13%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	94.33%
合計	94.33%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
食料品	1.56%
繊維製品	0.72%
パルプ・紙	0.28%
化学	0.31%
ガラス・土石製品	0.11%
金属製品	1.37%
機械	8.85%
電気機器	27.89%
輸送用機器	9.10%
精密機器	9.66%
その他製品	1.44%
陸運業	6.79%
倉庫・運輸関連業	0.78%
情報・通信業	0.72%
卸売業	0.52%
小売業	13.04%
不動産業	7.70%
サービス業	3.51%
合計	94.33%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	3,319,368,889	—	1.0000	—
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	3,300,944,086	3,382,179,290	1.0109	1.0357
第2特定期間末 (平成19年8月13日)	2,735,694,986	2,741,534,274	0.9370	0.9390
平成19年9月末日	2,683,967,872	—	0.9334	—
10月末日	2,614,903,980	—	0.9384	—
11月末日	2,371,993,875	—	0.8705	—
12月末日	2,311,033,326	—	0.8650	—
平成20年1月末日	2,110,615,993	—	0.8020	—
第3特定期間末 (平成20年2月13日)	2,066,436,823	2,071,672,015	0.7894	0.7914
2月末日	2,060,364,702	—	0.7951	—
3月末日	1,894,144,567	—	0.7531	—
4月末日	1,995,621,279	—	0.7955	—
5月末日	1,976,004,154	—	0.7954	—
6月末日	1,866,454,099	—	0.7602	—
7月末日	1,833,943,928	—	0.7544	—
第4特定期間末 (平成20年8月13日)	1,796,763,741	1,801,593,514	0.7440	0.7460
8月末日	1,773,203,172	—	0.7386	—
9月末日	1,550,277,604	—	0.6608	—

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0760
第2特定期間	0.0120
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	8.7
第2特定期間	△6.1
第3特定期間	△14.5
第4特定期間	△4.2

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

りそな・神奈川応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況 (平成20年9月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,060,376,494	98.11
内 日本	1,060,376,494	98.11
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	20,435,668	1.89
純資産総額	1,080,812,162	100.00

(参考) 神奈川応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	335,932,400	96.96
内 日本	335,932,400	96.96
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	10,535,498	3.04
純資産総額	346,467,898	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成20年9月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ハイグレード・ソブリン・マザーフ アンド 日本	親投資信託 受益証券 —	344,552,502	1.08220 372,874,717	1.0810 372,461,254	— —	34.46%
2	神奈川応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	566,944,863	0.62130 352,242,843	0.6111 346,460,005	— —	32.06%
3	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	396,487,733	0.89970 356,720,013	0.8612 341,455,235	— —	31.59%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.11%
合計	98.11%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

- ③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(参考) 神奈川応援マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	日産自動車 日本	株式 輸送用機器	23,100	860 19,866,000	697 16,100,700	— —	4.65%
2	相模鉄道 日本	株式 陸運業	39,000	393 15,327,000	399 15,561,000	— —	4.49%
3	富士通 日本	株式 電気機器	26,000	820 21,320,000	583 15,158,000	— —	4.38%
4	日揮 日本	株式 建設業	9,000	1,934 17,406,000	1,654 14,886,000	— —	4.30%
5	横浜銀行 日本	株式 銀行業	29,000	661 19,169,000	502 14,558,000	— —	4.20%
6	アマダ 日本	株式 機械	24,000	648 15,552,000	567 13,608,000	— —	3.93%
7	千代田化工建 日本	株式 建設業	17,000	903 15,351,000	756 12,852,000	— —	3.71%
8	日本発条 日本	株式 金属製品	22,000	754 16,588,000	571 12,562,000	— —	3.63%
9	富士電機HLDGS 日本	株式 電気機器	49,000	270 13,230,000	250 12,250,000	— —	3.54%
10	アルバック 日本	株式 電気機器	4,000	3,030 12,120,000	2,910 11,640,000	— —	3.36%
11	日産車体 日本	株式 輸送用機器	14,000	763 10,682,000	696 9,744,000	— —	2.81%
12	ニフコ 日本	株式 化学	5,000	2,255 11,275,000	1,827 9,135,000	— —	2.64%
13	東邦チタニウム 日本	株式 非鉄金属	5,600	1,646 9,217,600	1,580 8,848,000	— —	2.55%
14	東芝プラントシステム 日本	株式 建設業	9,000	901 8,109,000	975 8,775,000	— —	2.53%
15	光栄 日本	株式 情報・通信業	6,300	1,550 9,765,000	1,359 8,561,700	— —	2.47%
16	ファンケル 日本	株式 化学	6,500	1,280 8,320,000	1,270 8,255,000	— —	2.38%
17	関東自動車 日本	株式 輸送用機器	6,400	1,395 8,928,000	1,271 8,134,400	— —	2.35%
18	サカタのタネ 日本	株式 水産・農林業	4,700	1,492 7,012,400	1,557 7,317,900	— —	2.11%
19	東京応化工業 日本	株式 化学	4,400	2,025 8,910,000	1,649 7,255,600	— —	2.09%
20	岡村製作所 日本	株式 その他製品	10,000	736 7,360,000	671 6,710,000	— —	1.94%
21	富士ソフト 日本	株式 情報・通信業	3,500	1,879 6,576,500	1,849 6,471,500	— —	1.87%
22	アマノ 日本	株式 機械	7,500	893 6,697,500	833 6,247,500	— —	1.80%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
23	コココーラセントラルジャパン 日本	株式 食料品	8	730,000 5,840,000	628,000 5,024,000	— —	1.45%
24	ユニプレス 日本	株式 輸送用機器	3,700	1,095 4,051,500	1,036 3,833,200	— —	1.11%
25	メイコー 日本	株式 電気機器	1,600	2,555 4,088,000	2,315 3,704,000	— —	1.07%
26	クワイエットエス・ディー 日本	株式 小売業	2,000	2,075 4,150,000	1,817 3,634,000	— —	1.05%
27	横浜冷凍 日本	株式 卸売業	5,000	761 3,805,000	719 3,595,000	— —	1.04%
28	新興プランテック 日本	株式 建設業	4,300	1,232 5,297,600	828 3,560,400	— —	1.03%
29	アンリツ 日本	株式 電気機器	12,000	294 3,528,000	287 3,444,000	— —	0.99%
30	プレス工業 日本	株式 輸送用機器	11,000	442 4,862,000	283 3,113,000	— —	0.90%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	96.96%
合計	96.96%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
水産・農林業	2.11%
建設業	11.57%
食料品	2.59%
繊維製品	0.63%
化学	7.11%
石油・石炭製品	0.37%
ガラス・土石製品	0.73%
鉄鋼	0.40%
非鉄金属	2.55%
金属製品	4.24%
機械	8.25%
電気機器	17.01%
輸送用機器	13.57%
その他製品	1.94%
陸運業	6.55%
倉庫・運輸関連業	0.65%
情報・通信業	6.11%
卸売業	2.77%
小売業	3.38%
銀行業	4.20%
サービス業	0.23%
合計	96.96%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	2,156,421,034	—	1.0000	—
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	2,266,666,805	2,315,779,504	1.0104	1.0323
第2特定期間末 (平成19年8月13日)	1,808,360,623	1,812,264,347	0.9265	0.9285
平成19年9月末日	1,796,565,336	—	0.9311	—
10月末日	1,794,841,373	—	0.9386	—
11月末日	1,627,360,077	—	0.8738	—
12月末日	1,583,440,716	—	0.8636	—
平成20年1月末日	1,424,278,789	—	0.7941	—
第3特定期間末 (平成20年2月13日)	1,404,192,220	1,407,774,314	0.7840	0.7860
2月末日	1,395,350,425	—	0.7950	—
3月末日	1,307,936,827	—	0.7547	—
4月末日	1,365,862,227	—	0.7955	—
5月末日	1,386,815,013	—	0.8105	—
6月末日	1,314,152,881	—	0.7742	—
7月末日	1,280,996,672	—	0.7694	—
第4特定期間末 (平成20年8月13日)	1,235,515,256	1,238,785,284	0.7557	0.7577
8月末日	1,224,844,699	—	0.7535	—
9月末日	1,080,812,162	—	0.6726	—

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0700
第2特定期間	0.0120
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	8.0
第2特定期間	△7.1
第3特定期間	△14.1
第4特定期間	△2.1

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

りそな・中部応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況 (平成20年9月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	4,712,093,277	98.32
内 日本	4,712,093,277	98.32
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	80,404,731	1.68
純資産総額	4,792,498,008	100.00

(参考) 中部応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	1,489,613,500	95.08
内 日本	1,489,613,500	95.08
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	77,089,663	4.92
純資産総額	1,566,703,163	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成20年9月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ハイグレード・ソブリン・マザー ファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	1,507,768,740	1.08219 1,631,707,330	1.0810 1,629,898,007	— —	34.01%
2	中部応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	2,265,258,441	0.70810 1,604,029,502	0.6916 1,566,652,737	— —	32.69%
3	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	1,759,803,220	0.89969 1,583,294,957	0.8612 1,515,542,533	— —	31.62%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.32%
合計	98.32%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

- ③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(参考) 中部応援マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	中部電力 日本	株式 電気・ガス業	37,700	2,635 99,339,500	2,485 93,684,500	— —	5.98%
2	東海旅客鉄道 日本	株式 陸運業	89	1,102,000 98,078,000	995,000 88,555,000	— —	5.65%
3	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	18,100	4,960 89,776,000	4,380 79,278,000	— —	5.06%
4	ファナック 日本	株式 電気機器	9,400	8,628 81,105,072	7,740 72,756,000	— —	4.64%
5	スズキ 日本	株式 輸送用機器	37,800	2,309 87,308,210	1,918 72,500,400	— —	4.63%
6	デンソー 日本	株式 輸送用機器	27,800	2,872 79,849,020	2,540 70,612,000	— —	4.51%
7	豊田自動織機 日本	株式 輸送用機器	25,600	3,174 81,254,843	2,625 67,200,000	— —	4.29%
8	アイシン精機 日本	株式 輸送用機器	23,200	2,836 65,801,699	2,525 58,580,000	— —	3.74%
9	静岡銀行 日本	株式 銀行業	56,000	1,082 60,636,360	1,020 57,120,000	— —	3.65%
10	豊田通商 日本	株式 卸売業	27,800	1,894 52,664,863	1,353 37,613,400	— —	2.40%
11	日本碍子 日本	株式 ガラス・土石 製品	26,000	1,507 39,182,000	1,260 32,760,000	— —	2.09%
12	ヤマハ発動機 日本	株式 輸送用機器	22,600	1,695 38,325,427	1,417 32,024,200	— —	2.04%
13	ジェイテクト 日本	株式 機械	25,300	1,395 35,302,921	1,187 30,031,100	— —	1.92%
14	イビデン 日本	株式 電気機器	11,700	3,512 41,095,051	2,490 29,133,000	— —	1.86%
15	ヤマハ 日本	株式 その他製品	15,900	1,839 29,240,100	1,787 28,413,300	— —	1.81%
16	東邦瓦斯 日本	株式 電気・ガス業	44,000	592 26,053,251	582 25,608,000	— —	1.63%
17	ブラザー工業 日本	株式 電気機器	21,800	1,271 27,714,241	1,101 24,001,800	— —	1.53%
18	スルガ銀行 日本	株式 銀行業	20,000	1,264 25,280,000	1,196 23,920,000	— —	1.53%
19	マキタ 日本	株式 機械	11,200	3,022 33,849,954	2,100 23,520,000	— —	1.50%
20	スズケン 日本	株式 卸売業	7,300	3,695 26,978,709	3,210 23,433,000	— —	1.50%
21	八十二銀行 日本	株式 銀行業	42,000	647 27,207,253	551 23,142,000	— —	1.48%
22	名古屋鉄道 日本	株式 陸運業	69,000	299 20,640,646	301 20,769,000	— —	1.33%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
23	大同特殊鋼 日本	株式 鉄鋼	34,000	585 19,913,136	548 18,632,000	— —	1.19%
24	リンナイ 日本	株式 金属製品	4,300	3,685 15,845,905	4,270 18,361,000	— —	1.17%
25	日本特殊陶業 日本	株式 ガラス・土石 製品	18,000	1,241 22,338,000	1,016 18,288,000	— —	1.17%
26	豊田合成 日本	株式 輸送用機器	10,100	2,403 24,277,170	1,750 17,675,000	— —	1.13%
27	ユー・エス・エス 日本	株式 サービス業	2,570	7,092 18,227,051	6,740 17,321,800	— —	1.11%
28	トヨタ車体 日本	株式 輸送用機器	9,100	1,820 16,569,378	1,880 17,108,000	— —	1.09%
29	トヨタ紡織 日本	株式 輸送用機器	14,700	1,885 27,718,210	1,142 16,787,400	— —	1.07%
30	浜松ホトニクス 日本	株式 電気機器	6,500	2,628 17,086,533	2,545 16,542,500	— —	1.06%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	95.08%
合計	95.08%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
水産・農林業	0.39%
食料品	0.82%
パルプ・紙	0.48%
医薬品	0.59%
ゴム製品	0.56%
ガラス・土石製品	3.52%
鉄鋼	1.60%
金属製品	1.17%
機械	5.55%
電気機器	11.28%
輸送用機器	29.82%
その他製品	1.81%
電気・ガス業	7.61%
陸運業	7.48%
卸売業	4.27%
小売業	3.93%
銀行業	11.72%
サービス業	2.47%
合計	95.08%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	2,276,149,882	—	1.0000	—
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	6,378,218,910	6,592,301,944	1.0102	1.0441
第2特定期間末 (平成19年8月13日)	8,646,975,093	8,665,126,575	0.9508	0.9527
平成19年9月末日	8,583,968,606	—	0.9595	—
10月末日	8,441,442,907	—	0.9696	—
11月末日	7,687,051,374	—	0.9050	—
12月末日	7,432,775,610	—	0.8929	—
平成20年1月末日	6,743,374,551	—	0.8253	—
第3特定期間末 (平成20年2月13日)	6,674,753,031	6,691,013,992	0.8210	0.8230
2月末日	6,640,288,226	—	0.8210	—
3月末日	6,183,201,140	—	0.7729	—
4月末日	6,441,700,324	—	0.8152	—
5月末日	6,406,190,894	—	0.8206	—
6月末日	6,010,547,050	—	0.7866	—
7月末日	5,748,095,332	—	0.7742	—
第4特定期間末 (平成20年8月13日)	5,675,753,854	5,690,566,633	0.7663	0.7683
8月末日	5,483,209,029	—	0.7610	—
9月末日	4,792,498,008	—	0.6824	—

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.1000
第2特定期間	0.0120
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	11.0
第2特定期間	△4.7
第3特定期間	△12.4
第4特定期間	△5.2

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況（平成20年9月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,293,647,509	98.66
内 日本	1,293,647,509	98.66
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	17,578,793	1.34
純資産総額	1,311,226,302	100.00

(参考) 京都滋賀応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	417,234,820	98.26
内 日本	417,234,820	98.26
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	7,407,022	1.74
純資産総額	424,641,842	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産（平成20年9月30日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ハイグレード・ソブリン・マザーフ アンド 日本	親投資信託 受益証券 —	418,674,372	1.0822 453,089,405	1.0810 452,586,996	— —	34.52%
2	京都滋賀応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	569,546,996	0.7766 442,310,197	0.7456 424,654,240	— —	32.39%
3	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	483,518,664	0.8997 435,021,742	0.8612 416,406,273	— —	31.76%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.66%
合計	98.66%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

- ③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(参考) 京都滋賀応援マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	日本写真印刷 日本	株式 その他製品	5,000	5,720 28,600,000	5,000 25,000,000	— —	5.89%
2	滋賀銀行 日本	株式 銀行業	35,000	661 23,135,000	661 23,135,000	— —	5.45%
3	日本電産 日本	株式 電気機器	3,500	7,650 26,775,000	6,380 22,330,000	— —	5.26%
4	任 天 堂 日本	株式 その他製品	500	53,900 26,950,000	43,400 21,700,000	— —	5.11%
5	京 セ ラ 日本	株式 電気機器	2,700	9,370 25,299,000	7,880 21,276,000	— —	5.01%
6	京都銀行 日本	株式 銀行業	20,000	1,150 23,000,000	1,050 21,000,000	— —	4.95%
7	宝ホールディングス 日本	株式 食料品	28,000	702 19,656,000	732 20,496,000	— —	4.83%
8	島津製作所 日本	株式 精密機器	24,000	1,045 25,080,000	844 20,256,000	— —	4.77%
9	村田製作所 日本	株式 電気機器	4,800	4,830 23,184,000	4,170 20,016,000	— —	4.71%
10	ワコールホールディングス 日本	株式 繊維製品	17,000	1,186 20,162,000	1,163 19,771,000	— —	4.66%
11	オムロン 日本	株式 電気機器	11,400	1,984 22,617,600	1,610 18,354,000	— —	4.32%
12	ロ ー ム 日本	株式 電気機器	3,200	6,630 21,216,000	5,710 18,272,000	— —	4.30%
13	ジーエス・ユアサ コーポ 日本	株式 電気機器	48,000	525 25,200,000	369 17,712,000	— —	4.17%
14	堀場製作所 日本	株式 電気機器	5,500	2,415 13,282,500	2,360 12,980,000	— —	3.06%
15	グ ン ゼ 日本	株式 繊維製品	30,000	452 13,560,000	410 12,300,000	— —	2.90%
16	日本電気硝子 日本	株式 ガラス・土石 製品	13,000	1,566 20,358,000	926 12,038,000	— —	2.83%
17	平 和 堂 日本	株式 小売業	7,600	1,627 12,365,200	1,505 11,438,000	— —	2.69%
18	大日本スクリーン 日本	株式 電気機器	33,000	461 15,213,000	337 11,121,000	— —	2.62%
19	日本新薬 日本	株式 医薬品	9,000	1,303 11,727,000	1,000 9,000,000	— —	2.12%
20	三洋化成 日本	株式 化学	15,000	533 7,995,000	509 7,635,000	— —	1.80%
21	ニチコン 日本	株式 電気機器	10,200	866 8,833,200	712 7,262,400	— —	1.71%
22	フジテック 日本	株式 機械	12,000	547 6,564,000	513 6,156,000	— —	1.45%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
23	日新電機 日本	株式 電気機器	14,000	467 6,538,000	422 5,908,000	— —	1.39%
24	王将フードサービス 日本	株式 小売業	3,000	1,417 4,251,000	1,374 4,122,000	— —	0.97%
25	ユーシン精機 日本	株式 機械	2,300	1,948 4,480,400	1,709 3,930,700	— —	0.93%
26	ニッセンHD 日本	株式 小売業	8,300	414 3,436,200	442 3,668,600	— —	0.86%
27	第一精工 日本	株式 電気機器	2,000	2,295 4,590,000	1,640 3,280,000	— —	0.77%
28	びわこ銀行 日本	株式 銀行業	19,000	155 2,945,000	135 2,565,000	— —	0.60%
29	オブテックス 日本	株式 電気機器	2,200	1,207 2,655,400	969 2,131,800	— —	0.50%
30	キャノンマシナリー 日本	株式 機械	1,100	2,830 3,113,000	1,859 2,044,900	— —	0.48%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	98.26%
合計	98.26%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
建設業	0.22%
食料品	4.83%
繊維製品	8.34%
化学	2.54%
医薬品	2.12%
ガラス・土石製品	2.83%
鉄鋼	0.18%
金属製品	0.84%
機械	3.59%
電気機器	38.54%
輸送用機器	0.31%
精密機器	5.20%
その他製品	11.14%
倉庫・運輸関連業	0.43%
情報・通信業	0.37%
卸売業	0.50%
小売業	4.61%
銀行業	11.00%
サービス業	0.66%
合計	98.26%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	1,732,622,055	—	1.0000	—
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	2,360,776,220	2,411,921,430	1.0107	1.0326
第2特定期間末 (平成19年8月13日)	1,973,430,580	1,977,620,285	0.9420	0.9440
平成19年9月末日	1,956,924,201	—	0.9419	—
10月末日	1,948,196,035	—	0.9462	—
11月末日	1,802,406,823	—	0.8868	—
12月末日	1,777,103,419	—	0.8817	—
平成20年1月末日	1,618,792,319	—	0.8094	—
第3特定期間末 (平成20年2月13日)	1,607,164,736	1,611,157,157	0.8051	0.8071
2月末日	1,598,039,404	—	0.8146	—
3月末日	1,526,848,386	—	0.7803	—
4月末日	1,600,412,121	—	0.8262	—
5月末日	1,610,538,442	—	0.8384	—
6月末日	1,539,817,246	—	0.8071	—
7月末日	1,514,738,013	—	0.7989	—
第4特定期間末 (平成20年8月13日)	1,513,836,573	1,517,619,750	0.8003	0.8023
8月末日	1,491,939,939	—	0.7962	—
9月末日	1,311,226,302	—	0.7061	—

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0760
第2特定期間	0.0220
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	8.7
第2特定期間	△4.6
第3特定期間	△13.3
第4特定期間	0.9

りそな・大阪応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況 (平成20年9月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	6,926,391,586	98.90
内 日本	6,926,391,586	98.90
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	76,727,028	1.10
純資産総額	7,003,118,614	100.00

(参考) 大阪応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	2,262,446,800	98.25
内 日本	2,262,446,800	98.25
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	40,327,928	1.75
純資産総額	2,302,774,728	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成20年9月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ハイグレード・ソブリン・マザー ファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	2,217,662,510	1.08220 2,399,954,506	1.0810 2,397,293,173	— —	34.23%
2	大阪応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	3,145,421,448	0.74540 2,344,597,147	0.7321 2,302,763,042	— —	32.88%
3	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	2,585,154,867	0.89970 2,325,863,834	0.8612 2,226,335,371	— —	31.79%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.90%
合計	98.90%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

- ③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(参考) 大阪応援マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	関西電力 日本	株式 電気・ガス業	53,800	2,585 139,073,000	2,350 126,430,000	— —	5.49%
2	武田薬品 日本	株式 医薬品	23,900	6,070 145,073,000	5,250 125,475,000	— —	5.45%
3	松下電器産業 日本	株式 電気機器	57,000	2,315 131,955,000	1,795 102,315,000	— —	4.44%
4	住友金属工業 日本	株式 鉄鋼	275,000	447 122,925,000	317 87,175,000	— —	3.79%
5	シャープ 日本	株式 電気機器	74,000	1,423 105,302,000	1,126 83,324,000	— —	3.62%
6	住友信託 日本	株式 銀行業	118,000	673 79,414,000	670 79,060,000	— —	3.43%
7	商船三井 日本	株式 海運業	85,000	1,235 104,975,000	884 75,140,000	— —	3.26%
8	キーエンス 日本	株式 電気機器	3,500	22,530 78,855,000	20,800 72,800,000	— —	3.16%
9	ダイキン工業 日本	株式 機械	20,700	3,890 80,523,000	3,470 71,829,000	— —	3.12%
10	伊藤忠 日本	株式 卸売業	112,000	884 99,008,000	622 69,664,000	— —	3.03%
11	西日本旅客鉄道 日本	株式 陸運業	141	498,000 70,218,000	452,000 63,732,000	— —	2.77%
12	住友電工 日本	株式 非鉄金属	55,900	1,223 68,365,700	1,133 63,334,700	— —	2.75%
13	クボタ 日本	株式 機械	91,000	765 69,615,000	648 58,968,000	— —	2.56%
14	大阪瓦斯 日本	株式 電気・ガス業	158,000	405 63,990,000	362 57,196,000	— —	2.48%
15	田辺三菱製薬 日本	株式 医薬品	39,000	1,455 56,745,000	1,457 56,823,000	— —	2.47%
16	りそなホールディングス 日本	株式 銀行業	404	132,200 53,408,800	136,100 54,984,400	— —	2.39%
17	塩野義製薬 日本	株式 医薬品	24,000	2,375 57,000,000	2,125 51,000,000	— —	2.21%
18	松下電工 日本	株式 電気機器	53,000	955 50,615,000	920 48,760,000	— —	2.12%
19	積水ハウス 日本	株式 建設業	50,000	962 48,100,000	954 47,700,000	— —	2.07%
20	近畿鉄道 日本	株式 陸運業	121,000	315 38,115,000	368 44,528,000	— —	1.93%
21	阪急阪神HLDGS 日本	株式 陸運業	90,000	449 40,410,000	485 43,650,000	— —	1.90%
22	旭化成 日本	株式 化学	99,000	493 48,807,000	439 43,461,000	— —	1.89%
23	大和ハウス 日本	株式 建設業	42,000	1,028 43,176,000	988 41,496,000	— —	1.80%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
24	小野薬品 日本	株式 医薬品	8,500	5,500 46,750,000	4,860 41,310,000	— —	1.79%
25	ダイハツ 日本	株式 輸送用機器	30,000	1,293 38,790,000	1,140 34,200,000	— —	1.49%
26	日清食品 日本	株式 食料品	9,000	3,490 31,410,000	3,760 33,840,000	— —	1.47%
27	日東電工 日本	株式 化学	12,300	3,330 40,959,000	2,635 32,410,500	— —	1.41%
28	ジェイテクト 日本	株式 機械	22,700	1,398 31,734,600	1,187 26,944,900	— —	1.17%
29	大林組 日本	株式 建設業	51,000	483 24,633,000	523 26,673,000	— —	1.16%
30	日本ハム 日本	株式 食料品	16,000	1,699 27,184,000	1,584 25,344,000	— —	1.10%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	98.25%
合計	98.25%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
建設業	5.81%
食料品	3.53%
繊維製品	1.31%
パルプ・紙	0.55%
化学	7.37%
医薬品	14.09%
ガラス・土石製品	0.33%
鉄鋼	4.64%
非鉄金属	2.75%
機械	8.09%
電気機器	13.88%
輸送用機器	2.84%
精密機器	0.16%
その他製品	0.32%
電気・ガス業	7.97%
陸運業	8.05%
海運業	3.26%
情報・通信業	0.61%
卸売業	3.66%
小売業	1.29%
銀行業	6.05%
保険業	1.04%
その他金融業	0.24%
不動産業	0.28%
サービス業	0.13%

業種	投資比率
合計	98.25%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	7,502,409,332	—	1.0000	—
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	11,389,760,687	11,749,521,764	1.0102	1.0421
第2特定期間末 (平成19年8月13日)	11,390,960,365	11,415,462,631	0.9298	0.9318
平成19年9月末日	11,395,753,919	—	0.9422	—
10月末日	11,069,318,592	—	0.9395	—
11月末日	10,168,143,120	—	0.8770	—
12月末日	9,904,062,947	—	0.8703	—
平成20年1月末日	9,154,829,327	—	0.8155	—
第3特定期間末 (平成20年2月13日)	9,085,464,225	9,107,876,553	0.8107	0.8127
2月末日	9,034,346,468	—	0.8108	—
3月末日	8,435,954,644	—	0.7676	—
4月末日	8,912,440,797	—	0.8194	—
5月末日	8,956,666,830	—	0.8299	—
6月末日	8,423,917,890	—	0.7915	—
7月末日	8,280,004,313	—	0.7907	—
第4特定期間末 (平成20年8月13日)	8,124,881,994	8,145,727,048	0.7796	0.7816
8月末日	8,041,916,473	—	0.7796	—
9月末日	7,003,118,614	—	0.6958	—

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0940
第2特定期間	0.0120
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	10.4
第2特定期間	△6.8
第3特定期間	△11.5
第4特定期間	△2.4

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

りそな・ひようご応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況 (平成20年9月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	980,631,026	98.75
内 日本	980,631,026	98.75
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	12,415,990	1.25
純資産総額	993,047,016	100.00

(参考) 兵庫応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	317,425,200	95.84
内 日本	317,425,200	95.84
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	13,771,204	4.16
純資産総額	331,196,404	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ

(2) 投資資産(平成20年9月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ハイグレード・ソブリン・マザー ファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	316,275,393	1.08220 342,273,230	1.0810 341,893,699	— —	34.43%
2	兵庫応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	455,484,183	0.73440 334,507,583	0.7271 331,182,549	— —	33.35%
3	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	357,123,524	0.89970 321,304,034	0.8612 307,554,778	— —	30.97%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.75%
合計	98.75%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 兵庫応援マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	シスメックス 日本	株式 電気機器	4,700	4,760 22,372,000	4,670 21,949,000	— —	6.63%
2	住友ゴム 日本	株式 ゴム製品	23,200	885 20,532,000	922 21,390,400	— —	6.46%
3	上 組 日本	株式 倉庫・運輸 関連業	24,000	774 18,576,000	784 18,816,000	— —	5.68%
4	関西ペイント 日本	株式 化学	26,000	652 16,952,000	647 16,822,000	— —	5.08%
5	グローリー 日本	株式 機械	7,000	2,225 15,575,000	2,390 16,730,000	— —	5.05%
6	大和工業 日本	株式 鉄鋼	3,700	4,160 15,392,000	3,600 13,320,000	— —	4.02%
7	アシックス 日本	株式 その他製品	16,000	999 15,984,000	813 13,008,000	— —	3.93%
8	川崎重工業 日本	株式 輸送用機器	59,000	246 14,514,000	218 12,862,000	— —	3.88%
9	神戸製鋼所 日本	株式 鉄鋼	58,000	265 15,370,000	207 12,006,000	— —	3.63%
10	川崎汽船 日本	株式 海運業	17,000	734 12,478,000	632 10,744,000	— —	3.24%
11	大阪チタニウム 日本	株式 非鉄金属	2,800	4,060 11,368,000	3,390 9,492,000	— —	2.87%
12	西松屋チェーン 日本	株式 小売業	7,900	1,055 8,334,500	999 7,892,100	— —	2.38%
13	日本毛織 日本	株式 繊維製品	9,000	863 7,767,000	821 7,389,000	— —	2.23%
14	山陽特殊鋼 日本	株式 鉄鋼	13,000	533 6,929,000	538 6,994,000	— —	2.11%
15	アサヒブリテック 日本	株式 非鉄金属	3,400	2,870 9,758,000	2,015 6,851,000	— —	2.07%
16	みなと銀行 日本	株式 銀行業	44,000	178 7,832,000	147 6,468,000	— —	1.95%
17	加藤産業 日本	株式 卸売業	4,600	1,359 6,251,400	1,249 5,745,400	— —	1.73%
18	日本管財 日本	株式 サービス業	2,200	2,780 6,116,000	2,595 5,709,000	— —	1.72%
19	ノーリツ 日本	株式 金属製品	5,200	998 5,189,600	953 4,955,600	— —	1.50%
20	ユニチカ 日本	株式 繊維製品	48,000	100 4,800,000	89 4,272,000	— —	1.29%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
21	新明和工業 日本	株式 輸送用機器	13,000	357 4,641,000	312 4,056,000	— —	1.22%
22	三ツ星ベルト 日本	株式 ゴム製品	8,000	538 4,304,000	500 4,000,000	— —	1.21%
23	マックスバリュ西日本 日本	株式 小売業	2,800	1,526 4,272,800	1,409 3,945,200	— —	1.19%
24	ハイレックスコーポレーション 日本	株式 輸送用機器	3,500	1,250 4,375,000	1,124 3,934,000	— —	1.19%
25	ノエビア 日本	株式 化学	4,200	974 4,090,800	910 3,822,000	— —	1.15%
26	山陽電鉄 日本	株式 陸運業	11,000	332 3,652,000	325 3,575,000	— —	1.08%
27	フジッコ 日本	株式 食料品	3,000	1,213 3,639,000	1,126 3,378,000	— —	1.02%
28	SRIスポーツ 日本	株式 その他製品	30	122,100 3,663,000	100,800 3,024,000	— —	0.91%
29	バンドー化学 日本	株式 ゴム製品	10,000	329 3,290,000	286 2,860,000	— —	0.86%
30	関西スーパーマーケット 日本	株式 小売業	3,400	801 2,723,400	810 2,754,000	— —	0.83%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	95.84%
合計	95.84%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
食料品	2.78%
繊維製品	3.52%
化学	9.03%
医薬品	0.62%
ゴム製品	8.53%
ガラス・土石製品	1.39%
鉄鋼	10.67%
非鉄金属	4.93%
金属製品	2.04%
機械	7.54%
電気機器	8.83%
輸送用機器	7.15%
その他製品	4.84%
陸運業	1.64%
海運業	3.70%
倉庫・運輸関連業	5.68%
卸売業	3.31%
小売業	5.97%
銀行業	1.95%

業種	投資比率
サービス業	1.72%
合計	95.84%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	1,441,754,810	—	1.0000	—
第1 特定期間末 (平成19年2月13日)	1,637,357,492	1,698,754,242	1.0104	1.0483
第2 特定期間末 (平成19年8月13日)	1,834,103,496	1,837,985,246	0.9450	0.9470
平成19年9月末日	1,786,329,508	—	0.9553	—
10月末日	1,714,409,959	—	0.9513	—
11月末日	1,517,553,337	—	0.8710	—
12月末日	1,474,353,758	—	0.8570	—
平成20年1月末日	1,339,058,541	—	0.7933	—
第3 特定期間末 (平成20年2月13日)	1,319,453,059	1,322,826,018	0.7824	0.7844
2月末日	1,334,558,381	—	0.7933	—
3月末日	1,247,424,570	—	0.7517	—
4月末日	1,303,454,063	—	0.7964	—
5月末日	1,266,514,732	—	0.8105	—
6月末日	1,194,239,388	—	0.7751	—
7月末日	1,175,734,527	—	0.7774	—
第4 特定期間末 (平成20年8月13日)	1,139,632,413	1,142,633,670	0.7594	0.7614
8月末日	1,121,025,948	—	0.7587	—
9月末日	993,047,016	—	0.6860	—

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1 特定期間	0.0950
第2 特定期間	0.0260
第3 特定期間	0.0120
第4 特定期間	0.0120

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1 特定期間	10.5
第2 特定期間	△3.9
第3 特定期間	△15.9
第4 特定期間	△1.4

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時（年末年始など半休日においては午前11時）までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

(2) 換金（解約）手続等

委託会社の各営業日の午後3時（年末年始など半休日においては午前11時）までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受けを行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

7 管理及び運営の概要

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として、当該取引所における計算日の最終相場（ジャスダック証券取引所については、同所が発表する基準値段）で評価します。

・公社債等：原則として、次のいずれかの価額で評価します。

1. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、2. 価格情報会社の提供する価額

・海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として、当該取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
(営業日の9:00~17:00、半休日は9:00~12:00)
・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

平成18年9月27日から平成28年10月13日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 計算期間

毎月14日から翌月13日までとします。ただし、第1計算期間は、平成18年9月27日から平成18年10月13日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) その他

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前 1. から前 5. までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の 1. から 6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の 3. または前②の 3. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 運用報告書

委託会社は、毎年 2 月および 8 月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<http://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前 1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の 1 か月（または 3 か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

(6) 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに、受益者に支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「6 手続等の概要」をご参照下さい。

第2 財務ハイライト情報

本項の記載事項は、「ファンドの詳細情報」に記載の「財務諸表」（当該「財務諸表」については、あずさ監査法人により監査証明を受けており、当該監査証明にかかる監査報告書は、当該「財務諸表」の箇所に添付しております。）から抜粋して記載したものです。

りそな・東京応援・資産分散ファンド

1 貸借対照表

区 分	前 期	当 期
	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	262,989,790	177,043,941
親投資信託受益証券	13,869,356,211	12,626,876,031
未収入金	30,000,000	90,000,000
流動資産合計	14,162,346,001	12,893,919,972
資産合計	14,162,346,001	12,893,919,972
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	35,339,523	32,795,254
未払解約金	1,930,354	8,625,465
未払受託者報酬	589,335	555,356
未払委託者報酬	14,144,161	13,328,752
その他未払費用	656,032	532,209
流動負債合計	52,659,405	55,837,036
負債合計	52,659,405	55,837,036
純資産の部		
元本等		
元本	17,669,775,801	16,397,644,611
剰余金		
期末欠損金	3,560,089,205	3,559,561,675
(うち分配準備積立金)	(131,875,142)	(133,055,062)
剰余金合計	△3,560,089,205	△3,559,561,675
元本等合計	14,109,686,596	12,838,082,936
純資産合計	14,109,686,596	12,838,082,936
負債・純資産合計	14,162,346,001	12,893,919,972

2 損益及び剰余金計算書

区 分	前 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	765,018	477,790
有価証券売買等損益	△2,061,222,108	27,519,820
営業収益合計	△2,060,457,090	27,997,610
営業費用		
受託者報酬	4,374,120	3,548,609
委託者報酬	104,979,638	85,167,895
その他費用	667,092	532,209
営業費用合計	110,020,850	89,248,713
営業損失金額	2,170,477,940	61,251,103
経常損失金額	2,170,477,940	61,251,103
当期純損失金額	2,170,477,940	61,251,103
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	18,849,883	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	—	3,610,763
期首欠損金	1,397,373,378	3,560,089,205
欠損金減少額	221,193,584	280,412,366
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(221,193,584)	(280,412,366)
欠損金増加額	9,972,703	11,723,743
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(9,972,703)	(11,723,743)
分配金	222,308,651	203,299,227
期末欠損金	3,560,089,205	3,559,561,675

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
	有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。

1 貸借対照表

区 分	前 期	当 期
	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	111,741,135	88,733,043
親投資信託受益証券	6,659,544,984	6,085,123,442
未収入金	—	30,000,000
流動資産合計	6,771,286,119	6,203,856,485
資産合計	6,771,286,119	6,203,856,485
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	17,042,497	16,317,557
未払解約金	825,535	14,821,541
未払受託者報酬	280,645	268,307
未払委託者報酬	6,735,796	6,439,542
その他未払費用	304,289	256,811
流動負債合計	25,188,762	38,103,758
負債合計	25,188,762	38,103,758
純資産の部		
元本等		
元本	8,521,256,624	8,158,778,584
剰余金		
期末欠損金	1,775,159,267	1,993,025,857
(うち分配準備積立金)	(88,464,113)	(87,208,053)
剰余金合計	△1,775,159,267	△1,993,025,857
元本等合計	6,746,097,357	6,165,752,727
純資産合計	6,746,097,357	6,165,752,727
負債・純資産合計	6,771,286,119	6,203,856,485

2 損益及び剰余金計算書

区 分	前 期	当 期
	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	350,707	238,759
有価証券売買等損益	△1,093,317,513	△154,421,542
営業収益合計	△1,092,966,806	△154,182,783
営業費用		
受託者報酬	2,029,167	1,712,656
委託者報酬	48,701,095	41,104,671
その他費用	304,289	256,811
営業費用合計	51,034,551	43,074,138
営業損失金額	1,144,001,357	197,256,921
経常損失金額	1,144,001,357	197,256,921
当期純損失金額	1,144,001,357	197,256,921
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	3,209,948	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	—	1,773,583
期首欠損金	576,685,008	1,775,159,267
欠損金減少額	54,858,774	87,826,274
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(54,858,774)	(87,826,274)
欠損金増加額	8,080,989	6,681,638
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(8,080,989)	(6,681,638)
分配金	104,460,635	99,980,722
期末欠損金	1,775,159,267	1,993,025,857

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。	親投資信託受益証券 同左

1 貸借対照表

区 分	前 期	当 期
	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	34,686,642	32,416,561
親投資信託受益証券	2,043,140,149	1,771,953,482
流動資産合計	2,077,826,791	1,804,370,043
資産合計	2,077,826,791	1,804,370,043
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,235,192	4,829,773
未払解約金	3,878,209	738,492
未払受託者報酬	87,191	78,479
未払委託者報酬	2,092,728	1,883,640
その他未払費用	96,648	75,918
流動負債合計	11,389,968	7,606,302
負債合計	11,389,968	7,606,302
純資産の部		
元本等		
元本	2,617,596,374	2,414,886,950
剰余金		
期末欠損金	551,159,551	618,123,209
(うち分配準備積立金)	(37,754,686)	(35,493,175)
剰余金合計	△551,159,551	△618,123,209
元本等合計	2,066,436,823	1,796,763,741
純資産合計	2,066,436,823	1,796,763,741
負債・純資産合計	2,077,826,791	1,804,370,043

2 損益及び剰余金計算書

区 分	前 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	127,322	73,094
有価証券売買等損益	△352,453,475	△71,186,667
営業収益合計	△352,326,153	△71,113,573
営業費用		
受託者報酬	644,904	506,766
委託者報酬	15,478,605	12,163,343
その他費用	96,648	75,918
営業費用合計	16,220,157	12,746,027
営業損失金額	368,546,310	83,859,600
経常損失金額	368,546,310	83,859,600
当期純損失金額	368,546,310	83,859,600
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	780,099	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	—	373,626
期首欠損金	183,949,467	551,159,551
欠損金減少額	34,186,196	49,206,849
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(34,186,196)	(49,206,849)
欠損金増加額	678,092	2,086,093
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(678,092)	(2,086,093)
分配金	32,951,977	29,851,188
期末欠損金	551,159,551	618,123,209

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
	有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。

1 貸借対照表

区 分	前 期	当 期
	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	31,807,857	29,571,115
親投資信託受益証券	1,379,027,113	1,214,386,597
流動資産合計	1,410,834,970	1,243,957,712
資産合計	1,410,834,970	1,243,957,712
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,582,094	3,270,028
未払解約金	1,522,821	3,759,060
未払受託者報酬	58,902	54,436
未払委託者報酬	1,413,748	1,306,561
その他未払費用	65,185	52,371
流動負債合計	6,642,750	8,442,456
負債合計	6,642,750	8,442,456
純資産の部		
元本等		
元本	1,791,047,310	1,635,014,461
剰余金		
期末欠損金	386,855,090	399,499,205
(うち分配準備積立金)	(24,583,373)	(22,558,355)
剰余金合計	△386,855,090	△399,499,205
元本等合計	1,404,192,220	1,235,515,256
純資産合計	1,404,192,220	1,235,515,256
負債・純資産合計	1,410,834,970	1,243,957,712

2 損益及び剰余金計算書

区 分	前 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	65,326	54,103
有価証券売買等損益	△229,005,718	△18,640,516
営業収益合計	△228,940,392	△18,586,413
営業費用		
受託者報酬	435,127	349,689
委託者報酬	10,443,943	8,393,479
その他費用	65,185	52,371
営業費用合計	10,944,255	8,795,539
営業損失金額	239,884,647	27,381,952
経常損失金額	239,884,647	27,381,952
当期純損失金額	239,884,647	27,381,952
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	1,838,199	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	—	423,995
期首欠損金	143,501,753	386,855,090
欠損金減少額	17,858,432	36,604,296
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(17,858,432)	(36,604,296)
欠損金増加額	775,988	1,024,992
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(775,988)	(1,024,992)
分配金	22,389,333	20,417,472
期末欠損金	386,855,090	399,499,205

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
	有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。

1 貸借対照表

区 分	前 期	当 期
	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	94,954,022	68,843,382
親投資信託受益証券	6,604,116,914	5,562,329,741
未収入金	—	70,000,000
流動資産合計	6,699,070,936	5,701,173,123
資産合計	6,699,070,936	5,701,173,123
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	16,260,961	14,812,779
未払解約金	796,572	4,177,501
未払受託者報酬	278,013	247,372
未払委託者報酬	6,672,525	5,937,108
その他未払費用	309,834	244,509
流動負債合計	24,317,905	25,419,269
負債合計	24,317,905	25,419,269
純資産の部		
元本等		
元本	8,130,481,339	7,406,435,894
剰余金		
期末欠損金	1,455,728,308	1,730,682,040
(うち分配準備積立金)	(103,377,570)	(92,253,665)
剰余金合計	△1,455,728,308	△1,730,682,040
元本等合計	6,674,753,031	5,675,753,854
純資産合計	6,674,753,031	5,675,753,854
負債・純資産合計	6,699,070,936	5,701,173,123

2 損益及び剰余金計算書

区 分	前 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	317,167	226,516
有価証券売買等損益	△938,448,497	△291,787,173
営業収益合計	△938,131,330	△291,560,657
営業費用		
受託者報酬	2,066,085	1,630,616
委託者報酬	49,587,162	39,135,824
その他費用	318,639	244,510
営業費用合計	51,971,886	41,010,950
営業損失金額	990,103,216	332,571,607
経常損失金額	990,103,216	332,571,607
当期純損失金額	990,103,216	332,571,607
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	6,031,981	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	—	653,930
期首欠損金	447,920,840	1,455,728,308
欠損金減少額	83,152,356	155,683,525
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(83,152,356)	(155,683,525)
欠損金増加額	4,605,742	4,216,148
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(4,605,742)	(4,216,148)
分配金	102,282,847	93,195,572
期末欠損金	1,455,728,308	1,730,682,040

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
	有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。

1 貸借対照表

区 分	前 期	当 期
	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	36,006,408	23,640,226
親投資信託受益証券	1,576,899,505	1,497,598,810
流動資産合計	1,612,905,913	1,521,239,036
資産合計	1,612,905,913	1,521,239,036
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,992,421	3,783,177
未払解約金	—	1,939,079
未払受託者報酬	67,058	64,751
未払委託者報酬	1,609,520	1,554,229
その他未払費用	72,178	61,227
流動負債合計	5,741,177	7,402,463
負債合計	5,741,177	7,402,463
純資産の部		
元本等		
元本	1,996,210,863	1,891,638,992
剰余金		
期末欠損金	389,046,127	377,802,419
(うち分配準備積立金)	(22,791,864)	(23,716,704)
剰余金合計	△389,046,127	△377,802,419
元本等合計	1,607,164,736	1,513,836,573
純資産合計	1,607,164,736	1,513,836,573
負債・純資産合計	1,612,905,913	1,521,239,036

2 損益及び剰余金計算書

区 分	前 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	87,741	60,428
有価証券売買等損益	△241,648,242	25,199,305
営業収益合計	△241,560,501	25,259,733
営業費用		
受託者報酬	481,754	408,783
委託者報酬	11,563,004	9,812,144
その他費用	72,178	61,227
営業費用合計	12,116,936	10,282,154
営業損失金額	253,677,437	—
営業利益金額	—	14,977,579
経常損失金額	253,677,437	—
経常利益金額	—	14,977,579
当期純損失金額	253,677,437	—
当期純利益金額	—	14,977,579
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	88,516	1,536,343
期首欠損金	121,421,971	389,046,127
欠損金減少額	11,910,659	21,989,864
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(11,910,659)	(21,989,864)
欠損金増加額	1,300,043	1,100,347
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(1,300,043)	(1,100,347)
分配金	24,468,819	23,087,045
期末欠損金	389,046,127	377,802,419

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
	有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。

1 貸借対照表

区 分	前 期	当 期
	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	102,266,023	152,857,270
親投資信託受益証券	8,987,907,153	8,006,741,830
未収入金	30,000,000	—
流動資産合計	9,120,173,176	8,159,599,100
資産合計	9,120,173,176	8,159,599,100
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	22,412,328	20,845,054
未払解約金	2,419,054	4,703,313
未払受託者報酬	378,648	353,158
未払委託者報酬	9,087,682	8,475,876
その他未払費用	411,239	339,705
流動負債合計	34,708,951	34,717,106
負債合計	34,708,951	34,717,106
純資産の部		
元本等		
元本	11,206,293,014	10,422,527,888
剰余金		
期末欠損金	2,120,828,789	2,297,645,894
(うち分配準備積立金)	(97,883,389)	(98,243,385)
剰余金合計	△2,120,828,789	△2,297,645,894
元本等合計	9,085,464,225	8,124,881,994
純資産合計	9,085,464,225	8,124,881,994
負債・純資産合計	9,120,173,176	8,159,599,100

2 損益及び剰余金計算書

区 分	前 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	324,109	278,175
有価証券売買等損益	△1,162,463,737	△151,165,323
営業収益合計	△1,162,139,628	△150,887,148
営業費用		
受託者報酬	2,742,190	2,265,287
委託者報酬	65,813,684	54,367,722
その他費用	415,290	339,705
営業費用合計	68,971,164	56,972,714
営業損失金額	1,231,110,792	207,859,862
経常損失金額	1,231,110,792	207,859,862
当期純損失金額	1,231,110,792	207,859,862
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	525,046	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	—	2,567,450
期首欠損金	860,175,091	2,120,828,789
欠損金減少額	115,064,903	167,614,962
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(115,064,903)	(167,614,962)
欠損金増加額	5,463,739	4,786,818
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(5,463,739)	(4,786,818)
分配金	139,669,116	129,217,937
期末欠損金	2,120,828,789	2,297,645,894

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
	有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。

1 貸借対照表

区 分	前 期	当 期
	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	29,078,262	13,962,045
親投資信託受益証券	1,295,192,969	1,118,054,122
未収入金	—	15,000,000
流動資産合計	1,324,271,231	1,147,016,167
資産合計	1,324,271,231	1,147,016,167
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,372,959	3,001,257
未払解約金	—	3,085,125
未払受託者報酬	55,293	49,924
未払委託者報酬	1,327,162	1,198,386
その他未払費用	62,758	49,062
流動負債合計	4,818,172	7,383,754
負債合計	4,818,172	7,383,754
純資産の部		
元本等		
元本	1,686,479,714	1,500,628,856
剰余金		
期末欠損金	367,026,655	360,996,443
(うち分配準備積立金)	(22,320,716)	(20,691,305)
剰余金合計	△367,026,655	△360,996,443
元本等合計	1,319,453,059	1,139,632,413
純資産合計	1,319,453,059	1,139,632,413
負債・純資産合計	1,324,271,231	1,147,016,167

2 損益及び剰余金計算書

区 分	前 期	当 期
	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	98,101	54,289
有価証券売買等損益	△251,319,058	△7,138,847
営業収益合計	△251,220,957	△7,084,558
営業費用		
受託者報酬	418,961	327,652
委託者報酬	10,055,978	7,864,884
その他費用	62,758	49,062
営業費用合計	10,537,697	8,241,598
営業損失金額	261,758,654	15,326,156
経常損失金額	261,758,654	15,326,156
当期純損失金額	261,758,654	15,326,156
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	2,630,686	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	—	376,877
期首欠損金	106,771,892	367,026,655
欠損金減少額	21,229,256	41,674,874
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(21,229,256)	(41,674,874)
欠損金増加額	1,100,744	890,192
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(1,100,744)	(890,192)
分配金	21,255,307	19,051,437
期末欠損金	367,026,655	360,996,443

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。	親投資信託受益証券 同左

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

- (1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典
ありません。
- (3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の譲渡
 - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 受益権の再分割
委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。
- (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況
 - 純資産額計算書 平成 年 月 日
 - I 資産総額
 - II 負債総額
 - III 純資産総額（I－II）
 - IV 発行済数量
 - V 1単位当たり純資産額（III／IV）
- 第5 設定及び解約の実績

追加型証券投資信託

- (りそな・東京応援・資産分散ファンド)
- (りそな・埼玉応援・資産分散ファンド)
- (りそな・多摩応援・資産分散ファンド)
- (りそな・神奈川応援・資産分散ファンド)
- (りそな・中部応援・資産分散ファンド)
- (りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド)
- (りそな・大阪応援・資産分散ファンド)
- (りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド)

約 款

大和証券投資信託委託株式会社

運用の基本方針

約款第22条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

下記の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. (※) 応援マザーファンドの受益証券
2. ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券
3. 世界REITマザーファンドの受益証券

(2) 投資態度

- ① 主として、各マザーファンドの受益証券に投資を行ない、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
- ② 各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。
(※) 応援マザーファンドの受益証券 …………… 信託財産の純資産総額の3分の1
ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券 …… 信託財産の純資産総額の3分の1
世界REITマザーファンドの受益証券 …………… 信託財産の純資産総額の3分の1
- ③ 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。
- ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される
とき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれない
ことがあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資制限
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心
に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないこと
があります。また、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

(注) 上記「2. 運用方法」の「(1) 投資対象」の1.および「(2) 投資態度」の②にある(※)は、以下の各々の場合において、次のように読み替えるものとします。

「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の場合	東京
「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」の場合	埼玉
「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」の場合	多摩
「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」の場合	神奈川
「りそな・中部応援・資産分散ファンド」の場合	中部
「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」の場合	京都滋賀
「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」の場合	大阪
「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」の場合	兵庫

追加型証券投資信託

- (りそな・東京応援・資産分散ファンド)
 - (りそな・埼玉応援・資産分散ファンド)
 - (りそな・多摩応援・資産分散ファンド)
 - (りそな・神奈川応援・資産分散ファンド)
 - (りそな・中部応援・資産分散ファンド)
 - (りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド)
 - (りそな・大阪応援・資産分散ファンド)
 - (りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド)
- 約 款

(注) 本約款の第2条、第3条第1項および第7条第1項にある(※)は、以下の各々の場合において、次のように読み替えるものとします。

	第2条	第3条第1項	第7条第1項
「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の場合	500	3,000	500
「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」の場合	500	1,500	500
「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」の場合	300	600	300
「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」の場合	500	3,000	500
「りそな・中部応援・資産分散ファンド」の場合	500	3,000	500
「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」の場合	500	1,500	500
「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」の場合	500	3,000	500
「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」の場合	500	1,200	500

(注) 本約款の第20条第1号にある(※)は、以下の各々の場合において、次のように読み替えるものとします。

「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の場合	東京
「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」の場合	埼玉
「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」の場合	多摩
「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」の場合	神奈川
「りそな・中部応援・資産分散ファンド」の場合	中部
「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」の場合	京都滋賀
「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」の場合	大阪
「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」の場合	兵庫

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者としてします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金(※)億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、(※)億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成28年10月13日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については(※)億円を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権

については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下「指定販売会社」といいます。）に当該申請の手續を委任することができます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 指定販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 (削 除)

第16条 (削 除)

第17条 (削 除)

第18条 (削 除)

（投資の対象とする資産の種類）

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第20条 委託者は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結された次の第1号から第3号までに掲げる親投資信託（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の第4号から第7号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. (※) 応援マザーファンドの受益証券

2. ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券

3. 世界REITマザーファンドの受益証券

4. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

5. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第21条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第25条において同じ。）、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条および第20条に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第24条、第29条および第30条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（信託業務の委託等）

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第26条（削除）
（混蔵寄託）

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマース・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をすることともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第29条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌

営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第34条 この信託の計算期間は、毎月14日から翌月13日までとします。ただし、第1計算期間は、平成18年9月27日から平成18年10月13日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

（信託財産に関する報告）

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の125の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

④ 委託者は、この信託において主要投資対象とする世界REITマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に年10,000分の57以内の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月9日および9月9日または信託終了のときに行なうものとします。

（収益の分配方式）

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第39条 収益分配金は、第1および第2計算期間を除く毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第41条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとし、当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第40条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

- 第41条 受益者が、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第39条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

- 第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位(積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。)をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。
- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第42条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

- 第43条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背

いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定に従い、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第49条 第43条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(信託期間の延長)

第50条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、平成20年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、平成20年7月1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 平成20年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）から第18条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

委託者 大和証券投資信託委託株式会社

受託者 りそな信託銀行株式会社

I 別に定める取引所

約款第12条および第42条の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所
ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）
オーストラリア証券取引所

りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ

投資信託説明書（請求目論見書）

平成21年1月6日

本文書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

本文書にかかる「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成20年11月6日に関東財務局長に提出しており、平成20年11月7日にその届出の効力が生じております。

大和投資信託

Daiwa Asset Management

第三部 ファンドの詳細情報

第1 ファンドの沿革

平成18年9月27日 信託契約締結、当初設定、運用開始

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（LIFFE）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時（年末年始など半休日においては午前11時）までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

2 換金（解約）手続等

委託会社の各営業日の午後 3 時（年末年始など半休日においては午前 11 時）までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の 9:00～17:00、半休日は 9:00～12:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して 5 営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価(注1、注2)により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(注1) 当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

(注2) マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として、当該取引所における計算日の最終相場(ジャスダック証券取引所については、同所が発表する基準値段)で評価します。
- ・公社債等：原則として、次のいずれかの価額で評価します。
 1. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)
 2. 価格情報会社の提供する価額
- ・海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として、当該取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先(委託会社)
電話番号(コールセンター) 0120-106212
(営業日の9:00~17:00、半休日は9:00~12:00)
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

平成18年9月27日から平成28年10月13日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、委託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 計算期間

毎月14日から翌月13日までとします。ただし、第1計算期間は、平成18年9月27日から平成18年10月13日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) その他

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前 3. から前 5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の 4. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交

付したときは、原則として、公告を行いません。

6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前5. までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の 1. から 6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の 3. または前②の 3. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 運用報告書

委託会社は、毎年2月および8月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前 1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

2 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、第1および第2計算期間を除く毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金および償還金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「第2 手続等」の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第4 ファンドの経理状況

りそな・東京応援・資産分散ファンド

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間(平成19年8月14日から平成20年2月13日まで)及び当特定期間(平成20年2月14日から平成20年8月13日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 3 月 28 日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

山元 太志 

指定社員
業務執行社員 公認会計士

久野 佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・東京応援・資産分散ファンドの平成 19 年 8 月 14 日から平成 20 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・東京応援・資産分散ファンドの平成 20 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 9 月 26 日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

山元 太志 

指定社員
業務執行社員 公認会計士

久野 佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・東京応援・資産分散ファンドの平成 20 年 2 月 14 日から平成 20 年 8 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・東京応援・資産分散ファンドの平成 20 年 8 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそな・東京応援・資産分散ファンド

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		平成20年2月13日現在 金 額 (円)	平成20年8月13日現在 金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		262,989,790	177,043,941
親投資信託受益証券		13,869,356,211	12,626,876,031
未収入金		30,000,000	90,000,000
流動資産合計		14,162,346,001	12,893,919,972
資産合計		14,162,346,001	12,893,919,972
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		35,339,523	32,795,254
未払解約金		1,930,354	8,625,465
未払受託者報酬		589,335	555,356
未払委託者報酬		14,144,161	13,328,752
その他未払費用		656,032	532,209
流動負債合計		52,659,405	55,837,036
負債合計		52,659,405	55,837,036
純資産の部			
元本等			
元本	※1	17,669,775,801	16,397,644,611
剰余金			
期末欠損金		3,560,089,205	3,559,561,675
(うち分配準備積立金)		(131,875,142)	(133,055,062)
剰余金合計	※2	△3,560,089,205	△3,559,561,675
元本等合計		14,109,686,596	12,838,082,936
純資産合計		14,109,686,596	12,838,082,936
負債・純資産合計		14,162,346,001	12,893,919,972

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
		金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益			
受取利息		765,018	477,790
有価証券売買等損益		△2,061,222,108	27,519,820
営業収益合計		△2,060,457,090	27,997,610
営業費用			
受託者報酬		4,374,120	3,548,609
委託者報酬	※1	104,979,638	85,167,895
その他費用		667,092	532,209
営業費用合計		110,020,850	89,248,713
営業損失金額		2,170,477,940	61,251,103
経常損失金額		2,170,477,940	61,251,103
当期純損失金額		2,170,477,940	61,251,103
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		18,849,883	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		—	3,610,763
期首欠損金		1,397,373,378	3,560,089,205
欠損金減少額		221,193,584	280,412,366
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(221,193,584)	(280,412,366)
欠損金増加額		9,972,703	11,723,743
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(9,972,703)	(11,723,743)
分配金	※2	222,308,651	203,299,227
期末欠損金		3,560,089,205	3,559,561,675

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成 20 年 2 月 13 日現在	当 期 平成 20 年 8 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額	19,835,324,361 円	17,669,775,801 円
期中追加設定元本額	88,144,907 円	55,077,880 円
期中一部解約元本額	2,253,693,467 円	1,327,209,070 円
2. 特定期間末日における受益権の 総数	17,669,775,801 口	16,397,644,611 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その差 額は3,560,089,205 円でありま す。	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その差 額は3,559,561,675 円でありま す。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託） の運用の指図に係る権限の 全部または一部を委託する ために要する費用	12,956,179 円	10,345,710 円
2. ※2 分配金の計算過程	(自平成 19 年 8 月 14 日 至平成 19 年 9 月 13 日) 計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額 (39,477,592 円)、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を 控除し、繰越欠損金を補填した 額 (0 円)、投資信託約款に規定	(自平成 20 年 2 月 14 日 至平成 20 年 3 月 13 日) 計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額 (20,107,343 円)、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を 控除し、繰越欠損金を補填した 額 (0 円)、投資信託約款に規定

される収益調整金 (60,986,947円) 及び分配準備積立金 (106,745,866円) より分配対象額は 207,210,405円 (1万口当たり 105.71円) であり、うち 39,202,601円 (1万口当たり 20円) を分配金額としております。

(自平成19年9月14日 至平成19年10月15日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (80,507,050円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (59,730,442円) 及び分配準備積立金 (104,637,861円) より分配対象額は 244,875,353円 (1万口当たり 127.71円) であり、うち 38,147,016円 (1万口当たり 19.90円) を分配金額としております。

(自平成19年10月16日 至平成19年11月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (21,554,365円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (58,051,546円) 及び分配準備積立金 (142,595,691円) より分配対象額は 222,201,602円 (1万口当たり 119.41円) であり、うち 37,217,686円 (1万口当たり 20円) を分配金額としております。

(自平成19年11月14日 至平成19年12月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した

される収益調整金 (54,876,403円) 及び分配準備積立金 (130,097,225円) より分配対象額は 205,080,971円 (1万口当たり 117.59円) であり、うち 34,879,210円 (1万口当たり 20円) を分配金額としております。

(自平成20年3月14日 至平成20年4月14日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (76,819,832円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (54,349,066円) 及び分配準備積立金 (113,840,828円) より分配対象額は 245,009,726円 (1万口当たり 142.20円) であり、うち 34,459,445円 (1万口当たり 20円) を分配金額としております。

(自平成20年4月15日 至平成20年5月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (31,592,619円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (53,908,475円) 及び分配準備積立金 (154,624,230円) より分配対象額は 240,125,324円 (1万口当たり 140.72円) であり、うち 34,127,928円 (1万口当たり 20円) を分配金額としております。

(自平成20年5月14日 至平成20年6月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した

<p>額 (41,738,707 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (57,244,524 円) 及び分配準備積立金 (124,500,275 円) より分配対象額は 223,483,506 円 (1 万口当たり 122.26 円) であり、うち 36,559,897 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>	<p>額 (21,320,764 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (53,350,417 円) 及び分配準備積立金 (150,227,758 円) より分配対象額は 224,898,939 円 (1 万口当たり 133.37 円) であり、うち 33,725,679 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>
<p>(自平成 19 年 12 月 14 日 至平成 20 年 1 月 15 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (60,254,834 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (56,229,985 円) 及び分配準備積立金 (127,049,814 円) より分配対象額は 243,534,633 円 (1 万口当たり 135.89 円) であり、うち 35,841,928 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>	<p>(自平成 20 年 6 月 14 日 至平成 20 年 7 月 14 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (35,306,647 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (52,774,459 円) 及び分配準備積立金 (136,067,642 円) より分配対象額は 224,148,748 円 (1 万口当たり 134.58 円) であり、うち 33,311,711 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>
<p>(自平成 20 年 1 月 16 日 至平成 20 年 2 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (17,955,180 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (55,532,016 円) 及び分配準備積立金 (149,259,485 円) より分配対象額は 222,746,681 円 (1 万口当たり 126.06 円) であり、うち 35,339,523 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>	<p>(自平成 20 年 7 月 15 日 至平成 20 年 8 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (29,995,851 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (52,033,912 円) 及び分配準備積立金 (135,854,465 円) より分配対象額は 217,884,228 円 (1 万口当たり 132.88 円) であり、うち 32,795,254 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成20年2月13日現在		当 期 平成20年8月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託 受益証券	13,869,356,211	△92,091,991	12,626,876,031	289,007,037
合 計	13,869,356,211	△92,091,991	12,626,876,031	289,007,037

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

前 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	当 期 自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	当 期 自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行 なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	前 期 平成20年2月13日現在	当 期 平成20年8月13日現在
1口当たり純資産額	0.7985円	0.7829円
(1万口当たり純資産額)	(7,985円)	(7,829円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	東京応援マザーファンド	4,879,228,359	4,119,044,580	
	ハイグレード・ソブリン・マザーファンド	3,638,889,283	4,174,533,785	
	世界REITマザーファンド	4,286,150,016	4,333,297,666	
合計		12,804,267,658	12,626,876,031	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「東京応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券及び「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「東京応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		104,856,551	64,118,891
株式		4,321,538,490	4,049,545,820
未収配当金		6,153,850	5,190,400
流動資産合計		4,432,548,891	4,118,855,111
資産合計		4,432,548,891	4,118,855,111
負債の部			
負債合計		—	—
純資産の部			
元本等			
元本	※1	5,342,592,385	4,879,228,359
剰余金			
期末欠損金		910,043,494	760,373,248
剰余金合計	※2	△910,043,494	△760,373,248
元本等合計		4,432,548,891	4,118,855,111
純資産合計		4,432,548,891	4,118,855,111
負債・純資産合計		4,432,548,891	4,118,855,111

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	5,776,183,918 円	5,342,592,385 円
同期中における追加設定元本額	— 円	— 円
同期中における一部解約元本額	433,591,533 円	463,364,026 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・東京応援・資産分散ファンド	5,342,592,385 円	4,879,228,359 円
計	5,342,592,385 円	4,879,228,359 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	5,342,592,385 口	4,879,228,359 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は910,043,494 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は760,373,248 円であります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成 20 年 2 月 13 日現在		平成 20 年 8 月 13 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	4,321,538,490	△1,165,218,374	4,049,545,820	△81,617,602
合 計	4,321,538,490	△1,165,218,374	4,049,545,820	△81,617,602

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成 19 年 8 月 14 日から平成 20 年 2 月 13 日まで、及び平成 20 年 2 月 14 日から平成 20 年 8 月 13 日まで）を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
該当事項はありません。	同左

(1 口当たり情報)

	平成 20 年 2 月 13 日現在	平成 20 年 8 月 13 日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.8297 円 (8,297 円)	0.8442 円 (8,442 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
国際石油開発帝石	176	1,071,000	188,496,000	
細田工務店	1,700	273	464,100	
日本電設工業	7,000	895	6,265,000	
明治乳業	35,000	584	20,440,000	
ジェイ・エー・エー	10	111,800	1,118,000	
アサヒビール	51,400	1,881	96,683,400	
木徳神糧	1,000	477	477,000	
エスビー食品	4,000	890	3,560,000	
ADEKA	11,000	800	8,800,000	
ミヨシ油脂	9,000	165	1,485,000	
アステラス製薬	51,600	4,930	254,388,000	
エーザイ	31,500	3,970	125,055,000	
大正製薬	34,000	2,245	76,330,000	
太陽インキ製造	3,000	2,110	6,330,000	
ヤフー	4,650	37,350	173,677,500	
シチエ	1,100	592	651,200	
東映アニメーション	1,500	2,350	3,525,000	
インデックスHLDGS	248	12,890	3,196,720	
ライオン	32,000	520	16,640,000	
日本製鋼所	39,000	1,796	70,044,000	
牧野フライス	13,000	489	6,357,000	
ディスコ	3,600	4,050	14,580,000	
エヌ・ピー・シー	900	4,500	4,050,000	
日立建機	22,900	2,540	58,166,000	
平和	15,400	1,041	16,031,400	
ソニー	41,100	4,210	173,031,000	
タムラ製作所	8,000	322	2,576,000	
ヨコオ	2,200	616	1,355,200	
ヒロセ電機	4,300	10,900	46,870,000	
オーデリック	800	820	656,000	
スタンレー電気	20,000	2,215	44,300,000	
太陽誘電	13,000	1,146	14,898,000	
IHI	156,000	203	31,668,000	
いすゞ自動車	180,000	418	75,240,000	
カルソニックカンセイ	29,000	354	10,266,000	
本田技研	59,800	3,720	222,456,000	
オオゼキ	1,300	2,695	3,503,500	
NaITO	110	2,500	275,000	
星医療酸器	400	1,500	600,000	
HOYA	46,200	2,390	110,418,000	
キヤノン	39,700	5,210	206,837,000	
日本電産コパル	6,700	1,303	8,730,100	
タカラトミー	10,200	712	7,262,400	
大日本印刷	74,000	1,499	110,926,000	
ニッピ	1,000	402	402,000	

クリナップ	5,200	472	2,454,400	
天馬	3,300	1,519	5,012,700	
リンテック	8,100	1,687	13,664,700	
フアミリーマート	10,400	4,470	46,488,000	
三菱商事	62,200	2,820	175,404,000	
東邦薬品	6,300	2,010	12,663,000	
伊藤忠エネクス	10,200	653	6,660,600	
チヨダ	4,400	1,635	7,194,000	
丸井グループ	33,900	828	28,069,200	
クレディセゾン	19,300	2,435	46,995,500	
三菱UFJフィナンシャルG	197,000	841	165,677,000	
野村ホールディングス	120,800	1,505	181,804,000	
三井不動産	86,000	2,320	199,520,000	
住友不動産	51,000	2,125	108,375,000	
レオパレス21	17,000	1,191	20,247,000	
東武鉄道	91,000	479	43,589,000	
東日本旅客鉄道	279	827,000	230,733,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1,416	171,200	242,419,200	
NTTデータ	298	456,000	135,888,000	
日本空港ビルデング	10,700	1,513	16,189,100	
藤田観光	13,000	802	10,426,000	
セコム	24,800	4,850	120,280,000	
東京デリカ	2,100	339	711,900	
合計	1,847,187		4,049,545,820	

- (2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

- 第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		—	358,743,094
コール・ローン		496,821,729	2,342,323,890
国債証券		219,788,769,568	256,152,191,454
未収入金		4,939,169,931	24,683,806,303
未収利息		3,788,729,502	3,837,204,397
前払費用		695,988,713	879,713,123
流動資産合計		229,709,479,443	288,253,982,261
資産合計		229,709,479,443	288,253,982,261
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		—	6,311,171
前受金		1,329,744,529	—
未払金		3,495,719,844	25,706,013,146
未払解約金		60,000,000	140,000,000
流動負債合計		4,885,464,373	25,852,324,317
負債合計		4,885,464,373	25,852,324,317
純資産の部			
元本等			
元本	※1	199,407,929,491	228,732,165,078
剰余金			
期末剰余金		25,416,085,579	33,669,492,866
剰余金合計		25,416,085,579	33,669,492,866
元本等合計		224,824,015,070	262,401,657,944
純資産合計		224,824,015,070	262,401,657,944
負債・純資産合計		229,709,479,443	288,253,982,261

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>	<p>国債証券 同左</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	211,774,879,720円	199,407,929,491円
同期中における追加設定元本額	19,701,572,163円	54,729,181,231円
同期中における一部解約元本額	32,068,522,392円	25,404,945,644円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・世界資産分散ファンド	167,032,893,953円	143,302,777,528円
ダイワ・ハイグレード・ソブリン・ファンド (毎月分配型)	19,615,480,546円	74,344,661,777円
りそな・東京応援・資産分散ファンド	4,158,223,355円	3,638,889,283円
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド	2,042,156,370円	1,821,800,126円
りそな・多摩応援・資産分散ファンド	617,902,127円	522,429,379円
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド	427,110,060円	354,451,054円
りそな・中部応援・資産分散ファンド	1,979,847,034円	1,645,096,352円
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド	466,975,416円	431,699,729円
りそな・大阪応援・資産分散ファンド	2,667,141,937円	2,345,273,107円
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド	400,198,693円	325,086,743円
計	199,407,929,491円	228,732,165,078円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	199,407,929,491口	228,732,165,078口

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成20年2月13日現在		平成20年8月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
国債証券	219,788,769,568	3,228,126,966	256,152,191,454	△4,271,869,560
合 計	219,788,769,568	3,228,126,966	256,152,191,454	△4,271,869,560

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成19年9月11日から平成20年2月13日まで、及び平成20年3月11日から平成20年8月13日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区 分	自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針と取引の利用目的	外貨建資産の売買代金、利金、償還金等の受取りまたは支払いを目的として、信託約款に従って為替予約取引を利用しております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定して行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリスクの種類毎に行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

種 類	平成20年2月13日現在				平成20年8月13日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時 価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時 価 (円)	評価損益 (円)
市場取引 以外の取引								
為替予約取引								
買 建	—	—	—	—	819,182,701	—	812,871,530	△6,311,171
米ドル	—	—	—	—	433,008,976	—	429,133,000	△3,875,976
ユーロ	—	—	—	—	386,173,725	—	383,738,530	△2,435,195
合 計	—	—	—	—	819,182,701	—	812,871,530	△6,311,171

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1275円 (11,275円)	1.1472円 (11,472円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル		米ドル	米ドル	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20130815	1,000,000.000	1,051,090.000	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20130815	3,900,000.000	4,099,251.000	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20130815	2,200,000.000	2,312,398.000	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20130815	2,300,000.000	2,417,507.000	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20131115	1,400,000.000	1,472,184.000	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20141115	1,500,000.000	1,579,440.000	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20141115	600,000.000	631,776.000	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20141115	1,500,000.000	1,579,440.000	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20141115	1,700,000.000	1,790,032.000	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20141115	3,900,000.000	4,106,544.000	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20141115	3,500,000.000	3,685,360.000	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20141115	13,700,000.000	14,425,552.000	
		4.125% U.S. TREASURY NOTE 20150515	17,000,000.000	17,767,550.000	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20150815	22,300,000.000	23,397,383.000	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20150815	1,500,000.000	1,573,815.000	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20150815	20,300,000.000	21,298,963.000	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20150815	22,000,000.000	23,082,620.000	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20150815	3,900,000.000	4,091,919.000	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20150815	400,000.000	419,684.000	
		3.5% U.S. TREASURY NOTE 20180215	6,000,000.000	5,827,500.000	
		3.5% U.S. TREASURY NOTE 20180215	3,500,000.000	3,399,375.000	
		3.5% U.S. TREASURY NOTE 20180215	4,400,000.000	4,273,500.000	
		3.875% U.S. TREASURY NOTE 20180515	3,000,000.000	2,993,430.000	
		3.875% U.S. TREASURY NOTE 20180515	800,000.000	798,248.000	
		3.875% U.S. TREASURY NOTE 20180515	4,000,000.000	3,991,240.000	
		3.875% U.S. TREASURY NOTE 20180515	1,900,000.000	1,895,839.000	
		3.875% U.S. TREASURY NOTE 20180515	1,500,000.000	1,496,715.000	
		3.875% U.S. TREASURY NOTE 20180515	1,000,000.000	997,810.000	
		3.875% U.S. TREASURY NOTE 20180515	1,000,000.000	997,810.000	
		3.875% U.S. TREASURY NOTE 20180515	500,000.000	498,905.000	
		3.875% U.S. TREASURY NOTE 20180515	3,200,000.000	3,192,992.000	
		3.875% U.S. TREASURY NOTE 20180515	4,100,000.000	4,091,021.000	
		3.875% U.S. TREASURY NOTE 20180515	4,900,000.000	4,889,269.000	
		3.875% U.S. TREASURY NOTE 20180515	1,700,000.000	1,696,277.000	
		3.875% U.S. TREASURY NOTE 20180515	3,100,000.000	3,093,211.000	
		3.875% U.S. TREASURY NOTE 20180515	5,400,000.000	5,388,174.000	
		11.25% U.S. TREASURY BOND 20150215	1,800,000.000	2,617,308.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	100,000.000	140,828.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	100,000.000	140,828.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,408,280.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,408,280.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,600,000.000	2,253,248.000			
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,200,000.000	3,098,216.000			
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	300,000.000	422,484.000			
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	700,000.000	985,796.000			
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	800,000.000	1,126,624.000			
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,408,280.000			
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,408,280.000			
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	400,000.000	563,312.000			
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	200,000.000	281,656.000			

9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,200,000.000	1,689,936.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,500,000.000	2,112,420.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,000,000.000	2,816,560.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,408,280.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,400,000.000	3,379,872.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	3,900,000.000	5,492,292.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,500,000.000	3,520,700.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	400,000.000	563,312.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	3,900,000.000	5,492,292.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	5,000,000.000	7,041,400.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,800,000.000	2,534,904.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,600,000.000	3,661,528.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	300,000.000	422,484.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	800,000.000	1,126,624.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,200,000.000	1,689,936.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	700,000.000	985,796.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	700,000.000	985,796.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	600,000.000	844,968.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,700,000.000	3,802,356.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	3,200,000.000	4,506,496.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,900,000.000	4,084,012.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	3,800,000.000	5,351,464.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,200,000.000	1,689,936.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,300,000.000	1,830,764.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,408,280.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	500,000.000	704,140.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,400,000.000	3,379,872.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	3,000,000.000	4,224,840.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	800,000.000	1,126,624.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	3,200,000.000	4,506,496.000	
8.75% U.S. TREASURY BOND 20200515	1,100,000.000	1,554,608.000	
7.875% U.S. TREASURY BOND 20210215	800,000.000	1,071,872.000	
7.875% U.S. TREASURY BOND 20210215	900,000.000	1,205,856.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	3,800,000.000	5,198,248.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	2,700,000.000	3,693,492.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	1,500,000.000	2,051,940.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	700,000.000	957,572.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	800,000.000	1,094,368.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	300,000.000	410,388.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	300,000.000	410,388.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	300,000.000	410,388.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	300,000.000	410,388.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	200,000.000	273,592.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	400,000.000	547,184.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	6,000,000.000	8,207,760.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	6,000,000.000	8,207,760.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	3,000,000.000	4,103,880.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	1,000,000.000	1,367,960.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	7,000,000.000	9,575,720.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	9,100,000.000	12,448,436.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	1,200,000.000	1,641,552.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	2,000,000.000	2,735,920.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	3,000,000.000	4,103,880.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	4,900,000.000	6,703,004.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	4,800,000.000	6,566,208.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	3,700,000.000	5,061,452.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	4,500,000.000	6,155,820.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	800,000.000	1,094,368.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	3,000,000.000	4,103,880.000	

8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	4,500,000.000	6,155,820.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	3,700,000.000	5,061,452.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	4,500,000.000	6,155,820.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	1,500,000.000	2,051,940.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	3,000,000.000	4,103,880.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	5,500,000.000	7,523,780.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	2,200,000.000	3,009,512.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	3,300,000.000	4,514,268.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	2,000,000.000	2,735,920.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	3,000,000.000	4,103,880.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	4,000,000.000	5,471,840.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	2,500,000.000	3,419,900.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	1,800,000.000	2,462,328.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	1,200,000.000	1,641,552.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	1,400,000.000	1,915,144.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	1,100,000.000	1,504,756.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210815	3,000,000.000	4,113,750.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210815	1,700,000.000	2,331,125.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210815	1,600,000.000	2,194,000.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210815	500,000.000	685,625.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210815	6,500,000.000	8,913,125.000	
7.25% U.S. TREASURY BOND 20220815	7,000,000.000	9,048,550.000	
7.625% U.S. TREASURY BOND 20221115	1,000,000.000	1,335,460.000	
7.125% U.S. TREASURY BOND 20230215	1,200,000.000	1,540,500.000	
6.25% U.S. TREASURY BOND 20230815	17,700,000.000	21,112,737.000	
6.25% U.S. TREASURY BOND 20230815	4,900,000.000	5,844,769.000	
6.25% U.S. TREASURY BOND 20230815	8,300,000.000	9,900,323.000	
6.25% U.S. TREASURY BOND 20230815	8,900,000.000	10,616,009.000	
6.25% U.S. TREASURY BOND 20230815	3,300,000.000	3,936,273.000	
6.25% U.S. TREASURY BOND 20230815	2,000,000.000	2,385,620.000	
6.25% U.S. TREASURY BOND 20230815	100,000.000	119,281.000	
6.25% U.S. TREASURY BOND 20230815	200,000.000	238,562.000	
7.5% U.S. TREASURY BOND 20241115	7,200,000.000	9,714,312.000	
7.5% U.S. TREASURY BOND 20241115	5,500,000.000	7,420,655.000	
7.5% U.S. TREASURY BOND 20241115	4,500,000.000	6,071,445.000	
7.5% U.S. TREASURY BOND 20241115	2,600,000.000	3,507,946.000	
7.5% U.S. TREASURY BOND 20241115	1,100,000.000	1,484,131.000	
7.625% U.S. TREASURY BOND 20250215	8,000,000.000	10,927,440.000	
6.875% U.S. TREASURY BOND 20250815	700,000.000	895,230.000	
6.75% U.S. TREASURY BOND 20260815	900,000.000	1,142,010.000	
6.5% U.S. TREASURY BOND 20261115	600,000.000	744,000.000	
6.5% U.S. TREASURY BOND 20261115	300,000.000	372,000.000	
6.25% U.S. TREASURY BOND 20300515	4,200,000.000	5,159,406.000	
4.375% U.S. TREASURY BOND 20380215	3,000,000.000	2,916,540.000	
4.375% U.S. TREASURY BOND 20380215	2,500,000.000	2,430,450.000	
4.375% U.S. TREASURY BOND 20380215	1,600,000.000	1,555,488.000	
4.375% U.S. TREASURY BOND 20380215	2,000,000.000	1,944,360.000	
4.375% U.S. TREASURY BOND 20380215	4,000,000.000	3,888,720.000	
4.375% U.S. TREASURY BOND 20380215	1,900,000.000	1,847,142.000	
4.375% U.S. TREASURY BOND 20380215	1,100,000.000	1,069,398.000	
4.375% U.S. TREASURY BOND 20380215	400,000.000	388,872.000	
4.375% U.S. TREASURY BOND 20380215	2,300,000.000	2,236,014.000	
4.375% U.S. TREASURY BOND 20380215	3,900,000.000	3,791,502.000	
4.375% U.S. TREASURY BOND 20380215	3,500,000.000	3,402,630.000	
4.375% U.S. TREASURY BOND 20380215	6,500,000.000	6,319,170.000	
米ドル 小計	米ドル 500,500,000.000 (54,564,510,000)	米ドル 606,285,482.000 (66,097,243,248)	
カナダドル	カナダドル	カナダドル	

9.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20100601	400,000.000	447,076.000	
9.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20100601	1,000,000.000	1,117,690.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20230601	3,200,000.000	4,642,496.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20230601	3,800,000.000	5,512,964.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	600,000.000	960,678.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	6,300,000.000	10,087,119.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	4,500,000.000	7,205,085.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	5,000,000.000	8,005,650.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	700,000.000	1,120,791.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,300,000.000	2,081,469.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,700,000.000	2,721,921.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,500,000.000	4,002,825.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,500,000.000	4,002,825.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,000,000.000	3,202,260.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,300,000.000	3,682,599.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	640,452.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,600,000.000	2,561,808.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,200,000.000	3,522,486.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,000,000.000	3,202,260.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,000,000.000	3,202,260.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,000,000.000	1,601,130.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,200,000.000	1,921,356.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,400,000.000	3,842,712.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,000,000.000	3,202,260.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,100,000.000	1,761,243.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,200,000.000	1,921,356.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,000,000.000	1,601,130.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,400,000.000	2,241,582.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,600,000.000	2,561,808.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,300,000.000	2,081,469.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	800,000.000	1,280,904.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	800,000.000	1,280,904.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,000,000.000	3,202,260.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	700,000.000	1,120,791.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,100,000.000	1,761,243.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,600,000.000	2,561,808.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	100,000.000	160,113.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	100,000.000	160,113.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	500,000.000	800,565.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	640,452.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	100,000.000	160,113.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	640,452.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	640,452.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	500,000.000	800,565.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	600,000.000	960,678.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	300,000.000	480,339.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	200,000.000	320,226.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	300,000.000	480,339.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,500,000.000	2,401,695.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,000,000.000	1,601,130.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	200,000.000	320,226.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,900,000.000	3,042,147.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,500,000.000	4,002,825.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,700,000.000	2,721,921.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	500,000.000	800,565.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,000,000.000	1,601,130.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,400,000.000	2,241,582.000	

9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	800,000.000	1,280,904.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	640,452.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	500,000.000	800,565.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,400,000.000	2,241,582.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,100,000.000	1,761,243.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,400,000.000	2,241,582.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,500,000.000	2,401,695.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	700,000.000	1,120,791.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	200,000.000	320,226.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,000,000.000	3,202,260.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	640,452.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	500,000.000	800,565.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,600,000.000	2,561,808.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	800,000.000	1,280,904.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,400,000.000	3,842,712.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	700,000.000	1,057,063.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	300,000.000	453,027.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	100,000.000	151,009.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	100,000.000	151,009.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	400,000.000	604,036.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	700,000.000	1,057,063.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	400,000.000	604,036.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	400,000.000	604,036.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	200,000.000	302,018.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	100,000.000	151,009.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	200,000.000	302,018.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	200,000.000	302,018.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	1,000,000.000	1,510,090.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	1,500,000.000	2,265,135.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	1,000,000.000	1,510,090.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	700,000.000	1,057,063.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	1,700,000.000	2,567,153.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	1,200,000.000	1,812,108.000	
5.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20120601	400,000.000	431,392.000	
5.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20130601	500,000.000	547,670.000	
5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20140601	1,500,000.000	1,641,465.000	
4.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20150601	2,000,000.000	2,141,400.000	
4.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20150601	6,200,000.000	6,638,340.000	
4.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20150601	2,300,000.000	2,462,610.000	
4.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20150601	10,700,000.000	11,456,490.000	
4.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20150601	200,000.000	214,140.000	
4.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20150601	6,500,000.000	6,959,550.000	
4.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20150601	2,600,000.000	2,783,820.000	
4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20100901	800,000.000	818,624.000	
4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20100901	400,000.000	409,312.000	
4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20100901	200,000.000	204,656.000	
5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601	1,100,000.000	1,280,466.000	
5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601	1,600,000.000	1,862,496.000	
5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601	900,000.000	1,047,654.000	
5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601	1,000,000.000	1,164,060.000	

	5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601	1,000,000.000	1,164,060.000	
	5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601	700,000.000	814,842.000	
	5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601	1,900,000.000	2,211,714.000	
	5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601	5,100,000.000	5,936,706.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20160601	1,100,000.000	1,142,702.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	2,500,000.000	2,591,125.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	1,000,000.000	1,036,450.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	1,600,000.000	1,658,320.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	800,000.000	829,160.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	1,800,000.000	1,865,610.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	900,000.000	932,805.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	1,500,000.000	1,554,675.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	1,700,000.000	1,761,965.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	1,500,000.000	1,554,675.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	15,500,000.000	16,064,975.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	600,000.000	621,870.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	13,100,000.000	13,577,495.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	800,000.000	829,160.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	1,500,000.000	1,554,675.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	4,400,000.000	4,560,380.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	3,300,000.000	3,420,285.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	6,100,000.000	6,322,345.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	5,600,000.000	5,804,120.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	2,500,000.000	2,591,125.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	5,000,000.000	5,182,250.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	2,000,000.000	2,072,900.000	
	3.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20130601	800,000.000	814,344.000	
	3.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20130601	2,000,000.000	2,035,860.000	
カナダドル	小計	カナダドル 234,600,000.000 (23,990,196,000)	カナダドル 305,012,758.000 (31,190,604,633)	
豪ドル		豪ドル	豪ドル	
	6% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20170215	131,500,000.000	132,980,690.000	
	5.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20120415	2,100,000.000	2,098,404.000	
	5.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20120415	900,000.000	899,316.000	
	5.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20120415	1,600,000.000	1,598,784.000	
	5.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20120415	900,000.000	899,316.000	
	5.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20210515	132,600,000.000	131,112,228.000	
	5.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20210515	1,600,000.000	1,582,048.000	
	5.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20210515	4,000,000.000	3,955,120.000	
	5.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20210515	52,200,000.000	51,614,316.000	
	5.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20210515	2,000,000.000	1,977,560.000	
	5.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20210515	1,500,000.000	1,483,170.000	
	5.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20210515	1,300,000.000	1,285,414.000	

	5. 75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20210515	600,000.000	593,268.000	
	5. 75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20210515	1,000,000.000	988,780.000	
	5. 75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20210515	2,500,000.000	2,471,950.000	
	5. 75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20210515	2,100,000.000	2,076,438.000	
	5. 75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20210515	2,200,000.000	2,175,316.000	
豪ドル	小計	豪ドル 340,600,000.000 (32,268,444,000)	豪ドル 339,792,118.000 (32,191,905,259)	
英ポンド		英ポンド	英ポンド	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,400,000.000	1,812,580.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	100,000.000	129,470.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	100,000.000	129,470.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000.000	517,880.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	500,000.000	647,350.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	700,000.000	906,290.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,200,000.000	1,553,640.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	100,000.000	129,470.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000.000	517,880.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000.000	517,880.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	600,000.000	776,820.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000.000	517,880.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	300,000.000	388,410.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	100,000.000	129,470.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	300,000.000	388,410.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,300,000.000	1,683,110.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,600,000.000	2,071,520.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,400,000.000	1,812,580.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	300,000.000	388,410.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,600,000.000	2,071,520.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	2,200,000.000	2,848,340.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,400,000.000	1,812,580.000	

8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,400,000.000	1,812,580.000	
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	500,000.000	647,350.000	
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	800,000.000	1,035,760.000	
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,200,000.000	1,553,640.000	
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	800,000.000	1,035,760.000	
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	300,000.000	388,410.000	
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000.000	517,880.000	
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,200,000.000	1,553,640.000	
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,500,000.000	1,942,050.000	
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,300,000.000	1,683,110.000	
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,600,000.000	2,071,520.000	
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	500,000.000	647,350.000	
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000.000	517,880.000	
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	2,000,000.000	2,589,400.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20151207	400,000.000	480,640.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,200,000.000	1,565,400.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,000,000.000	1,304,500.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	200,000.000	260,900.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	5,100,000.000	6,652,950.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	100,000.000	130,450.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	500,000.000	652,250.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	500,000.000	652,250.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	300,000.000	391,350.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	300,000.000	391,350.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	200,000.000	260,900.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	100,000.000	130,450.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	200,000.000	260,900.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	200,000.000	260,900.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	500,000.000	652,250.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	2,000,000.000	2,609,000.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	2,000,000.000	2,609,000.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,000,000.000	1,304,500.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	400,000.000	521,800.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	600,000.000	782,700.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	2,000,000.000	2,609,000.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,500,000.000	1,956,750.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,900,000.000	2,478,550.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	3,100,000.000	4,043,950.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	2,500,000.000	3,261,250.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	2,500,000.000	3,261,250.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	4,000,000.000	5,218,000.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	2,200,000.000	2,869,900.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	2,000,000.000	2,609,000.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	3,000,000.000	3,913,500.000	

8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	4,000,000.000	5,218,000.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	600,000.000	782,700.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,200,000.000	1,565,400.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,500,000.000	1,956,750.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,900,000.000	2,478,550.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,800,000.000	2,348,100.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	2,300,000.000	3,000,350.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,800,000.000	2,348,100.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	300,000.000	391,350.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,300,000.000	1,695,850.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,600,000.000	2,087,200.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,400,000.000	1,826,300.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,500,000.000	1,956,750.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	800,000.000	1,043,600.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,500,000.000	1,956,750.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	2,200,000.000	2,869,900.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	2,000,000.000	2,609,000.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	900,000.000	1,174,050.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	900,000.000	1,174,050.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,000,000.000	1,304,500.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,000,000.000	1,304,500.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,700,000.000	2,217,650.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,400,000.000	1,826,300.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	600,000.000	782,700.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	500,000.000	652,250.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	3,700,000.000	4,826,650.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	500,000.000	652,250.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,000,000.000	1,304,500.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,000,000.000	1,304,500.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,700,000.000	2,217,650.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	600,000.000	782,700.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	400,000.000	521,800.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,000,000.000	1,304,500.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	400,000.000	521,800.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	900,000.000	1,174,050.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	2,000,000.000	2,609,000.000	
6% UNITED KINGDOM GILT BOND 20281207	900,000.000	1,049,850.000	
6% UNITED KINGDOM GILT BOND 20281207	3,000,000.000	3,499,500.000	
6% UNITED KINGDOM GILT BOND 20281207	300,000.000	349,950.000	
6% UNITED KINGDOM GILT BOND 20281207	500,000.000	583,250.000	
5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20120307	500,000.000	506,800.000	
5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20120307	800,000.000	810,880.000	
5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20120307	900,000.000	912,240.000	
5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20120307	300,000.000	304,080.000	
5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20120307	300,000.000	304,080.000	
5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20140907	1,800,000.000	1,838,520.000	
4.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20150907	2,300,000.000	2,319,780.000	
4.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20150907	2,000,000.000	2,017,200.000	
4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20360307	1,000,000.000	967,400.000	
4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20360307	1,100,000.000	1,064,140.000	
4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20360307	1,700,000.000	1,644,580.000	
4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20360307	1,000,000.000	967,400.000	

4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20360307	1,000,000.000	967,400.000	
4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20360307	800,000.000	773,920.000	
4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20360307	1,200,000.000	1,160,880.000	
4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20360307	1,300,000.000	1,257,620.000	
4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	1,200,000.000	1,189,320.000	
4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	400,000.000	396,440.000	
4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	200,000.000	198,220.000	
4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	300,000.000	297,330.000	
4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	1,000,000.000	991,100.000	
4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	900,000.000	891,990.000	
4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	1,000,000.000	991,100.000	
4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	900,000.000	891,990.000	
4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	500,000.000	495,550.000	
4% UNITED KINGDOM GILT BOND 20160907	1,500,000.000	1,442,250.000	
4% UNITED KINGDOM GILT BOND 20160907	1,500,000.000	1,442,250.000	
4% UNITED KINGDOM GILT BOND 20160907	1,600,000.000	1,538,400.000	
4% UNITED KINGDOM GILT BOND 20160907	1,100,000.000	1,057,650.000	
4% UNITED KINGDOM GILT BOND 20160907	1,600,000.000	1,538,400.000	
4% UNITED KINGDOM GILT BOND 20160907	3,000,000.000	2,884,500.000	
4% UNITED KINGDOM GILT BOND 20160907	4,000,000.000	3,846,000.000	
4% UNITED KINGDOM GILT BOND 20160907	1,300,000.000	1,249,950.000	
4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20461207	1,500,000.000	1,483,050.000	
4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20461207	1,000,000.000	988,700.000	
4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20271207	500,000.000	470,500.000	
4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20271207	600,000.000	564,600.000	
5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20180307	500,000.000	514,150.000	
5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20180307	1,700,000.000	1,748,110.000	
5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20180307	1,000,000.000	1,028,300.000	
5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20180307	2,000,000.000	2,056,600.000	
5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20180307	1,000,000.000	1,028,300.000	
5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20180307	1,400,000.000	1,439,620.000	
5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20180307	1,300,000.000	1,336,790.000	
5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20180307	2,500,000.000	2,570,750.000	
5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20180307	700,000.000	719,810.000	
5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20180307	1,200,000.000	1,233,960.000	
5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20180307	1,000,000.000	1,028,300.000	
5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20180307	900,000.000	925,470.000	
5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20180307	1,900,000.000	1,953,770.000	
5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20180307	1,100,000.000	1,131,130.000	
4. 5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20130307	1,000,000.000	996,400.000	
4. 5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20130307	1,200,000.000	1,195,680.000	

英ポンド	小計	英ポンド 189,800,000.000 (39,269,620,000)	英ポンド 226,688,830.000 (46,901,918,927)
デンマーク クローネ		デンマーク クローネ	デンマーク クローネ
	7% DANISH GOVERNMENT BOND 20241110	2,000,000.000	2,486,660.000
	7% DANISH GOVERNMENT BOND 20241110	1,000,000.000	1,243,330.000
	7% DANISH GOVERNMENT BOND 20241110	1,500,000.000	1,864,995.000
	6% DANISH GOVERNMENT BOND 20111115	1,000,000.000	1,047,570.000
	6% DANISH GOVERNMENT BOND 20111115	4,100,000.000	4,295,037.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	2,500,000.000	2,571,675.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,300,000.000	1,337,271.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,400,000.000	1,440,138.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,300,000.000	1,337,271.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	700,000.000	720,069.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,100,000.000	1,131,537.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	500,000.000	514,335.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	800,000.000	822,936.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,400,000.000	1,440,138.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,500,000.000	1,543,005.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,300,000.000	1,337,271.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,500,000.000	1,543,005.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,300,000.000	1,337,271.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	2,300,000.000	2,365,941.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,000,000.000	1,028,670.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,400,000.000	1,440,138.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,000,000.000	1,028,670.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,000,000.000	1,028,670.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	8,500,000.000	8,743,695.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,100,000.000	1,131,537.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	200,000.000	205,734.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	100,000.000	102,867.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	800,000.000	822,936.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	700,000.000	720,069.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,000,000.000	1,028,670.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	500,000.000	514,335.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	500,000.000	514,335.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	300,000.000	308,601.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,000,000.000	1,028,670.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	500,000.000	514,335.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,000,000.000	1,028,670.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	7,000,000.000	7,200,690.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	7,000,000.000	7,200,690.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	6,000,000.000	6,172,020.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	2,000,000.000	2,057,340.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	5,000,000.000	5,143,350.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	5,000,000.000	5,143,350.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	12,000,000.000	12,344,040.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	4,000,000.000	4,114,680.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	18,000,000.000	18,516,060.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	4,500,000.000	4,629,015.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	18,000,000.000	18,516,060.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	25,000,000.000	25,716,750.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,300,000.000	1,337,271.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,000,000.000	1,028,670.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,300,000.000	1,337,271.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,200,000.000	1,234,404.000

デンマーク クローネ	小計	デンマーク クローネ 167,400,000.000 (3,650,994,000)	デンマーク クローネ 173,261,718.000 (3,778,838,070)	
ノルウェー クローネ		ノルウェー クローネ	ノルウェー クローネ	
	6% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20110516	1,200,000.000	1,233,768.000	
	6% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20110516	1,000,000.000	1,028,140.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	2,500,000.000	2,687,125.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	3,000,000.000	3,224,550.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,500,000.000	1,612,275.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,600,000.000	1,719,760.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,600,000.000	1,719,760.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	700,000.000	752,395.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,300,000.000	1,397,305.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	700,000.000	752,395.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	800,000.000	859,880.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	2,900,000.000	3,117,065.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	13,000,000.000	13,973,050.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,800,000.000	1,934,730.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,800,000.000	1,934,730.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,800,000.000	1,934,730.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,300,000.000	1,397,305.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,400,000.000	1,504,790.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	600,000.000	644,910.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	800,000.000	859,880.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	100,000.000	107,485.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	46,600,000.000	50,088,010.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	800,000.000	859,880.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	200,000.000	214,970.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,500,000.000	1,612,275.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	2,000,000.000	2,149,700.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	2,200,000.000	2,364,670.000	

6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,700,000.000	1,827,245.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	200,000.000	214,970.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	200,000.000	214,970.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	800,000.000	859,880.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	800,000.000	859,880.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,000,000.000	1,074,850.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	500,000.000	537,425.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	200,000.000	214,970.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,000,000.000	1,074,850.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	500,000.000	537,425.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,000,000.000	1,074,850.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	500,000.000	537,425.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,500,000.000	1,612,275.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	7,000,000.000	7,523,950.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	7,000,000.000	7,523,950.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	6,000,000.000	6,449,100.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	2,000,000.000	2,149,700.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,500,000.000	1,612,275.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,000,000.000	1,074,850.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	3,500,000.000	3,761,975.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	8,000,000.000	8,598,800.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	10,500,000.000	11,285,925.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	11,500,000.000	12,360,775.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	8,000,000.000	8,598,800.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,200,000.000	1,289,820.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,500,000.000	1,612,275.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,000,000.000	1,074,850.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	6,000,000.000	6,449,100.000	
6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	6,000,000.000	6,449,100.000	

	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	11,500,000.000	12,360,775.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	2,000,000.000	2,149,700.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	9,000,000.000	9,673,650.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	14,000,000.000	15,047,900.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	10,000,000.000	10,748,500.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	11,000,000.000	11,823,350.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,500,000.000	1,612,275.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	3,000,000.000	3,224,550.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	3,000,000.000	3,224,550.000	
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	1,200,000.000	1,221,192.000	
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	3,000,000.000	3,052,980.000	
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	2,400,000.000	2,442,384.000	
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	2,400,000.000	2,442,384.000	
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	600,000.000	610,596.000	
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	2,300,000.000	2,340,618.000	
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	12,000,000.000	12,211,920.000	
ノルウェー クローネ	小計	ノルウェー クローネ 275,200,000.000 (5,594,816,000)	ノルウェー クローネ 294,329,117.000 (5,983,710,948)	
スウェーデン クローナ	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	スウェーデン クローナ 2,300,000.000	スウェーデン クローナ 2,604,543.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,100,000.000	1,245,651.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,000,000.000	3,397,230.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,500,000.000	1,698,615.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,600,000.000	1,811,856.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,600,000.000	1,811,856.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	700,000.000	792,687.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,300,000.000	1,472,133.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	700,000.000	792,687.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	800,000.000	905,928.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,800,000.000	2,038,338.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,700,000.000	1,925,097.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,700,000.000	1,925,097.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	15,700,000.000	17,778,837.000	

6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1, 400, 000. 000	1, 585, 374. 000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	800, 000. 000	905, 928. 000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	200, 000. 000	226, 482. 000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1, 500, 000. 000	1, 698, 615. 000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2, 000, 000. 000	2, 264, 820. 000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2, 000, 000. 000	2, 264, 820. 000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1, 300, 000. 000	1, 472, 133. 000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	200, 000. 000	226, 482. 000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	100, 000. 000	113, 241. 000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	900, 000. 000	1, 019, 169. 000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	500, 000. 000	566, 205. 000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1, 500, 000. 000	1, 698, 615. 000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	500, 000. 000	566, 205. 000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	400, 000. 000	452, 964. 000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1, 000, 000. 000	1, 132, 410. 000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	200, 000. 000	226, 482. 000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	300, 000. 000	339, 723. 000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	300, 000. 000	339, 723. 000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2, 500, 000. 000	2, 831, 025. 000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1, 000, 000. 000	1, 132, 410. 000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	5, 500, 000. 000	6, 228, 255. 000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1, 000, 000. 000	1, 132, 410. 000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2, 000, 000. 000	2, 264, 820. 000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2, 500, 000. 000	2, 831, 025. 000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1, 200, 000. 000	1, 358, 892. 000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1, 500, 000. 000	1, 698, 615. 000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3, 000, 000. 000	3, 397, 230. 000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	13, 000, 000. 000	14, 721, 330. 000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	11, 000, 000. 000	12, 456, 510. 000	

6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	5,500,000.000	6,228,255.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	7,000,000.000	7,926,870.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,132,410.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,132,410.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,132,410.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,132,410.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,500,000.000	1,698,615.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,500,000.000	1,698,615.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	4,000,000.000	4,529,640.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	5,000,000.000	5,662,050.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	8,000,000.000	9,059,280.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	8,000,000.000	9,059,280.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	6,000,000.000	6,794,460.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,000,000.000	2,264,820.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	7,000,000.000	7,926,870.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,000,000.000	3,397,230.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	6,000,000.000	6,794,460.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,000,000.000	3,397,230.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	4,000,000.000	4,529,640.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	8,000,000.000	9,059,280.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	500,000.000	566,205.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	100,000.000	113,241.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	100,000.000	113,241.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,000,000.000	2,264,820.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,200,000.000	2,491,302.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	500,000.000	566,205.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,300,000.000	1,472,133.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,000,000.000	3,397,230.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,000,000.000	2,264,820.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,400,000.000	2,717,784.000	

6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,300,000.000	1,472,133.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,300,000.000	1,472,133.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	700,000.000	792,687.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,200,000.000	1,358,892.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	6,900,000.000	7,813,629.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	8,200,000.000	9,285,762.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	7,400,000.000	8,379,834.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,400,000.000	1,585,374.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	8,400,000.000	9,512,244.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	10,400,000.000	11,777,064.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	7,000,000.000	7,926,870.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,400,000.000	3,850,194.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,100,000.000	1,245,651.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,100,000.000	2,378,061.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,000,000.000	3,397,230.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,700,000.000	1,925,097.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	800,000.000	905,928.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,100,000.000	1,245,651.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,700,000.000	3,057,507.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,200,000.000	3,623,712.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,300,000.000	2,604,543.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	4,500,000.000	5,095,845.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,900,000.000	2,151,579.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,100,000.000	1,245,651.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,132,410.000	
6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,132,410.000	
5. 5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20121008	3,700,000.000	3,878,710.000	
5. 5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20121008	1,000,000.000	1,048,300.000	
5. 5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20121008	3,000,000.000	3,144,900.000	
5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	4,900,000.000	5,322,870.000	
5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	3,000,000.000	3,258,900.000	
5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	1,400,000.000	1,520,820.000	
5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	2,300,000.000	2,498,490.000	
5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	1,000,000.000	1,086,300.000	

	5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	2,400,000.000	2,607,120.000	
スウェーデン クローナ	小計	スウェーデン クローナ 300,200,000.000 (5,202,466,000)	スウェーデン クローナ 338,610,185.000 (5,868,114,506)	
ユーロ		ユーロ	ユーロ	
	6.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	2,000,000.000	2,365,040.000	
	6.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	4,000,000.000	4,730,080.000	
	6.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	1,200,000.000	1,419,024.000	
	6.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	35,000,000.000	41,388,200.000	
	6.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	1,600,000.000	1,892,032.000	
	6.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	41,400,000.000	48,956,328.000	
	6.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	28,000,000.000	33,110,560.000	
	6.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	200,000.000	236,504.000	
	6.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	600,000.000	709,512.000	
	6.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	8,100,000.000	9,578,412.000	
	6.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270704	14,900,000.000	18,255,033.000	
	6.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270704	900,000.000	1,102,653.000	
	6.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20300104	1,900,000.000	2,281,881.000	
	6.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20300104	1,000,000.000	1,200,990.000	
	4.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20130104	1,100,000.000	1,117,897.000	
	4.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20130104	1,200,000.000	1,219,524.000	
	3.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20130704	1,000,000.000	987,410.000	
	3.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20150104	300,000.000	294,348.000	
	3.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20150104	13,100,000.000	12,853,196.000	
	4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20370104	1,000,000.000	897,020.000	
	4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20370104	2,300,000.000	2,063,146.000	
	4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20370104	2,000,000.000	1,794,040.000	
	4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20370104	1,300,000.000	1,166,126.000	
	4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20370104	1,600,000.000	1,435,232.000	
	4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20370104	1,300,000.000	1,166,126.000	
	4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20370104	2,100,000.000	1,883,742.000	
	4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20370104	2,000,000.000	1,794,040.000	
	3.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20170104	3,200,000.000	3,101,024.000	
	3.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20170104	800,000.000	775,256.000	
	3.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20170104	400,000.000	387,628.000	
	3.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20170104	3,000,000.000	2,907,210.000	
	4.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20170704	12,200,000.000	12,248,922.000	
	4.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20170704	9,400,000.000	9,437,694.000	
	4.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20170704	2,100,000.000	2,108,421.000	
	4.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20170704	15,100,000.000	15,160,551.000	
	4.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20170704	2,900,000.000	2,911,629.000	
	4.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20170704	2,200,000.000	2,208,822.000	
	4.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20170704	10,000,000.000	10,040,100.000	
	4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180104	2,500,000.000	2,461,225.000	
	4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180104	18,200,000.000	17,917,718.000	
	4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180104	1,100,000.000	1,082,939.000	
	4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180104	2,000,000.000	1,968,980.000	
	4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180104	1,000,000.000	984,490.000	
	4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180104	1,200,000.000	1,181,388.000	
	4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180104	2,900,000.000	2,855,021.000	
	4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180104	2,300,000.000	2,264,327.000	
	4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180104	2,300,000.000	2,264,327.000	
	4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180104	16,100,000.000	15,850,289.000	
	4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180104	2,000,000.000	1,968,980.000	
	4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180104	1,000,000.000	984,490.000	
	4.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180704	1,000,000.000	1,001,440.000	
	4.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180704	800,000.000	801,152.000	
	4.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180704	3,000,000.000	3,004,320.000	

4. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180704	2,300,000.000	2,303,312.000	
4. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180704	2,000,000.000	2,002,880.000	
4. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180704	1,300,000.000	1,301,872.000	
4. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180704	2,500,000.000	2,503,600.000	
4. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180704	1,600,000.000	1,602,304.000	
4. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180704	1,200,000.000	1,201,728.000	
4. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180704	2,300,000.000	2,303,312.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,500,000.000	1,805,505.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	100,000.000	120,367.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	700,000.000	842,569.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	200,000.000	240,734.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	200,000.000	240,734.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	200,000.000	240,734.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	100,000.000	120,367.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	500,000.000	601,835.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,000,000.000	2,407,340.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	400,000.000	481,468.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,000,000.000	2,407,340.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,700,000.000	3,249,909.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,300,000.000	2,768,441.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,200,000.000	2,648,074.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	600,000.000	722,202.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,600,000.000	1,925,872.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	900,000.000	1,083,303.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,500,000.000	1,805,505.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,800,000.000	2,166,606.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,500,000.000	1,805,505.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	800,000.000	962,936.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	500,000.000	601,835.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	800,000.000	962,936.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	700,000.000	842,569.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,000,000.000	1,203,670.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	200,000.000	240,734.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	900,000.000	1,083,303.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	500,000.000	601,835.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	300,000.000	361,101.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	600,000.000	722,202.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	100,000.000	120,367.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,900,000.000	3,490,643.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,300,000.000	2,768,441.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,600,000.000	1,925,872.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	700,000.000	842,569.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	800,000.000	962,936.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,200,000.000	1,444,404.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	700,000.000	842,569.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	600,000.000	722,202.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	500,000.000	601,835.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,200,000.000	2,648,074.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,500,000.000	3,009,175.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	3,200,000.000	3,851,744.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	800,000.000	962,936.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	400,000.000	481,468.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,100,000.000	2,527,707.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,500,000.000	3,009,175.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	200,000.000	240,734.000	
6. 25% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20270715	1,000,000.000	1,180,580.000	
5% FINNISH GOVERNMENT BOND 20090425	300,000.000	300,972.000	

	ユーロ	小計	ユーロ	ユーロ	
			358,900,000.000 (58,396,619,000)	394,197,381.000 (64,139,855,863)	
国債証券	合計		222,937,665,000 (222,937,665,000)	256,152,191,454 (256,152,191,454)	
合計			222,937,665,000 [222,937,665,000]	256,152,191,454 [256,152,191,454]	

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 24 銘柄	100%	25.8%
カナダドル	国債証券 13 銘柄	100%	12.2%
豪ドル	国債証券 3 銘柄	100%	12.6%
英ポンド	国債証券 14 銘柄	100%	18.3%
デンマーククローネ	国債証券 3 銘柄	100%	1.5%
ノルウェークローネ	国債証券 3 銘柄	100%	2.3%
スウェーデンクローナ	国債証券 3 銘柄	100%	2.3%
ユーロ	国債証券 14 銘柄	100%	25.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表 (デリバティブ取引等関係に関する注記)」に記載しております。

「世界REITマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		9,816,478,735	9,350,939,424
コール・ローン		1,299,712,321	538,239,369
投資証券		176,639,163,875	165,011,772,671
派生商品評価勘定		50,201	653,069
未収入金		757,928,269	599,785,451
未収配当金		857,110,009	753,578,102
流動資産合計		189,370,443,410	176,254,968,086
資産合計		189,370,443,410	176,254,968,086
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		—	250,729
未払金		—	460,753,054
未払解約金		—	65,000,000
流動負債合計		—	526,003,783
負債合計		—	526,003,783
純資産の部			
元本等			
元本	※1	180,927,990,836	173,825,364,475
剰余金			
期末剰余金		8,442,452,574	1,903,599,828
剰余金合計		8,442,452,574	1,903,599,828
元本等合計		189,370,443,410	175,728,964,303
純資産合計		189,370,443,410	175,728,964,303
負債・純資産合計		189,370,443,410	176,254,968,086

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	投資証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日	外貨建取引等の処理基準 同左

	<p>の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>
--	---

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	179,841,129,990 円	180,927,990,836 円
同期中における追加設定元本額	3,467,470,695 円	15,703,489 円
同期中における一部解約元本額	2,380,609,849 円	7,118,329,850 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・世界資産分散ファンド	167,114,455,176 円	160,979,055,498 円
りそな・東京応援・資産分散ファンド	4,536,362,356 円	4,286,150,016 円
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド	2,179,081,102 円	2,065,690,574 円
りそな・多摩応援・資産分散ファンド	663,324,018 円	607,396,518 円
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド	448,659,656 円	410,802,289 円
りそな・中部応援・資産分散ファンド	2,163,233,279 円	1,884,499,295 円
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド	515,046,087 円	501,883,798 円
りそな・大阪応援・資産分散ファンド	2,881,273,765 円	2,707,219,521 円
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド	426,555,397 円	382,666,966 円
計	180,927,990,836 円	173,825,364,475 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	180,927,990,836 口	173,825,364,475 口

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成20年2月13日現在		平成20年8月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資証券	176,639,163,875	△25,786,587,008	165,011,772,671	△2,727,985,000
合 計	176,639,163,875	△25,786,587,008	165,011,772,671	△2,727,985,000

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成19年9月11日から平成20年2月13日まで、及び平成20年3月11日から平成20年8月13日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区 分	自平成19年8月14日 至平成20年2月13日	自平成20年2月14日 至平成20年8月13日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針と取引の利用目的	外貨建資産の売買代金、配当金等の受取りまたは支払いを目的として、信託約款に従って為替予約取引を利用しております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定して行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリスクの種類毎に行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

種 類	平成20年2月13日現在				平成20年8月13日現在			
	契約額等 (円)		時 価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時 価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1年超				うち 1年超		
市場取引 以外の取引								
為替予約取引								
売 建	40,632,857	—	40,626,875	5,982	573,988,572	—	573,335,503	653,069
米ドル	—	—	—	—	573,235,428	—	572,582,898	652,530
カナダドル	1,224,601	—	1,224,372	229	—	—	—	—
豪ドル	2,056,588	—	2,056,164	424	—	—	—	—
香港ドル	—	—	—	—	753,144	—	752,605	539
英ポンド	37,351,668	—	37,346,339	5,329	—	—	—	—
買 建	40,632,857	—	40,677,076	44,219	28,338,572	—	28,087,843	△250,729
米ドル	40,632,857	—	40,677,076	44,219	753,144	—	753,119	△25
豪ドル	—	—	—	—	27,585,428	—	27,334,724	△250,704
合 計	81,265,714	—	81,303,951	50,201	602,327,144	—	601,423,346	402,340

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1 口当たり情報)

	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0467円 (10,467円)	1.0110円 (10,110円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル			米ドル	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	236,721	24,469,849.770	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	657,169	64,317,130.030	
		BOSTON PROPERTIES INC	433,288	44,147,714.320	
		BIOMED REALTY TRUST INC	319,556	8,541,731.880	
		APARTMENT INVT&MGMT CO-A	478,752	18,101,613.120	
		GENERAL GROWTH PROPERTIES	596,675	15,364,381.250	
		VORNADO REALTY TRUST	440,633	44,565,621.620	
		EQUITY RESIDENTIAL	612,987	27,768,311.100	
		HOST HOTELS&RESORTS INC	1,816,800	25,707,720.000	
		SOVRAN SELF STORAGE INC	520,693	20,796,478.420	
		VENTAS INC	370,897	16,920,321.140	
		ACADIA REALTY TRUST	353,000	8,436,700.000	
		AMB PROPERTY CORP	150,057	7,532,861.400	
		BRE PROPERTIES-CL A	263,300	13,380,906.000	
		MACK-CALI REALTY CORP	447,659	18,550,988.960	
		COLONIAL PROPERTIES TRUST	378,220	7,749,727.800	
		DEVELOPERS DIV REALTY	333,580	11,295,018.800	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	212,348	9,959,121.200	
		HEALTH CARE REIT INC	212,055	11,113,802.550	
		HOME PROPERTIES INC	162,465	9,018,432.150	
		LIBERTY PROPERTY TRUST	860,502	32,570,000.700	
		MACERICH CO/THE	668,745	40,525,947.000	
		MISSION WEST PROPERTIES	83,323	814,065.710	
		PARKWAY PROPERTIES INC	229,521	8,489,981.790	
		PROLOGIS	410,360	20,005,050.000	
		REGENCY CENTERS CORP	438,953	26,337,180.000	
		SL GREEN REALTY CORP	228,319	19,838,637.910	
		SENIOR HOUSING PROP TRUST	774,399	16,998,058.050	
		UDR INC	709,742	18,410,707.480	
		WASHINGTON REAL ESTATE IN	269,731	9,516,109.680	
		HEALTH CARE REIT 7.875% D	64,200	1,521,540.000	
		CBL&ASSOC PROP 7.75% C	75,828	1,478,646.000	
		COUSINS PROPERTY 7.75% A	118,299	2,206,276.350	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTOR	439,489	8,196,469.850	
		SL GREEN REALTY 7.625% C	62,600	1,339,640.000	
		PS BUSINESS PARK 7% H	127,400	2,497,040.000	
		DEVELOP DIV RLTY 8% G	73,800	1,627,290.000	
		DEVELOP DIV RLTY 7.5% I	64,600	1,293,292.000	
		APARTMENT INVEST 8% T	233,500	4,817,105.000	
APARTMENT INVEST 7.75% U	69,400	1,426,170.000			
EQUITY RES PROP 6.48% N	119,800	2,569,710.000			
HCP INC 7.1% F	100,000	2,037,000.000			
HOSPITALITY PROP 8.875% B	50,633	1,037,976.500			
PROLOGIS TRUST 6.75% F	43,000	920,200.000			
SAUL CENTERS INC 8% A	53,800	1,238,476.000			
WEINGARTEN RLTY 6.75% D	165,758	3,671,539.700			
INLAND REAL ESTATE CORP	539,000	8,004,150.000			
STRATEGIC HOTELS&RESORTS	462,217	4,127,597.810			
KIMCO REALTY 7.75% G	280,632	6,681,847.920			

DUKE REALTY CORP 8.375 O	172,700	4,034,272.000	
HEALTH CARE REIT 7.625% F	59,900	1,391,477.000	
CORP OFFICE PROPS 8% G	62,200	1,398,256.000	
CORP OFFICE PROPS 7.5% H	48,000	988,800.000	
APARTMENT INVEST 8% V	35,200	727,936.000	
PS BUSINESS PARK 7.6% L	46,200	946,638.000	
U-STORE-IT TRUST	361,700	4,318,698.000	
KILROY REALTY CORP 7.5% F	87,047	1,775,758.800	
TANGER FACTORY 7.50% C	53,900	1,096,865.000	
EXTRA SPACE STORAGE INC	512,250	7,760,587.500	
CBL&ASSOC PROP 7.375% D	67,890	1,256,643.900	
COUSINS PROPERTY 7.5% B	60,600	1,124,130.000	
VORNADO RLTY TST 6.625% G	181,510	3,739,106.000	
APARTMENT INVEST 7.875% Y	57,800	1,187,790.000	
AMERICAN CAMPUS COMMUNITI	195,681	5,976,097.740	
DIGITAL REALTY 8.5% A	37,200	855,600.000	
DIGITAL REALTY 7.875% B	31,000	650,690.000	
PS BUSINESS PARKS 7.2% M	121,900	2,364,860.000	
VORNADO REALTY TST 6.75%F	182,100	3,702,093.000	
VORNADO REALTY TST 6.75%H	100,900	2,067,441.000	
LASALLE HOTEL 7.5000% D	37,600	713,648.000	
LASALLE HOTEL 8% E	88,200	1,683,738.000	
HRPT PROPERTIES 7.125% C	199,100	3,772,945.000	
PUBLIC STORAGE 6.95% H	135,100	2,955,988.000	
PUBLIC STORAGE INC I	95,200	2,180,080.000	
PS BUSINESS PARK 7.375% O	68,300	1,359,170.000	
PUBLIC STORAGE INC -K	218,400	4,968,600.000	
NAT'L RETAIL PROP CL C	122,200	2,670,070.000	
DOUGLAS EMMETT	539,495	12,947,880.000	
PUBLIC STORAGE INC L	459,600	9,633,216.000	
LASALLE HOTEL G	137,000	2,367,360.000	
REALTY INCOME PFD E	352,800	7,514,640.000	
PUBLIC STORAGE INC M	440,100	9,079,263.000	
PS BUSINESS PARK P	164,600	3,041,808.000	
BIOMED REALTY 7.375 A	228,000	4,366,200.000	
WEINGARTEN RLTY F	502,200	10,295,100.000	
HOSPITALITY PROP C	264,000	4,134,240.000	
FIRST IND REALTY 7.25% J	106,000	2,024,600.000	
DUKE REALTY CORP 6.95% M	129,000	2,644,500.000	
米ドル	小計	23,576,979	米ドル 793,652,922.900 (86,524,041,655)
カナダドル			カナダドル
	CAN REAL ESTATE INVEST TR	633,600	18,222,336.000
	BOARDWALK REAL ESTATE INV	213,800	7,803,700.000
	PRIMARIS RETAIL REAL ESTA	1,288,175	21,860,329.750
カナダドル	小計	2,135,575	カナダドル 47,886,365.750 (4,896,859,761)
豪ドル			豪ドル
	TISHMAN SPEYER OFFICE FUN	9,155,245	12,771,566.770
	CFS RETAIL PROPERTY TRUST	7,528,581	16,261,734.960
	COMMONWEALTH PROPERTY OFF	8,989,036	13,258,828.100
	DEXUS PROPERTY GROUP	16,229,316	26,129,198.760
	MACQUARIE COUNTRYWIDE TRU	13,544,736	14,696,038.560
	MIRVAC GROUP	2,621,707	8,179,725.840
	STOCKLAND	2,535,830	13,947,065.000
	WESTFIELD GROUP	7,872,072	135,006,034.800
	GOODMAN GROUP	3,377,784	10,133,352.000

豪ドル	小計	71,854,307	豪ドル 250,383,544.790 (23,721,337,033)
香港ドル	LINK REIT	9,545,500	香港ドル 168,382,620.000
	CHAMPION REIT	31,378,523	119,238,387.400
	FORTUNE REAL ESTATE INVES	20,547,000	85,475,520.000
香港ドル	小計	61,471,023	香港ドル 373,096,527.400 (5,208,427,523)
シンガポール ドル	CAPITACOMMERCIAL TRUST	11,391,000	シンガポール ドル 21,756,810.000
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	16,354,000	12,020,190.000
	MAPLETREE LOGISTICS TRU-R	12,265,500	61,327.500
	ASCOTT RESIDENCE TRUST	4,530,000	4,575,300.000
シンガポール ドル	小計	44,540,500	シンガポール ドル 38,413,627.500 (2,981,665,766)
ニュージー ランドドル	KIWI INCOME PROPERTY TRU	9,051,715	ニュージー ランドドル 10,318,955.100
	AMP NZ OFFICE TRUST	9,422,087	10,552,737.440
ニュージー ランドドル	小計	18,473,802	ニュージー ランドドル 20,871,692.540 (1,573,725,618)
英ポンド	LAND SECURITIES PLC	2,196,752	英ポンド 30,381,080.160
	SEGRE	2,830,846	12,673,697.540
	HAMMERSON PLC	1,692,479	16,789,391.680
	BRITISH LAND CO PLC	2,055,307	16,247,201.830
	GREAT PORTLAND ESTATES PL	2,279,505	8,518,510.180
	LIBERTY INTERNATIONAL PLC	639,430	5,515,083.750
	BRIXTON PLC	2,518,076	6,489,081.850
	DERWENT LONDON PLC	783,260	9,359,957.000
英ポンド	小計	14,995,655	英ポンド 105,974,003.990 (21,926,021,425)
ユーロ	CORIO NV	248,521	ユーロ 12,624,866.800
	EUROCOMMERCIAL PROPERTI-C	171,025	5,349,662.000
	VASTNED OFFICES/INDUSTRIA	257,196	4,500,930.000
	VASTNED RETAIL NV	87,997	4,831,915.270
	ICADE	112,100	8,183,300.000
	UNIBAIL-RODAMCO	431,173	64,460,363.500
	KLEPIERRE	237,805	6,851,162.050
	FONCIERE DES REGIONS	56,493	4,928,449.320
ユーロ	小計	1,602,310	ユーロ 111,730,648.940 (18,179,693,890)
投資証券	合計		165,011,772,671 [165,011,772,671]
合計			165,011,772,671 [165,011,772,671]

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 88 銘柄	100%	52.4%
カナダドル	投資証券 3 銘柄	100%	3.0%
豪ドル	投資証券 9 銘柄	100%	14.4%
香港ドル	投資証券 3 銘柄	100%	3.2%
シンガポールドル	投資証券 4 銘柄	100%	1.8%
ニュージーランドドル	投資証券 2 銘柄	100%	0.9%
英ポンド	投資証券 8 銘柄	100%	13.3%
ユーロ	投資証券 8 銘柄	100%	11.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

りそな・埼玉応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間(平成19年8月14日から平成20年2月13日まで)及び当特定期間(平成20年2月14日から平成20年8月13日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 3 月 28 日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

山元太志



指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

久野佳樹



当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・埼玉応援・資産分散ファンドの平成 19 年 8 月 14 日から平成 20 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・埼玉応援・資産分散ファンドの平成 20 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 9 月 26 日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

山元 太志 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

久野 佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・埼玉応援・資産分散ファンドの平成 20 年 2 月 14 日から平成 20 年 8 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・埼玉応援・資産分散ファンドの平成 20 年 8 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそな・埼玉応援・資産分散ファンド

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		平成20年2月13日現在 金 額 (円)	平成20年8月13日現在 金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		111,741,135	88,733,043
親投資信託受益証券		6,659,544,984	6,085,123,442
未収入金		—	30,000,000
流動資産合計		6,771,286,119	6,203,856,485
資産合計		6,771,286,119	6,203,856,485
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		17,042,497	16,317,557
未払解約金		825,535	14,821,541
未払受託者報酬		280,645	268,307
未払委託者報酬		6,735,796	6,439,542
その他未払費用		304,289	256,811
流動負債合計		25,188,762	38,103,758
負債合計		25,188,762	38,103,758
純資産の部			
元本等			
元本	※1	8,521,256,624	8,158,778,584
剰余金			
期末欠損金		1,775,159,267	1,993,025,857
(うち分配準備積立金)		(88,464,113)	(87,208,053)
剰余金合計	※2	△1,775,159,267	△1,993,025,857
元本等合計		6,746,097,357	6,165,752,727
純資産合計		6,746,097,357	6,165,752,727
負債・純資産合計		6,771,286,119	6,203,856,485

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
		金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益			
受取利息		350,707	238,759
有価証券売買等損益		△1,093,317,513	△154,421,542
営業収益合計		△1,092,966,806	△154,182,783
営業費用			
受託者報酬		2,029,167	1,712,656
委託者報酬	※1	48,701,095	41,104,671
その他費用		304,289	256,811
営業費用合計		51,034,551	43,074,138
営業損失金額		1,144,001,357	197,256,921
経常損失金額		1,144,001,357	197,256,921
当期純損失金額		1,144,001,357	197,256,921
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		3,209,948	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		—	1,773,583
期首欠損金		576,685,008	1,775,159,267
欠損金減少額		54,858,774	87,826,274
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(54,858,774)	(87,826,274)
欠損金増加額		8,080,989	6,681,638
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(8,080,989)	(6,681,638)
分配金	※2	104,460,635	99,980,722
期末欠損金		1,775,159,267	1,993,025,857

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成 20 年 2 月 13 日現在	当 期 平成 20 年 8 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額	8,931,594,038 円	8,521,256,624 円
期中追加設定元本額	74,615,514 円	30,808,391 円
期中一部解約元本額	484,952,928 円	393,286,431 円
2. 特定期間末日における受益権の 総数	8,521,256,624 口	8,158,778,584 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その差 額は1,775,159,267 円でありま す。	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その差 額は1,993,025,857 円でありま す。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託） の運用の指図に係る権限の 全部または一部を委託する ために要する費用	6,034,767 円	4,994,169 円
2. ※2 分配金の計算過程	(自平成 19 年 8 月 14 日 至平成 19 年 9 月 13 日) 計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額 (20,465,926 円)、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を 控除し、繰越欠損金を補填した 額 (0 円)、投資信託約款に規定	(自平成 20 年 2 月 14 日 至平成 20 年 3 月 13 日) 計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額 (11,903,406 円)、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を 控除し、繰越欠損金を補填した 額 (0 円)、投資信託約款に規定

される収益調整金(34,008,067円)及び分配準備積立金(74,195,135円)より分配対象額は128,669,128円(1万口当たり144.70円)であり、うち17,784,680円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成19年9月14日 至平成19年10月15日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(34,452,905円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(33,885,223円)及び分配準備積立金(76,173,226円)より分配対象額は144,511,354円(1万口当たり163.75円)であり、うち17,633,548円(1万口当たり19.98円)を分配金額としております。

(自平成19年10月16日 至平成19年11月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(10,619,995円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(33,790,268円)及び分配準備積立金(92,031,171円)より分配対象額は136,441,434円(1万口当たり155.92円)であり、うち17,501,024円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成19年11月14日 至平成19年12月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した

される収益調整金(33,118,392円)及び分配準備積立金(87,799,783円)より分配対象額は132,821,581円(1万口当たり156.95円)であり、うち16,925,756円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成20年3月14日 至平成20年4月14日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(33,273,160円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(33,052,217円)及び分配準備積立金(82,467,739円)より分配対象額は148,793,116円(1万口当たり176.41円)であり、うち16,869,356円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成20年4月15日 至平成20年5月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(15,891,341円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(32,829,257円)及び分配準備積立金(98,036,608円)より分配対象額は146,757,206円(1万口当たり175.40円)であり、うち16,733,240円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成20年5月14日 至平成20年6月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した

<p>額 (19,741,734 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (33,669,136 円) 及び分配準備積立金 (84,150,570 円) より分配対象額は 137,561,440 円 (1 万口当たり 158.73 円) であり、うち 17,332,655 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>	<p>額 (10,363,127 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (32,757,971 円) 及び分配準備積立金 (96,427,231 円) より分配対象額は 139,548,329 円 (1 万口当たり 167.89 円) であり、うち 16,622,828 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>
<p>(自平成 19 年 12 月 14 日 至平成 20 年 1 月 15 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (28,599,234 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (33,394,918 円) 及び分配準備積立金 (85,689,164 円) より分配対象額は 147,683,316 円 (1 万口当たり 172.06 円) であり、うち 17,166,231 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>	<p>(自平成 20 年 6 月 14 日 至平成 20 年 7 月 14 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (17,571,087 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (32,579,916 円) 及び分配準備積立金 (89,523,374 円) より分配対象額は 139,674,377 円 (1 万口当たり 169.18 円) であり、うち 16,511,985 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>
<p>(自平成 20 年 1 月 16 日 至平成 20 年 2 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (9,201,849 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (33,282,617 円) 及び分配準備積立金 (96,304,761 円) より分配対象額は 138,789,227 円 (1 万口当たり 162.87 円) であり、うち 17,042,497 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>	<p>(自平成 20 年 7 月 15 日 至平成 20 年 8 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (14,048,922 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (32,239,531 円) 及び分配準備積立金 (89,476,688 円) より分配対象額は 135,765,141 円 (1 万口当たり 166.40 円) であり、うち 16,317,557 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成20年2月13日現在		当 期 平成20年8月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託 受益証券	6,659,544,984	5,846,432	6,085,123,442	83,194,060
合 計	6,659,544,984	5,846,432	6,085,123,442	83,194,060

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

前 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	当 期 自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	当 期 自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行 なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	前 期 平成20年2月13日現在	当 期 平成20年8月13日現在
1口当たり純資産額	0.7917円	0.7557円
(1万口当たり純資産額)	(7,917円)	(7,557円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	埼玉応援マザーファンド	2,769,011,282	1,906,741,168	
	ハイグレード・ソブリン・マザーファンド	1,821,800,126	2,089,969,104	
	世界REITマザーファンド	2,065,690,574	2,088,413,170	
合計		6,656,501,982	6,085,123,442	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「埼玉応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券及び「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「埼玉応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		74,294,821	81,273,518
株式		1,998,779,050	1,822,421,900
未収配当金		3,091,200	3,000,100
流動資産合計		2,076,165,071	1,906,695,518
資産合計		2,076,165,071	1,906,695,518
負債の部			
負債合計		—	—
純資産の部			
元本等			
元本	※1	2,832,427,679	2,769,011,282
剰余金			
期末欠損金		756,262,608	862,315,764
剰余金合計	※2	△756,262,608	△862,315,764
元本等合計		2,076,165,071	1,906,695,518
純資産合計		2,076,165,071	1,906,695,518
負債・純資産合計		2,076,165,071	1,906,695,518

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 20 年 2 月 13 日現在	平成 20 年 8 月 13 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,777,064,357 円	2,832,427,679 円
同期中における追加設定元本額	55,363,322 円	— 円
同期中における一部解約元本額	— 円	63,416,397 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド	2,832,427,679 円	2,769,011,282 円
計	2,832,427,679 円	2,769,011,282 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	2,832,427,679 口	2,769,011,282 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 756,262,608 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 862,315,764 円であります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成20年2月13日現在		平成20年8月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	1,998,779,050	△625,555,539	1,822,421,900	△149,044,271
合 計	1,998,779,050	△625,555,539	1,822,421,900	△149,044,271

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成19年8月14日から平成20年2月13日まで、及び平成20年2月14日から平成20年8月13日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7330円 (7,330円)	0.6886円 (6,886円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
三国コカ・コーラ	37,500	1,014	38,025,000	
ウエルシア関東	7,100	2,360	16,756,000	
マツモトキヨシHLDGS	6,700	2,000	13,400,000	
サイボー	5,400	550	2,970,000	
大正製薬	45,000	2,245	101,025,000	
東洋インキ	42,000	338	14,196,000	
ラウンドワン	89	92,200	8,205,800	
ビー・エム・エル	2,700	2,090	5,643,000	
大成ラミック	4,400	2,480	10,912,000	
フコク	12,300	752	9,249,600	
三共理化学	2,000	1,290	2,580,000	
川口金属	11,000	360	3,960,000	
三井金属	80,000	292	23,360,000	
三菱マテリアル	179,000	398	71,242,000	
古河スカイ	32,000	236	7,552,000	
エイチワン	14,200	786	11,161,200	
日特エンジニアリング	10,000	830	8,300,000	
大崎エンジニアリング	30	148,100	4,443,000	
アイチ コーポレーション	55,600	529	29,412,400	
椿本チエイン	27,000	558	15,066,000	
キヤノンファインテック	23,000	1,353	31,119,000	
日本ピストンリング	59,000	161	9,499,000	
東芝	122,000	675	82,350,000	
沖電気	96,000	167	16,032,000	
サンケン電気	88,000	535	47,080,000	
ワコム	294	209,000	61,446,000	
日本信号	8,800	564	4,963,200	
日本電波工業	2,900	2,395	6,945,500	
クラリオン	198,000	161	31,878,000	
芝浦電子	4,800	1,130	5,424,000	
エンプラス	14,600	1,100	16,060,000	
エフテック	8,700	1,237	10,761,900	
曙ブレーキ	77,800	660	51,348,000	
カルソニックカンセイ	38,000	354	13,452,000	
本田技研	31,900	3,720	118,668,000	
ショーワ	53,300	716	38,162,800	
八千代工業	13,600	1,010	13,736,000	
テイ・エス テック	46,600	1,698	79,126,800	
カップクリエイト	16,300	1,911	31,149,300	
アイ・エム・アイ	1,000	1,300	1,300,000	
サイゼリヤ	36,600	1,040	38,064,000	
ハイデイ日高	8,000	845	6,760,000	
荅番屋	1,900	2,065	3,923,500	
キヤノン電子	29,100	2,165	63,001,500	
タムロン	19,800	1,962	38,847,600	

エー・アンド・デイ	15,600	777	12,121,200
リズム時計	100,000	128	12,800,000
中央化学	6,500	560	3,640,000
ツツミ	14,100	2,025	28,552,500
リンテック	10,700	1,687	18,050,900
信越ポリマー	11,600	578	6,704,800
木曾路	3,500	2,115	7,402,500
いなげや	7,000	900	6,300,000
島忠	33,700	2,630	88,631,000
カスミ	9,000	645	5,805,000
リンガーハット	2,700	1,405	3,793,500
しまむら	10,600	6,280	66,568,000
ユニー	27,000	1,179	31,833,000
ヤオコー	14,000	3,430	48,020,000
りそなホールディングス	565	132,200	74,693,000
武蔵野銀行	21,800	3,320	72,376,000
東武鉄道	120,000	479	57,480,000
日本梱包運輸	10,000	1,000	10,000,000
ナガラ	8,900	780	6,942,000
メデカ ジャパン	31,000	110	3,410,000
マミーマート	4,300	1,270	5,461,000
ベルク	10,500	1,070	11,235,000
ベルーナ	39,650	556	22,045,400
合計	2,086,728		1,822,421,900

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

「世界REITマザーファンド」の状況
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

りそな・多摩応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成19年8月14日から平成20年2月13日まで）及び当特定期間（平成20年2月14日から平成20年8月13日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 3 月 28 日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

山元 丸志



指定社員
業務執行社員 公認会計士

久野 佳樹



当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・多摩応援・資産分散ファンドの平成 19 年 8 月 14 日から平成 20 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・多摩応援・資産分散ファンドの平成 20 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 9 月 26 日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

山元 太志 

指定社員
業務執行社員 公認会計士

久野 佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・多摩応援・資産分散ファンドの平成 20 年 2 月 14 日から平成 20 年 8 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・多摩応援・資産分散ファンドの平成 20 年 8 月 13 日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

りそな・多摩応援・資産分散ファンド

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		平成20年2月13日現在 金 額 (円)	平成20年8月13日現在 金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		34,686,642	32,416,561
親投資信託受益証券		2,043,140,149	1,771,953,482
流動資産合計		2,077,826,791	1,804,370,043
資産合計		2,077,826,791	1,804,370,043
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		5,235,192	4,829,773
未払解約金		3,878,209	738,492
未払受託者報酬		87,191	78,479
未払委託者報酬		2,092,728	1,883,640
その他未払費用		96,648	75,918
流動負債合計		11,389,968	7,606,302
負債合計		11,389,968	7,606,302
純資産の部			
元本等			
元本	※1	2,617,596,374	2,414,886,950
剰余金			
期末欠損金		551,159,551	618,123,209
(うち分配準備積立金)		(37,754,686)	(35,493,175)
剰余金合計	※2	△551,159,551	△618,123,209
元本等合計		2,066,436,823	1,796,763,741
純資産合計		2,066,436,823	1,796,763,741
負債・純資産合計		2,077,826,791	1,804,370,043

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
		金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益			
受取利息		127,322	73,094
有価証券売買等損益		△352,453,475	△71,186,667
営業収益合計		△352,326,153	△71,113,573
営業費用			
受託者報酬		644,904	506,766
委託者報酬	※1	15,478,605	12,163,343
その他費用		96,648	75,918
営業費用合計		16,220,157	12,746,027
営業損失金額		368,546,310	83,859,600
経常損失金額		368,546,310	83,859,600
当期純損失金額		368,546,310	83,859,600
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		780,099	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		—	373,626
期首欠損金		183,949,467	551,159,551
欠損金減少額		34,186,196	49,206,849
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(34,186,196)	(49,206,849)
欠損金増加額		678,092	2,086,093
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(678,092)	(2,086,093)
分配金	※2	32,951,977	29,851,188
期末欠損金		551,159,551	618,123,209

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成 20 年 2 月 13 日現在	当 期 平成 20 年 8 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額	2,919,644,453 円	2,617,596,374 円
期中追加設定元本額	6,218,793 円	9,093,385 円
期中一部解約元本額	308,266,872 円	211,802,809 円
2. 特定期間末日における受益権の 総数	2,617,596,374 口	2,414,886,950 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その差 額は 551,159,551 円でありま す。	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その差 額は 618,123,209 円でありま す。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託） の運用の指図に係る権限の 全部または一部を委託する ために要する費用	1,887,713 円	1,481,156 円
2. ※2 分配金の計算過程	(自平成 19 年 8 月 14 日 至平成 19 年 9 月 13 日) 計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額 (5,775,780 円)、解約に伴う 当期純利益金額分配後の有価 証券売買等損益から費用を控 除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定さ	(自平成 20 年 2 月 14 日 至平成 20 年 3 月 13 日) 計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額 (3,150,429 円)、解約に伴う 当期純利益金額分配後の有価 証券売買等損益から費用を控 除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定さ

れる収益調整金(3,642,821円)及び分配準備積立金(36,643,096円)より分配対象額は46,061,697円(1万口当たり159.04円)であり、うち5,792,529円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成19年9月14日 至平成19年10月15日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(11,759,522円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,567,345円)及び分配準備積立金(35,731,492円)より分配対象額は51,058,359円(1万口当たり180.65円)であり、うち5,651,228円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成19年10月16日 至平成19年11月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,444,628円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,506,774円)及び分配準備積立金(40,951,381円)より分配対象額は47,902,783円(1万口当たり173.11円)であり、うち5,534,324円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成19年11月14日 至平成19年12月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した

れる収益調整金(3,360,462円)及び分配準備積立金(37,228,232円)より分配対象額は43,739,123円(1万口当たり169.27円)であり、うち5,168,035円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成20年3月14日 至平成20年4月14日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(10,962,764円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,279,491円)及び分配準備積立金(34,182,916円)より分配対象額は48,425,171円(1万口当たり192.97円)であり、うち5,018,998円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成20年4月15日 至平成20年5月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,932,978円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,308,666円)及び分配準備積立金(39,984,916円)より分配対象額は48,226,560円(1万口当たり192.69円)であり、うち5,005,422円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成20年5月14日 至平成20年6月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した

額 (6, 276, 059 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (3, 440, 156 円) 及び分配準備積立金 (37, 970, 617 円) より分配対象額は 47, 686, 832 円 (1 万口当たり 176.32 円) であり、うち 5, 409, 077 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 12 月 14 日 至平成 20 年 1 月 15 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (8, 006, 598 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (3, 404, 309 円) 及び分配準備積立金 (38, 254, 766 円) より分配対象額は 49, 665, 673 円 (1 万口当たり 186.38 円) であり、うち 5, 329, 627 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 20 年 1 月 16 日 至平成 20 年 2 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2, 797, 482 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (3, 359, 079 円) 及び分配準備積立金 (40, 192, 396 円) より分配対象額は 46, 348, 957 円 (1 万口当たり 177.07 円) であり、うち 5, 235, 192 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

額 (3, 116, 707 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (3, 268, 342 円) 及び分配準備積立金 (39, 235, 615 円) より分配対象額は 45, 620, 664 円 (1 万口当たり 185.36 円) であり、うち 4, 922, 242 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 20 年 6 月 14 日 至平成 20 年 7 月 14 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (4, 333, 231 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (3, 277, 902 円) 及び分配準備積立金 (37, 292, 037 円) より分配対象額は 44, 903, 170 円 (1 万口当たり 183.03 円) であり、うち 4, 906, 718 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 20 年 7 月 15 日 至平成 20 年 8 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (4, 194, 289 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (3, 241, 770 円) 及び分配準備積立金 (36, 128, 659 円) より分配対象額は 43, 564, 718 円 (1 万口当たり 180.40 円) であり、うち 4, 829, 773 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成20年2月13日現在		当 期 平成20年8月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託 受益証券	2,043,140,149	△17,869,625	1,771,953,482	22,720,489
合 計	2,043,140,149	△17,869,625	1,771,953,482	22,720,489

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

前 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	当 期 自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	当 期 自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行 なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	前 期 平成20年2月13日現在	当 期 平成20年8月13日現在
1口当たり純資産額	0.7894円	0.7440円
(1万口当たり純資産額)	(7,894円)	(7,440円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	多摩応援マザーファンド	835,519,253	558,544,620	
	ハイグレード・ソブリン・マザーファンド	522,429,379	599,330,983	
	世界REITマザーファンド	607,396,518	614,077,879	
合計		1,965,345,150	1,771,953,482	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「多摩応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券及び「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「多摩応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		19,678,397	21,908,344
株式		631,927,950	536,280,900
未収配当金		566,000	337,000
流動資産合計		652,172,347	558,526,244
資産合計		652,172,347	558,526,244
負債の部			
負債合計		—	—
純資産の部			
元本等			
元本	※1	881,646,955	835,519,253
剰余金			
期末欠損金		229,474,608	276,993,009
剰余金合計	※2	△229,474,608	△276,993,009
元本等合計		652,172,347	558,526,244
純資産合計		652,172,347	558,526,244
負債・純資産合計		652,172,347	558,526,244

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	890,671,118 円	881,646,955 円
同期中における追加設定元本額	13,089,946 円	— 円
同期中における一部解約元本額	22,114,109 円	46,127,702 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・多摩応援・資産分散ファンド	881,646,955 円	835,519,253 円
計	881,646,955 円	835,519,253 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	881,646,955 口	835,519,253 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は229,474,608 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は276,993,009 円であります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成20年2月13日現在		平成20年8月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	631,927,950	△214,270,406	536,280,900	△65,304,091
合 計	631,927,950	△214,270,406	536,280,900	△65,304,091

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成19年8月14日から平成20年2月13日まで、及び平成20年2月14日から平成20年8月13日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7397円 (7,397円)	0.6685円 (6,685円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ゲンダイエージェンシー	38	76,200	2,895,600	
わらべや日洋	5,700	1,402	7,991,400	
NBC	3,000	1,190	3,570,000	
日本ファルコム	33	29,500	973,500	
I Gポート	17	62,800	1,067,600	
光ビジネスフオーム	2,000	774	1,548,000	
第一化成	2,000	301	602,000	
シダックス	139	49,500	6,880,500	
日本マイクロコーディング	3,700	158	584,600	
日本ファイルコン	7,600	488	3,708,800	
菊池プレス工業	3,000	1,380	4,140,000	
新立川航空機	3,600	3,940	14,184,000	
エーワン精密	5	410,000	2,050,000	
新川	6,900	1,212	8,362,800	
エス・イー・エス	8,300	317	2,631,100	
ワイエイシイ	3,300	667	2,201,100	
共立	24,000	255	6,120,000	
テセック	2,000	1,150	2,300,000	
JUKI	45,000	202	9,090,000	
春日電機	12,300	169	2,078,700	
レイテックス	2,100	267	560,700	
エプソントヨコム	53,000	358	18,974,000	
日本無線	43,000	256	11,008,000	
ケンウツド	127,000	99	12,573,000	
ミツミ電機	9,500	2,510	23,845,000	
天昇電気	6,000	185	1,110,000	
アルチザネットワークス	33	44,500	1,468,500	
フオスター電機	7,800	2,140	16,692,000	
リオン	3,400	590	2,006,000	
横河電機	30,100	871	26,217,100	
共和電業	9,000	324	2,916,000	
ニレコ	3,400	930	3,162,000	
日本マイクロニクス	6,100	2,215	13,511,500	
アパールデータ	2,800	501	1,402,800	
ケル	6,000	193	1,158,000	
富士通フロンテック	7,900	1,029	8,129,100	
日本電子	27,000	402	10,854,000	
日野自動車	44,000	560	24,640,000	
タチエス	12,100	1,172	14,181,200	
TBK	10,000	344	3,440,000	
昭和飛行機	12,000	805	9,660,000	
ジャムコ	8,000	670	5,360,000	
アムスク	100	206	20,600	
エコス	3,300	699	2,306,700	
魚力	4,900	1,239	6,071,100	

うかい	1,800	1,950	3,510,000	
アロカ	9,900	1,322	13,087,800	
国際計測器	4,900	1,160	5,684,000	
東京精密	13,900	1,503	20,891,700	
シチズンホールディングス	35,600	714	25,418,400	
アルメディオ	1,800	565	1,017,000	
ダイワ精工	46,000	179	8,234,000	
いなげや	17,000	900	15,300,000	
OLYMPIC	7,900	580	4,582,000	
立飛企業	4,500	6,050	27,225,000	
東栄住宅	8,800	438	3,854,400	
飯田産業	10,000	450	4,500,000	
アーネストワン	22,100	340	7,514,000	
タクトホーム	78	37,500	2,925,000	
京王電鉄	54,000	573	30,942,000	
名糖運輸	3,800	721	2,739,800	
キューソー流通システム	4,200	842	3,536,400	
よみうりランド	28,000	348	9,744,000	
KSK	2,600	729	1,895,400	
ケーユーホールディングス	7,400	380	2,812,000	
松屋フーズ	6,300	1,270	8,001,000	
ユニダックス	6,000	490	2,940,000	
サンドラッグ	10,700	2,400	25,680,000	
合計	878,443		536,280,900	

- (2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

「世界REITマザーファンド」の状況
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

りそな・神奈川応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成19年8月14日から平成20年2月13日まで）及び当特定期間（平成20年2月14日から平成20年8月13日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 3 月 28 日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

山元 太志



指定社員
業務執行社員 公認会計士

久野 佳樹



当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・神奈川応援・資産分散ファンドの平成 19 年 8 月 14 日から平成 20 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・神奈川応援・資産分散ファンドの平成 20 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 9 月 26 日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

山元 太志 

指定社員
業務執行社員 公認会計士

久野 佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・神奈川応援・資産分散ファンドの平成 20 年 2 月 14 日から平成 20 年 8 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・神奈川応援・資産分散ファンドの平成 20 年 8 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそな・神奈川応援・資産分散ファンド

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		平成20年2月13日現在 金 額 (円)	平成20年8月13日現在 金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		31,807,857	29,571,115
親投資信託受益証券		1,379,027,113	1,214,386,597
流動資産合計		1,410,834,970	1,243,957,712
資産合計		1,410,834,970	1,243,957,712
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		3,582,094	3,270,028
未払解約金		1,522,821	3,759,060
未払受託者報酬		58,902	54,436
未払委託者報酬		1,413,748	1,306,561
その他未払費用		65,185	52,371
流動負債合計		6,642,750	8,442,456
負債合計		6,642,750	8,442,456
純資産の部			
元本等			
元本	※1	1,791,047,310	1,635,014,461
剰余金			
期末欠損金		386,855,090	399,499,205
(うち分配準備積立金)		(24,583,373)	(22,558,355)
剰余金合計	※2	△386,855,090	△399,499,205
元本等合計		1,404,192,220	1,235,515,256
純資産合計		1,404,192,220	1,235,515,256
負債・純資産合計		1,410,834,970	1,243,957,712

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
		金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益			
受取利息		65,326	54,103
有価証券売買等損益		△229,005,718	△18,640,516
営業収益合計		△228,940,392	△18,586,413
営業費用			
受託者報酬		435,127	349,689
委託者報酬	※1	10,443,943	8,393,479
その他費用		65,185	52,371
営業費用合計		10,944,255	8,795,539
営業損失金額		239,884,647	27,381,952
経常損失金額		239,884,647	27,381,952
当期純損失金額		239,884,647	27,381,952
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		1,838,199	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		—	423,995
期首欠損金		143,501,753	386,855,090
欠損金減少額		17,858,432	36,604,296
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(17,858,432)	(36,604,296)
欠損金増加額		775,988	1,024,992
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(775,988)	(1,024,992)
分配金	※2	22,389,333	20,417,472
期末欠損金		386,855,090	399,499,205

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成 20 年 2 月 13 日現在	当 期 平成 20 年 8 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額	1,951,862,376 円	1,791,047,310 円
期中追加設定元本額	6,929,272 円	4,521,557 円
期中一部解約元本額	167,744,338 円	160,554,406 円
2. 特定期間末日における受益権の 総数	1,791,047,310 口	1,635,014,461 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その差 額は 386,855,090 円でありま す。	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その差 額は 399,499,205 円でありま す。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託） の運用の指図に係る権限の 全部または一部を委託する ために要する費用	1,280,246 円	1,015,338 円
2. ※2 分配金の計算過程	(自平成 19 年 8 月 14 日 至平成 19 年 9 月 13 日) 計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額 (3,815,925 円)、解約に伴う 当期純利益金額分配後の有価 証券売買等損益から費用を控 除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定さ	(自平成 20 年 2 月 14 日 至平成 20 年 3 月 13 日) 計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額 (1,992,395 円)、解約に伴う 当期純利益金額分配後の有価 証券売買等損益から費用を控 除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定さ

れる収益調整金(2,820,833円)及び分配準備積立金(22,748,146円)より分配対象額は29,384,904円(1万口当たり151.29円)であり、うち3,884,654円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成19年9月14日 至平成19年10月15日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(8,551,710円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,818,899円)及び分配準備積立金(22,494,748円)より分配対象額は33,865,357円(1万口当たり175.66円)であり、うち3,855,052円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成19年10月16日 至平成19年11月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,276,593円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,752,755円)及び分配準備積立金(26,389,448円)より分配対象額は31,418,796円(1万口当たり167.83円)であり、うち3,744,037円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成19年11月14日 至平成19年12月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した

れる収益調整金(2,620,421円)及び分配準備積立金(23,931,833円)より分配対象額は28,544,649円(1万口当たり163.64円)であり、うち3,488,636円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成20年3月14日 至平成20年4月14日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(7,254,102円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,609,323円)及び分配準備積立金(22,227,396円)より分配対象額は32,090,821円(1万口当たり185.62円)であり、うち3,457,714円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成20年4月15日 至平成20年5月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,254,920円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,602,741円)及び分配準備積立金(25,835,763円)より分配対象額は31,693,424円(1万口当たり184.58円)であり、うち3,434,113円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成20年5月14日 至平成20年6月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した

<p>額 (4, 287, 185 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (2, 732, 298 円) 及び分配準備積立金 (24, 558, 638 円) より分配対象額は 31, 578, 121 円 (1 万口当たり 171.07 円) であり、うち 3, 691, 885 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>	<p>額 (2, 261, 408 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (2, 591, 618 円) 及び分配準備積立金 (25, 432, 118 円) より分配対象額は 30, 285, 144 円 (1 万口当たり 177.87 円) であり、うち 3, 405, 382 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>
<p>(自平成 19 年 12 月 14 日 至平成 20 年 1 月 15 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (5, 564, 151 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (2, 704, 698 円) 及び分配準備積立金 (24, 729, 178 円) より分配対象額は 32, 998, 027 円 (1 万口当たり 181.73 円) であり、うち 3, 631, 611 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>	<p>(自平成 20 年 6 月 14 日 至平成 20 年 7 月 14 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3, 161, 346 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (2, 568, 443 円) 及び分配準備積立金 (23, 966, 724 円) より分配対象額は 29, 696, 513 円 (1 万口当たり 176.68 円) であり、うち 3, 361, 599 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>
<p>(自平成 20 年 1 月 16 日 至平成 20 年 2 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1, 878, 166 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (2, 679, 470 円) 及び分配準備積立金 (26, 287, 301 円) より分配対象額は 30, 844, 937 円 (1 万口当たり 172.22 円) であり、うち 3, 582, 094 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>	<p>(自平成 20 年 7 月 15 日 至平成 20 年 8 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2, 723, 581 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (2, 513, 975 円) 及び分配準備積立金 (23, 104, 802 円) より分配対象額は 28, 342, 358 円 (1 万口当たり 173.35 円) であり、うち 3, 270, 028 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成20年2月13日現在		当 期 平成20年8月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託 受益証券	1,379,027,113	△13,276,486	1,214,386,597	12,512,701
合 計	1,379,027,113	△13,276,486	1,214,386,597	12,512,701

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

前 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	当 期 自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	当 期 自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	前 期 平成20年2月13日現在	当 期 平成20年8月13日現在
1口当たり純資産額	0.7840円	0.7557円
(1万口当たり純資産額)	(7,840円)	(7,557円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	神奈川応援マザーファンド	566,944,863	392,439,234	
	ハイグレード・ソブリン・マザーファンド	354,451,054	406,626,249	
	世界REITマザーファンド	410,802,289	415,321,114	
合計		1,332,198,206	1,214,386,597	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「神奈川応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券及び「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「神奈川応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		12,839,846	2,243,048
株式		414,759,400	389,839,250
未収配当金		224,450	377,500
流動資産合計		427,823,696	392,459,798
資産合計		427,823,696	392,459,798
負債の部			
負債合計		—	—
純資産の部			
元本等			
元本	※1	598,305,776	566,944,863
剰余金			
期末欠損金		170,482,080	174,485,065
剰余金合計	※2	△170,482,080	△174,485,065
元本等合計		427,823,696	392,459,798
純資産合計		427,823,696	392,459,798
負債・純資産合計		427,823,696	392,459,798

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	630,633,313 円	598,305,776 円
同期中における追加設定元本額	— 円	— 円
同期中における一部解約元本額	32,327,537 円	31,360,913 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド	598,305,776 円	566,944,863 円
計	598,305,776 円	566,944,863 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	598,305,776 口	566,944,863 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は170,482,080 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は174,485,065 円であります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成20年2月13日現在		平成20年8月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	414,759,400	△130,693,223	389,839,250	△16,622,615
合 計	414,759,400	△130,693,223	389,839,250	△16,622,615

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成19年8月14日から平成20年2月13日まで、及び平成20年2月14日から平成20年8月13日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7151円 (7,151円)	0.6922円 (6,922円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
サカタのタネ	4,700	1,492	7,012,400	
日揮	9,000	1,934	17,406,000	
東芝プラントシステム	9,000	901	8,109,000	
日本農産工業	12,000	242	2,904,000	
タケエイ	500	1,800	900,000	
システムプロ	21	49,950	1,048,950	
コココーラセントラルジャパン	8	730,000	5,840,000	
東京エレクトロニクス	10	170,900	1,709,000	
クリエイトエス・ディー	2,000	2,075	4,150,000	
エバラ食品工業	1,000	1,346	1,346,000	
横浜冷凍	5,000	761	3,805,000	
アツギ	19,000	129	2,451,000	
東京応化工業	4,400	2,025	8,910,000	
ファンケル	6,500	1,280	8,320,000	
東亜石油	11,000	135	1,485,000	
オハラ	2,300	1,714	3,942,200	
東邦チタニウム	5,600	1,646	9,217,600	
ユニプレス	3,700	1,095	4,051,500	
パイオラックス	1,200	1,967	2,360,400	
日本発条	22,000	754	16,588,000	
アマダ	24,000	648	15,552,000	
アイダエンジニア	7,000	484	3,388,000	
ソディック	4,900	415	2,033,500	
シンニッタン	2,700	547	1,476,900	
三菱化工機	7,000	277	1,939,000	
千代田化工建	17,000	903	15,351,000	
新興プランテック	4,300	1,232	5,297,600	
アネスト岩田	4,000	406	1,624,000	
アマノ	7,500	893	6,697,500	
日鍛バルブ	2,400	497	1,192,800	
富士電機 HLDGS	49,000	270	13,230,000	
芝浦メカトロニクス	5,000	431	2,155,000	
富士通	26,000	820	21,320,000	
アルバック	4,000	3,030	12,120,000	
ディーアンドエム HLDGS	9,000	508	4,572,000	
京三製作所	6,000	386	2,316,000	
アンリツ	12,000	294	3,528,000	
帝国通信工業	5,000	314	1,570,000	
メイコー	1,600	2,555	4,088,000	
小野測器	3,000	513	1,539,000	
OBARA	1,900	1,359	2,582,100	
イリソ電子工業	1,100	1,215	1,336,500	
レーザーテック	1,100	1,080	1,188,000	
図研	2,600	896	2,329,600	
日産自動車	23,100	860	19,866,000	

日産車体	14,000	763	10,682,000	
関東自動車	6,400	1,395	8,928,000	
シロキ工業	8,000	296	2,368,000	
プレス工業	11,000	442	4,862,000	
ヨロズ	2,000	1,389	2,778,000	
コナカ	2,900	489	1,418,100	
コロワイド	5,500	539	2,964,500	
マクニカ	1,700	1,330	2,261,000	
日本トイザラス	3,200	720	2,304,000	
日本電産トーソク	1,800	869	1,564,200	
ニフコ	5,000	2,255	11,275,000	
岡村製作所	10,000	736	7,360,000	
すてきナイスグループ	11,000	171	1,881,000	
CFS コーポレーション	3,000	650	1,950,000	
横浜銀行	29,000	661	19,169,000	
相模鉄道	39,000	393	15,327,000	
アルプス物流	1,600	1,110	1,776,000	
日新	9,000	301	2,709,000	
丸全昭和運輸	9,000	303	2,727,000	
神奈川交通	6,000	494	2,964,000	
NEC モバイリング	1,300	1,690	2,197,000	
光栄	6,300	1,550	9,765,000	
シーイーシー	1,700	924	1,570,800	
アイネス	4,400	594	2,613,600	
富士ソフト	3,500	1,879	6,576,500	
合計	546,439		389,839,250	

- (2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

- 第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

「世界REITマザーファンド」の状況
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

りそな・中部応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成19年8月14日から平成20年2月13日まで）及び当特定期間（平成20年2月14日から平成20年8月13日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 3 月 28 日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

山元 大志



指定社員
業務執行社員 公認会計士

久野 佳樹



当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・中部応援・資産分散ファンドの平成 19 年 8 月 14 日から平成 20 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・中部応援・資産分散ファンドの平成 20 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 9 月 26 日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

山元 丸志 

指定社員
業務執行社員 公認会計士

久野 佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・中部応援・資産分散ファンドの平成 20 年 2 月 14 日から平成 20 年 8 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・中部応援・資産分散ファンドの平成 20 年 8 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそな・中部応援・資産分散ファンド

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		平成20年2月13日現在 金 額 (円)	平成20年8月13日現在 金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		94,954,022	68,843,382
親投資信託受益証券		6,604,116,914	5,562,329,741
未収入金		—	70,000,000
流動資産合計		6,699,070,936	5,701,173,123
資産合計		6,699,070,936	5,701,173,123
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		16,260,961	14,812,779
未払解約金		796,572	4,177,501
未払受託者報酬		278,013	247,372
未払委託者報酬		6,672,525	5,937,108
その他未払費用		309,834	244,509
流動負債合計		24,317,905	25,419,269
負債合計		24,317,905	25,419,269
純資産の部			
元本等			
元本	※1	8,130,481,339	7,406,435,894
剰余金			
期末欠損金		1,455,728,308	1,730,682,040
(うち分配準備積立金)		(103,377,570)	(92,253,665)
剰余金合計	※2	△1,455,728,308	△1,730,682,040
元本等合計		6,674,753,031	5,675,753,854
純資産合計		6,674,753,031	5,675,753,854
負債・純資産合計		6,699,070,936	5,701,173,123

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
		金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益			
受取利息		317,167	226,516
有価証券売買等損益		△938,448,497	△291,787,173
営業収益合計		△938,131,330	△291,560,657
営業費用			
受託者報酬		2,066,085	1,630,616
委託者報酬	※1	49,587,162	39,135,824
その他費用		318,639	244,510
営業費用合計		51,971,886	41,010,950
営業損失金額		990,103,216	332,571,607
経常損失金額		990,103,216	332,571,607
当期純損失金額		990,103,216	332,571,607
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		6,031,981	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		—	653,930
期首欠損金		447,920,840	1,455,728,308
欠損金減少額		83,152,356	155,683,525
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(83,152,356)	(155,683,525)
欠損金増加額		4,605,742	4,216,148
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(4,605,742)	(4,216,148)
分配金	※2	102,282,847	93,195,572
期末欠損金		1,455,728,308	1,730,682,040

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成 20 年 2 月 13 日現在	当 期 平成 20 年 8 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額	9,094,895,933 円	8,130,481,339 円
期中追加設定元本額	53,911,391 円	19,966,477 円
期中一部解約元本額	1,018,325,985 円	744,011,922 円
2. 特定期間末日における受益権の 総数	8,130,481,339 口	7,406,435,894 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その差 額は1,455,728,308 円でありま す。	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その差 額は1,730,682,040 円でありま す。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託） の運用の指図に係る権限の 全部または一部を委託する ために要する費用	6,079,511 円	4,779,256 円
2. ※2 分配金の計算過程	(自平成 19 年 8 月 14 日 至平成 19 年 9 月 13 日) 計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額 (18,681,614 円)、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を 控除し、繰越欠損金を補填した 額 (0 円)、投資信託約款に規定	(自平成 20 年 2 月 14 日 至平成 20 年 3 月 13 日) 計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額 (9,973,670 円)、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を 控除し、繰越欠損金を補填した 額 (0 円)、投資信託約款に規定さ

される収益調整金(30,712,787円)及び分配準備積立金(91,841,294円)より分配対象額は141,235,695円(1万口当たり156.79円)であり、うち18,015,749円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成19年9月14日 至平成19年10月15日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(39,052,360円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(30,440,057円)及び分配準備積立金(90,752,948円)より分配対象額は160,245,365円(1万口当たり180.96円)であり、うち17,454,199円(1万口当たり19.71円)を分配金額としております。

(自平成19年10月16日 至平成19年11月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(10,840,508円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(29,619,270円)及び分配準備積立金(109,021,875円)より分配対象額は149,481,653円(1万口当たり173.86円)であり、うち17,195,407円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成19年11月14日 至平成19年12月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した

れる収益調整金(28,164,433円)及び分配準備積立金(102,515,370円)より分配対象額は140,653,473円(1万口当たり174.38円)であり、うち16,131,412円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成20年3月14日 至平成20年4月14日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(29,484,312円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(27,793,211円)及び分配準備積立金(94,800,679円)より分配対象額は152,078,202円(1万口当たり191.54円)であり、うち15,879,605円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成20年4月15日 至平成20年5月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(16,049,091円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(27,528,429円)及び分配準備積立金(107,157,506円)より分配対象額は150,735,026円(1万口当たり191.98円)であり、うち15,702,836円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成20年5月14日 至平成20年6月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した

<p>額 (19,355,649 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (29,162,365 円) 及び分配準備積立金 (100,153,139 円) より分配対象額は 148,671,153 円 (1 万口当たり 176.91 円) であり、うち 16,807,192 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>	<p>額 (9,752,786 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (27,259,904 円) 及び分配準備積立金 (106,252,546 円) より分配対象額は 143,265,236 円 (1 万口当たり 184.55 円) であり、うち 15,525,721 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>
<p>(自平成 19 年 12 月 14 日 至平成 20 年 1 月 15 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (26,033,752 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (28,783,577 円) 及び分配準備積立金 (101,066,300 円) より分配対象額は 155,883,629 円 (1 万口当たり 188.39 円) であり、うち 16,549,339 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>	<p>(自平成 20 年 6 月 14 日 至平成 20 年 7 月 14 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (14,072,874 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (26,631,714 円) 及び分配準備積立金 (97,966,091 円) より分配対象額は 138,670,679 円 (1 万口当たり 183.14 円) であり、うち 15,143,219 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>
<p>(自平成 20 年 1 月 16 日 至平成 20 年 2 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (11,075,837 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (28,348,554 円) 及び分配準備積立金 (108,562,694 円) より分配対象額は 147,987,085 円 (1 万口当たり 182.02 円) であり、うち 16,260,961 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>	<p>(自平成 20 年 7 月 15 日 至平成 20 年 8 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (12,328,671 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (26,098,085 円) 及び分配準備積立金 (94,737,773 円) より分配対象額は 133,164,529 円 (1 万口当たり 179.80 円) であり、うち 14,812,779 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成20年2月13日現在		当 期 平成20年8月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託 受益証券	6,604,116,914	22,973,185	5,562,329,741	44,587,065
合 計	6,604,116,914	22,973,185	5,562,329,741	44,587,065

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

前 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	当 期 自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	当 期 自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行 なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	前 期 平成20年2月13日現在	当 期 平成20年8月13日現在
1口当たり純資産額	0.8210円	0.7663円
(1万口当たり純資産額)	(8,210円)	(7,663円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	中部応援マザーファンド	2,265,258,441	1,769,846,419	
	ハイグレード・ソブリン・マザーファンド	1,645,096,352	1,887,254,535	
	世界REITマザーファンド	1,884,499,295	1,905,228,787	
合計		5,794,854,088	5,562,329,741	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「中部応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券及び「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「中部応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		37,175,660	87,996,272
株式		2,069,754,100	1,681,287,600
未収配当金		578,100	499,550
流動資産合計		2,107,507,860	1,769,783,422
資産合計		2,107,507,860	1,769,783,422
負債の部			
負債合計		—	—
純資産の部			
元本等			
元本	※1	2,356,157,755	2,265,258,441
剰余金			
期末欠損金		248,649,895	495,475,019
剰余金合計	※2	△248,649,895	△495,475,019
元本等合計		2,107,507,860	1,769,783,422
純資産合計		2,107,507,860	1,769,783,422
負債・純資産合計		2,107,507,860	1,769,783,422

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,575,704,874 円	2,356,157,755 円
同期中における追加設定元本額	27,805,584 円	— 円
同期中における一部解約元本額	247,352,703 円	90,899,314 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・中部応援・資産分散ファンド	2,356,157,755 円	2,265,258,441 円
計	2,356,157,755 円	2,265,258,441 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	2,356,157,755 口	2,265,258,441 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 248,649,895 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 495,475,019 円であります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成 20 年 2 月 13 日現在		平成 20 年 8 月 13 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	2,069,754,100	△495,817,743	1,681,287,600	△272,415,693
合 計	2,069,754,100	△495,817,743	1,681,287,600	△272,415,693

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成 19 年 8 月 14 日から平成 20 年 2 月 13 日まで、及び平成 20 年 2 月 14 日から平成 20 年 8 月 13 日まで）を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
該当事項はありません。	同左

(1 口当たり情報)

	平成 20 年 2 月 13 日現在	平成 20 年 8 月 13 日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.8945 円 (8,945 円)	0.7813 円 (7,813 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ホクト	2,600	2,265	5,889,000	
カゴメ	7,700	1,670	12,859,000	
アルペン	3,100	1,952	6,051,200	
トヨタ紡織	14,400	1,898	27,331,200	
サークルK サンクス	6,600	1,762	11,629,200	
北越製紙	16,500	470	7,755,000	
イビデン	11,600	3,520	40,832,000	
キッセイ薬品工業	4,000	2,345	9,380,000	
リゾートトラスト	4,000	1,072	4,288,000	
ユー・エス・エス	2,520	7,090	17,866,800	
東海ゴム	8,000	1,255	10,040,000	
ノリタケ	12,000	403	4,836,000	
日本碍子	26,000	1,507	39,182,000	
日本特殊陶業	18,000	1,241	22,338,000	
大同特殊鋼	33,000	587	19,371,000	
愛知製鋼	15,000	432	6,480,000	
リンナイ	4,200	3,670	15,414,000	
オークマ	13,000	782	10,166,000	
東芝機械	13,000	505	6,565,000	
富士機械製造	3,800	1,490	5,662,000	
オーエスジー	7,600	934	7,098,400	
森精機製作所	7,500	1,456	10,920,000	
豊田自動織機	25,200	3,180	80,136,000	
ブラザー工業	21,400	1,274	27,263,600	
ジェイテクト	24,800	1,398	34,670,400	
ミネベア	31,000	508	15,748,000	
マキタ	11,100	3,030	33,633,000	
デンソー	25,600	2,895	74,112,000	
ファナック	8,900	8,680	77,252,000	
浜松ホトニクス	6,400	2,630	16,832,000	
新光電気工業	10,400	1,471	15,298,400	
東海理化電機	7,200	1,731	12,463,200	
トヨタ自動車	18,100	4,960	89,776,000	
トヨタ車体	9,000	1,821	16,389,000	
関東自動車	5,400	1,395	7,533,000	
日信工業	5,000	1,773	8,865,000	
フタバ産業	5,400	1,861	10,049,400	
アイシン精機	22,800	2,840	64,752,000	
スズキ	36,400	2,325	84,630,000	
ヤマハ発動機	22,100	1,699	37,547,900	
豊田合成	10,000	2,410	24,100,000	
日本精機	5,000	1,373	6,865,000	
スギ薬局	4,900	3,200	15,680,000	
スター精密	4,200	1,409	5,917,800	
日本電産サンキョー	15,000	573	8,595,000	

ヤマハ	15,900	1,839	29,240,100	
豊田通商	27,300	1,900	51,870,000	
サンゲツ	3,200	1,950	6,240,000	
コメリ	4,200	3,210	13,482,000	
ユニー	15,000	1,179	17,685,000	
第四銀行	28,000	421	11,788,000	
静岡銀行	55,000	1,082	59,510,000	
十六銀行	28,000	442	12,376,000	
スルガ銀行	20,000	1,264	25,280,000	
八十二銀行	41,000	649	26,609,000	
山梨中央銀行	15,000	575	8,625,000	
大垣共立銀行	23,000	557	12,811,000	
百五銀行	20,000	594	11,880,000	
三重銀行	10,000	474	4,740,000	
名古屋銀行	16,000	601	9,616,000	
愛知銀行	800	7,350	5,880,000	
第三銀行	14,000	353	4,942,000	
東海旅客鉄道	89	1,102,000	98,078,000	
名古屋鉄道	68,000	299	20,332,000	
セイノーホールディングス	16,000	604	9,664,000	
中部電力	37,700	2,635	99,339,500	
東邦瓦斯	43,000	592	25,456,000	
メイテック	2,700	2,695	7,276,500	
ダイセキ	3,500	3,390	11,865,000	
スズケン	7,200	3,700	26,640,000	
合計	1,084,009		1,681,287,600	

- (2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

「世界REITマザーファンド」の状況
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間(平成19年8月14日から平成20年2月13日まで)及び当特定期間(平成20年2月14日から平成20年8月13日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 3 月 28 日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

山元 丸志



指定社員
業務執行社員 公認会計士

久野 佳樹



当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・京都滋賀応援・資産分散ファンドの平成 19 年 8 月 14 日から平成 20 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンドの平成 20 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 9 月 26 日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

山元太志 

指定社員
業務執行社員 公認会計士

久野佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・京都滋賀応援・資産分散ファンドの平成 20 年 2 月 14 日から平成 20 年 8 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンドの平成 20 年 8 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		平成20年2月13日現在 金 額 (円)	平成20年8月13日現在 金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		36,006,408	23,640,226
親投資信託受益証券		1,576,899,505	1,497,598,810
流動資産合計		1,612,905,913	1,521,239,036
資産合計		1,612,905,913	1,521,239,036
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		3,992,421	3,783,177
未払解約金		—	1,939,079
未払受託者報酬		67,058	64,751
未払委託者報酬		1,609,520	1,554,229
その他未払費用		72,178	61,227
流動負債合計		5,741,177	7,402,463
負債合計		5,741,177	7,402,463
純資産の部			
元本等			
元本	※1	1,996,210,863	1,891,638,992
剰余金			
期末欠損金		389,046,127	377,802,419
(うち分配準備積立金)		(22,791,864)	(23,716,704)
剰余金合計	※2	△389,046,127	△377,802,419
元本等合計		1,607,164,736	1,513,836,573
純資産合計		1,607,164,736	1,513,836,573
負債・純資産合計		1,612,905,913	1,521,239,036

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日 金 額 (円)	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日 金 額 (円)
営業収益			
受取利息		87,741	60,428
有価証券売買等損益		△241,648,242	25,199,305
営業収益合計		△241,560,501	25,259,733
営業費用			
受託者報酬		481,754	408,783
委託者報酬	※1	11,563,004	9,812,144
その他費用		72,178	61,227
営業費用合計		12,116,936	10,282,154
営業損失金額		253,677,437	—
営業利益金額		—	14,977,579
経常損失金額		253,677,437	—
経常利益金額		—	14,977,579
当期純損失金額		253,677,437	—
当期純利益金額		—	14,977,579
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		88,516	1,536,343
期首欠損金		121,421,971	389,046,127
欠損金減少額		11,910,659	21,989,864
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(11,910,659)	(21,989,864)
欠損金増加額		1,300,043	1,100,347
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(1,300,043)	(1,100,347)
分配金	※2	24,468,819	23,087,045
期末欠損金		389,046,127	377,802,419

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成 20 年 2 月 13 日現在	当 期 平成 20 年 8 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額	2,094,852,551 円	1,996,210,863 円
期中追加設定元本額	14,727,878 円	5,588,237 円
期中一部解約元本額	113,369,566 円	110,160,108 円
2. 特定期間末日における受益権の 総数	1,996,210,863 口	1,891,638,992 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その差 額は 389,046,127 円でありま す。	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その差 額は 377,802,419 円でありま す。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託） の運用の指図に係る権限の 全部または一部を委託する ために要する費用	1,412,591 円	1,179,260 円
2. ※2 分配金の計算過程	(自平成 19 年 8 月 14 日 至平成 19 年 9 月 13 日) 計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額 (4,172,702 円)、解約に伴う 当期純利益金額分配後の有価 証券売買等損益から費用を控 除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定さ	(自平成 20 年 2 月 14 日 至平成 20 年 3 月 13 日) 計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額 (2,360,241 円)、解約に伴う 当期純利益金額分配後の有価 証券売買等損益から費用を控 除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定さ

れる収益調整金 (69,245 円) 及び分配準備積立金 (20,573,048 円) より分配対象額は 24,814,995 円 (1 万口当たり 119.00 円) であり、うち 4,170,629 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 9 月 14 日 至平成 19 年 10 月 15 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (7,927,571 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (98,695 円) 及び分配準備積立金 (20,362,696 円) より分配対象額は 28,388,962 円 (1 万口当たり 137.37 円) であり、うち 4,128,743 円 (1 万口当たり 19.98 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 19 年 11 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,454,109 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (160,283 円) 及び分配準備積立金 (23,946,286 円) より分配対象額は 26,560,678 円 (1 万口当たり 129.37 円) であり、うち 4,106,057 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 11 月 14 日 至平成 19 年 12 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した

れる収益調整金 (222,012 円) 及び分配準備積立金 (22,354,377 円) より分配対象額は 24,936,630 円 (1 万口当たり 127.31 円) であり、うち 3,917,379 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 20 年 3 月 14 日 至平成 20 年 4 月 14 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (9,553,018 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (230,920 円) 及び分配準備積立金 (20,662,167 円) より分配対象額は 30,446,105 円 (1 万口当たり 156.40 円) であり、うち 3,893,354 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 20 年 4 月 15 日 至平成 20 年 5 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3,816,337 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (247,076 円) 及び分配準備積立金 (26,033,754 円) より分配対象額は 30,097,167 円 (1 万口当たり 156.21 円) であり、うち 3,853,308 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 20 年 5 月 14 日 至平成 20 年 6 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した

<p>額 (4,706,526 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (194,007 円) 及び分配準備積立金 (21,931,754 円) より分配対象額は 26,832,287 円 (1 万口当たり 132.66 円) であり、うち 4,045,165 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>	<p>額 (2,389,416 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (255,113 円) 及び分配準備積立金 (25,806,294 円) より分配対象額は 28,450,823 円 (1 万口当たり 148.71 円) であり、うち 3,826,404 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>
<p>(自平成 19 年 12 月 14 日 至平成 20 年 1 月 15 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (6,533,240 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (203,596 円) 及び分配準備積立金 (22,476,367 円) より分配対象額は 29,213,203 円 (1 万口当たり 145.13 円) であり、うち 4,025,804 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>	<p>(自平成 20 年 6 月 14 日 至平成 20 年 7 月 14 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3,701,168 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (273,549 円) 及び分配準備積立金 (24,268,907 円) より分配対象額は 28,243,624 円 (1 万口当たり 148.13 円) であり、うち 3,813,423 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>
<p>(自平成 20 年 1 月 16 日 至平成 20 年 2 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,020,839 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (216,167 円) 及び分配準備積立金 (24,763,446 円) より分配対象額は 27,000,452 円 (1 万口当たり 135.26 円) であり、うち 3,992,421 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>	<p>(自平成 20 年 7 月 15 日 至平成 20 年 8 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3,543,099 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (281,169 円) 及び分配準備積立金 (23,956,782 円) より分配対象額は 27,781,050 円 (1 万口当たり 146.86 円) であり、うち 3,783,177 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成20年2月13日現在		当 期 平成20年8月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託 受益証券	1,576,899,505	△9,721,752	1,497,598,810	46,814,894
合 計	1,576,899,505	△9,721,752	1,497,598,810	46,814,894

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

前 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	当 期 自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	当 期 自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行 なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	前 期 平成20年2月13日現在	当 期 平成20年8月13日現在
1口当たり純資産額	0.8051円	0.8003円
(1万口当たり純資産額)	(8,051円)	(8,003円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	京都滋賀応援マザーファンド	571,533,906	494,948,362	
	ハイグレード・ソブリン・マザーファンド	431,699,729	495,245,929	
	世界REITマザーファンド	501,883,798	507,404,519	
合計		1,505,117,433	1,497,598,810	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「京都滋賀応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券及び「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「京都滋賀応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		7,782,735	6,302,895
株式		503,072,280	488,364,040
未収配当金		438,600	283,850
流動資産合計		511,293,615	494,950,785
資産合計		511,293,615	494,950,785
負債の部			
負債合計		—	—
純資産の部			
元本等			
元本	※1	627,344,768	571,533,906
剰余金			
期末欠損金		116,051,153	76,583,121
剰余金合計	※2	△116,051,153	△76,583,121
元本等合計		511,293,615	494,950,785
純資産合計		511,293,615	494,950,785
負債・純資産合計		511,293,615	494,950,785

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	632,098,928 円	627,344,768 円
同期中における追加設定元本額	18,472,907 円	— 円
同期中における一部解約元本額	23,227,067 円	55,810,862 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド	627,344,768 円	571,533,906 円
計	627,344,768 円	571,533,906 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	627,344,768 口	571,533,906 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は116,051,153 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は76,583,121 円であります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成20年2月13日現在		平成20年8月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	503,072,280	△133,033,931	488,364,040	22,169,241
合 計	503,072,280	△133,033,931	488,364,040	22,169,241

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成19年8月14日から平成20年2月13日まで、及び平成20年2月14日から平成20年8月13日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8150円 (8,150円)	0.8660円 (8,660円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
金下建設	3,000	366	1,098,000	
宝ホールディングス	28,000	702	19,656,000	
ウライ	1,000	175	175,000	
グンゼ	30,000	452	13,560,000	
大西電気	300	960	288,000	
オンリー	6	70,600	423,600	
ダイニック	6,000	222	1,332,000	
ワコールホールディングス	17,000	1,186	20,162,000	
フジックス	1,000	450	450,000	
クラウドピア	600	1,165	699,000	
フェイス	158	6,780	1,071,240	
新日本理化	5,000	173	865,000	
第一工業製薬	5,000	220	1,100,000	
三洋化成	15,000	533	7,995,000	
日本新薬	9,000	1,303	11,727,000	
ファルコバイオシステムズ	1,600	771	1,233,600	
ワタベウェディング	1,300	1,049	1,363,700	
トーセ	1,000	842	842,000	
京進	1,100	200	220,000	
コタ	1,000	748	748,000	
互応化学工業	1,000	730	730,000	
日本電気硝子	13,000	1,566	20,358,000	
メタルアート	2,000	430	860,000	
日東精工	5,000	383	1,915,000	
京都機械工具	2,000	252	504,000	
サンコール	4,000	456	1,824,000	
TOWA	3,300	727	2,399,100	
キャノンマシナリー	1,100	2,830	3,113,000	
サムコ	600	1,199	719,400	
フジテック	12,000	547	6,564,000	
川重冷熱工業	2,000	410	820,000	
ニチダイ	1,200	384	460,800	
ユーシン精機	2,300	1,948	4,480,400	
日本電産	3,500	7,650	26,775,000	
第一精工	2,000	2,295	4,590,000	
日新電機	14,000	467	6,538,000	
オムロン	11,400	1,984	22,617,600	
不二電機工業	700	655	458,500	
シライ電子工業	1,800	137	246,600	
オブテックス・エフエー	3	76,500	229,500	
シーシーエス	3	265,000	795,000	
ジーエス・ユアサコーポ	48,000	525	25,200,000	
エスケーエレクトロニクス	14	44,950	629,300	
サイレックス・テクノロジー	5	51,000	255,000	
日本電産リード	500	1,880	940,000	

堀場製作所	5,500	2,415	13,282,500	
オブテックス	2,200	1,207	2,655,400	
ローム	3,200	6,630	21,216,000	
京セラ	2,700	9,370	25,299,000	
村田製作所	4,800	4,830	23,184,000	
ニチコン	10,200	866	8,833,200	
日本輸送機	5,000	292	1,460,000	
たけびし	1,900	493	936,700	
島津製作所	24,000	1,045	25,080,000	
大日本スクリーン	33,000	461	15,213,000	
日本写真印刷	5,000	5,720	28,600,000	
野崎印刷	3,000	189	567,000	
任天堂	500	53,900	26,950,000	
松風	2,100	1,045	2,194,500	
ルシアン	4,000	75	300,000	
ムーンバット	3,000	104	312,000	
キング	3,000	280	840,000	
上原成商事	3,000	399	1,197,000	
ニッセンHD	8,300	414	3,436,200	
平和堂	7,600	1,627	12,365,200	
滋賀銀行	35,000	661	23,135,000	
京都銀行	20,000	1,150	23,000,000	
びわこ銀行	19,000	155	2,945,000	
中央倉庫	2,000	1,040	2,080,000	
王将フードサービス	3,000	1,417	4,251,000	
合計	469,489		488,364,040	

- (2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

「世界REITマザーファンド」の状況
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

りそな・大阪応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間(平成19年8月14日から平成20年2月13日まで)及び当特定期間(平成20年2月14日から平成20年8月13日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 3 月 28 日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

山元 太志



指定社員 公認会計士
業務執行社員

久野 佳樹



当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・大阪応援・資産分散ファンドの平成 19 年 8 月 14 日から平成 20 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・大阪応援・資産分散ファンドの平成 20 年 2 月 13 日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 9 月 26 日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

山元 太志 

指定社員
業務執行社員 公認会計士

久野 佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・大阪応援・資産分散ファンドの平成 20 年 2 月 14 日から平成 20 年 8 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・大阪応援・資産分散ファンドの平成 20 年 8 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそな・大阪応援・資産分散ファンド

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		平成20年2月13日現在 金 額 (円)	平成20年8月13日現在 金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		102,266,023	152,857,270
親投資信託受益証券		8,987,907,153	8,006,741,830
未収入金		30,000,000	—
流動資産合計		9,120,173,176	8,159,599,100
資産合計		9,120,173,176	8,159,599,100
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		22,412,328	20,845,054
未払解約金		2,419,054	4,703,313
未払受託者報酬		378,648	353,158
未払委託者報酬		9,087,682	8,475,876
その他未払費用		411,239	339,705
流動負債合計		34,708,951	34,717,106
負債合計		34,708,951	34,717,106
純資産の部			
元本等			
元本	※1	11,206,293,014	10,422,527,888
剰余金			
期末欠損金		2,120,828,789	2,297,645,894
(うち分配準備積立金)		(97,883,389)	(98,243,385)
剰余金合計	※2	△2,120,828,789	△2,297,645,894
元本等合計		9,085,464,225	8,124,881,994
純資産合計		9,085,464,225	8,124,881,994
負債・純資産合計		9,120,173,176	8,159,599,100

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
		金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益			
受取利息		324, 109	278, 175
有価証券売買等損益		△1, 162, 463, 737	△151, 165, 323
営業収益合計		△1, 162, 139, 628	△150, 887, 148
営業費用			
受託者報酬		2, 742, 190	2, 265, 287
委託者報酬	※1	65, 813, 684	54, 367, 722
その他費用		415, 290	339, 705
営業費用合計		68, 971, 164	56, 972, 714
営業損失金額		1, 231, 110, 792	207, 859, 862
経常損失金額		1, 231, 110, 792	207, 859, 862
当期純損失金額		1, 231, 110, 792	207, 859, 862
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		525, 046	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		—	2, 567, 450
期首欠損金		860, 175, 091	2, 120, 828, 789
欠損金減少額		115, 064, 903	167, 614, 962
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(115, 064, 903)	(167, 614, 962)
欠損金増加額		5, 463, 739	4, 786, 818
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(5, 463, 739)	(4, 786, 818)
分配金	※2	139, 669, 116	129, 217, 937
期末欠損金		2, 120, 828, 789	2, 297, 645, 894

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成 20 年 2 月 13 日現在	当 期 平成 20 年 8 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額	12,251,135,456 円	11,206,293,014 円
期中追加設定元本額	51,951,471 円	23,554,451 円
期中一部解約元本額	1,096,793,913 円	807,319,577 円
2. 特定期間末日における受益権の 総数	11,206,293,014 口	10,422,527,888 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その差 額は2,120,828,789 円でありま す。	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その差 額は2,297,645,894 円でありま す。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託） の運用の指図に係る権限の 全部または一部を委託する ために要する費用	8,051,280 円	6,608,922 円
2. ※2 分配金の計算過程	(自平成 19 年 8 月 14 日 至平成 19 年 9 月 13 日) 計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額 (24,739,385 円)、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を 控除し、繰越欠損金を補填した 額 (0 円)、投資信託約款に規定	(自平成 20 年 2 月 14 日 至平成 20 年 3 月 13 日) 計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額 (12,614,050 円)、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を 控除し、繰越欠損金を補填した 額 (0 円)、投資信託約款に規定

される収益調整金（57,703,638円）及び分配準備積立金（78,073,110円）より分配対象額は160,516,133円（1万口当たり131.82円）であり、うち24,352,416円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成19年9月14日 至平成19年10月15日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（55,162,762円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（56,549,904円）及び分配準備積立金（76,812,664円）より分配対象額は188,525,330円（1万口当たり158.09円）であり、うち23,807,400円（1万口当たり19.96円）を分配金額としております。

（自平成19年10月16日 至平成19年11月13日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（14,255,975円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（55,582,400円）及び分配準備積立金（106,027,821円）より分配対象額は175,866,196円（1万口当たり150.32円）であり、うち23,398,295円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成19年11月14日 至平成19年12月13日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した

される収益調整金（52,774,284円）及び分配準備積立金（96,637,992円）より分配対象額は162,026,326円（1万口当たり146.39円）であり、うち22,135,641円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成20年3月14日 至平成20年4月14日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（51,871,856円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（52,235,521円）及び分配準備積立金（86,121,078円）より分配対象額は190,228,455円（1万口当たり173.80円）であり、うち21,890,987円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成20年4月15日 至平成20年5月13日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（21,046,964円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（51,792,199円）及び分配準備積立金（114,967,826円）より分配対象額は187,806,989円（1万口当たり173.21円）であり、うち21,685,026円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成20年5月14日 至平成20年6月13日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した

<p>額 (26,364,158 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (54,682,986 円) 及び分配準備積立金 (95,197,959 円) より分配対象額は 176,245,103 円 (1 万口当たり 153.25 円) であり、うち 22,999,512 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>	<p>額 (13,251,254 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (51,357,482 円) 及び分配準備積立金 (113,208,843 円) より分配対象額は 177,817,579 円 (1 万口当たり 165.55 円) であり、うち 21,481,382 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>
<p>(自平成 19 年 12 月 14 日 至平成 20 年 1 月 15 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (34,281,475 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (54,011,056 円) 及び分配準備積立金 (97,236,714 円) より分配対象額は 185,529,245 円 (1 万口当たり 163.47 円) であり、うち 22,699,165 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>	<p>(自平成 20 年 6 月 14 日 至平成 20 年 7 月 14 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (19,210,930 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (50,667,879 円) 及び分配準備積立金 (103,476,925 円) より分配対象額は 173,355,734 円 (1 万口当たり 163.70 円) であり、うち 21,179,847 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>
<p>(自平成 20 年 1 月 16 日 至平成 20 年 2 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (12,908,766 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (53,394,144 円) 及び分配準備積立金 (107,386,951 円) より分配対象額は 173,689,861 円 (1 万口当たり 154.99 円) であり、うち 22,412,328 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>	<p>(自平成 20 年 7 月 15 日 至平成 20 年 8 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (19,221,103 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (49,907,826 円) 及び分配準備積立金 (99,867,336 円) より分配対象額は 168,996,265 円 (1 万口当たり 162.15 円) であり、うち 20,845,054 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成20年2月13日現在		当 期 平成20年8月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託 受益証券	8,987,907,153	23,767,073	8,006,741,830	136,204,505
合 計	8,987,907,153	23,767,073	8,006,741,830	136,204,505

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

前 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	当 期 自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	当 期 自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行 なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	前 期 平成20年2月13日現在	当 期 平成20年8月13日現在
1口当たり純資産額	0.8107円	0.7796円
(1万口当たり純資産額)	(8,107円)	(7,796円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	大阪応援マザーファンド	3,145,421,448	2,579,245,587	
	ハイグレード・ソブリン・マザーファンド	2,345,273,107	2,690,497,308	
	世界REITマザーファンド	2,707,219,521	2,736,998,935	
合計		8,197,914,076	8,006,741,830	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「大阪応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券及び「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「大阪応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		9,003,760	17,809,948
株式		2,955,103,800	2,560,723,900
未収配当金		852,950	830,150
流動資産合計		2,964,960,510	2,579,363,998
資産合計		2,964,960,510	2,579,363,998
負債の部			
負債合計		—	—
純資産の部			
元本等			
元本	※1	3,462,021,685	3,145,421,448
剰余金			
期末欠損金		497,061,175	566,057,450
剰余金合計	※2	△497,061,175	△566,057,450
元本等合計		2,964,960,510	2,579,363,998
純資産合計		2,964,960,510	2,579,363,998
負債・純資産合計		2,964,960,510	2,579,363,998

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	3,712,617,735 円	3,462,021,685 円
同期中における追加設定元本額	— 円	— 円
同期中における一部解約元本額	250,596,050 円	316,600,237 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・大阪応援・資産分散ファンド	3,462,021,685 円	3,145,421,448 円
計	3,462,021,685 円	3,145,421,448 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	3,462,021,685 口	3,145,421,448 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は497,061,175 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は566,057,450 円であります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成20年2月13日現在		平成20年8月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	2,955,103,800	△587,522,523	2,560,723,900	△147,040,377
合 計	2,955,103,800	△587,522,523	2,560,723,900	△147,040,377

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成19年8月14日から平成20年2月13日まで、及び平成20年2月14日から平成20年8月13日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8564円 (8,564円)	0.8200円 (8,200円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
大林組	51,000	483	24,633,000	
大和ハウス	42,000	1,028	43,176,000	
積水ハウス	50,000	962	48,100,000	
きんでん	18,000	1,013	18,234,000	
江崎グリコ	10,000	1,151	11,510,000	
日本ハム	16,000	1,699	27,184,000	
ハウス食品	7,800	1,750	13,650,000	
日清食品	9,000	3,490	31,410,000	
東洋紡績	49,000	194	9,506,000	
JFE 商事HLDGS	16,000	671	10,736,000	
帝人	69,000	327	22,563,000	
旭化成	99,000	493	48,807,000	
レンゴー	18,000	664	11,952,000	
エア・ウォーター	13,000	1,308	17,004,000	
日本触媒	13,000	695	9,035,000	
カネカ	25,000	684	17,100,000	
ダイセル化学	25,000	590	14,750,000	
積水化学	38,000	624	23,712,000	
武田薬品	23,900	6,070	145,073,000	
大日本住友製薬	28,000	916	25,648,000	
塩野義製薬	24,000	2,375	57,000,000	
田辺三菱製薬	39,000	1,455	56,745,000	
ロート製薬	8,000	1,232	9,856,000	
小野薬品	8,500	5,500	46,750,000	
参天製薬	6,100	2,805	17,110,500	
関西ペイント	19,000	652	12,388,000	
ダスキン	2,000	1,748	3,496,000	
小林製薬	3,000	3,580	10,740,000	
東洋炭素	1,400	6,170	8,638,000	
住友金属工業	275,000	447	122,925,000	
丸一鋼管	6,900	3,050	21,045,000	
住友電工	55,900	1,223	68,365,700	
クボタ	91,000	765	69,615,000	
ダイキン工業	20,700	3,890	80,523,000	
椿本チエイン	13,000	558	7,254,000	
ダイフク	8,000	881	7,048,000	
N T N	33,000	617	20,361,000	
ジェイテクト	22,700	1,398	31,734,600	
松下電器産業	57,000	2,315	131,955,000	
シャープ	74,000	1,423	105,302,000	
ホシデン	5,100	1,868	9,526,800	
船井電機	2,500	2,460	6,150,000	
キーエンス	3,500	22,530	78,855,000	
日東電工	12,300	3,330	40,959,000	
松下電工	53,000	955	50,615,000	

ダイハツ	30,000	1,293	38,790,000	
エクセディ	3,400	2,465	8,381,000	
シマノ	6,800	4,540	30,872,000	
コクヨ	9,100	875	7,962,500	
伊藤忠	112,000	884	99,008,000	
長瀬産業	9,000	1,012	9,108,000	
ニプロ	2,000	1,979	3,958,000	
高島屋	23,000	873	20,079,000	
エイチ・ツー・オーリテイリング	14,000	671	9,394,000	
りそなホールディングス	404	132,200	53,408,800	
住友信託	118,000	673	79,414,000	
関西アーバン銀行	33,000	169	5,577,000	
大阪証券取引所	19	439,000	8,341,000	
ニッセイ同和損害保険	28,000	529	14,812,000	
富士火災	33,000	277	9,141,000	
ダイビル	8,200	1,025	8,405,000	
西日本旅客鉄道	141	498,000	70,218,000	
近畿鉄道	121,000	315	38,115,000	
阪急阪神 HDGS	90,000	449	40,410,000	
南海電鉄	37,000	408	15,096,000	
京阪電鉄	40,000	431	17,240,000	
商船三井	85,000	1,235	104,975,000	
関西電力	53,800	2,585	139,073,000	
大阪瓦斯	158,000	405	63,990,000	
カプコン	4,700	3,450	16,215,000	
合計	2,484,864		2,560,723,900	

- (2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

「世界REITマザーファンド」の状況
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

りそな・ひようご応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成19年8月14日から平成20年2月13日まで）及び当特定期間（平成20年2月14日から平成20年8月13日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 3 月 28 日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

山元 大志 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

久野 佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・ひょうご応援・資産分散ファンドの平成 19 年 8 月 14 日から平成 20 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・ひょうご応援・資産分散ファンドの平成 20 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成20年9月26日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

山元 太志 

指定社員
業務執行社員 公認会計士

久野 佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・ひょうご応援・資産分散ファンドの平成20年2月14日から平成20年8月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・ひょうご応援・資産分散ファンドの平成20年8月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		平成20年2月13日現在 金 額 (円)	平成20年8月13日現在 金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		29,078,262	13,962,045
親投資信託受益証券		1,295,192,969	1,118,054,122
未収入金		—	15,000,000
流動資産合計		1,324,271,231	1,147,016,167
資産合計		1,324,271,231	1,147,016,167
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		3,372,959	3,001,257
未払解約金		—	3,085,125
未払受託者報酬		55,293	49,924
未払委託者報酬		1,327,162	1,198,386
その他未払費用		62,758	49,062
流動負債合計		4,818,172	7,383,754
負債合計		4,818,172	7,383,754
純資産の部			
元本等			
元本	※1	1,686,479,714	1,500,628,856
剰余金			
期末欠損金		367,026,655	360,996,443
(うち分配準備積立金)		(22,320,716)	(20,691,305)
剰余金合計	※2	△367,026,655	△360,996,443
元本等合計		1,319,453,059	1,139,632,413
純資産合計		1,319,453,059	1,139,632,413
負債・純資産合計		1,324,271,231	1,147,016,167

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	前 期	当 期
		自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
		金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益			
受取利息		98,101	54,289
有価証券売買等損益		△251,319,058	△7,138,847
営業収益合計		△251,220,957	△7,084,558
営業費用			
受託者報酬		418,961	327,652
委託者報酬	※1	10,055,978	7,864,884
その他費用		62,758	49,062
営業費用合計		10,537,697	8,241,598
営業損失金額		261,758,654	15,326,156
経常損失金額		261,758,654	15,326,156
当期純損失金額		261,758,654	15,326,156
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		2,630,686	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		—	376,877
期首欠損金		106,771,892	367,026,655
欠損金減少額		21,229,256	41,674,874
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(21,229,256)	(41,674,874)
欠損金増加額		1,100,744	890,192
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(1,100,744)	(890,192)
分配金	※2	21,255,307	19,051,437
期末欠損金		367,026,655	360,996,443

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成 20 年 2 月 13 日現在	当 期 平成 20 年 8 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額	1,940,875,388 円	1,686,479,714 円
期中追加設定元本額	11,717,138 円	4,033,129 円
期中一部解約元本額	266,112,812 円	189,883,987 円
2. 特定期間末日における受益権の 総数	1,686,479,714 口	1,500,628,856 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その差 額は 367,026,655 円でありま す。	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その差 額は 360,996,443 円でありま す。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託） の運用の指図に係る権限の 全部または一部を委託する ために要する費用	1,238,093 円	950,274 円
2. ※2 分配金の計算過程	(自平成 19 年 8 月 14 日 至平成 19 年 9 月 13 日) 計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額 (3,851,815 円)、解約に伴う 当期純利益金額分配後の有価 証券売買等損益から費用を控 除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定さ	(自平成 20 年 2 月 14 日 至平成 20 年 3 月 13 日) 計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額 (2,158,607 円)、解約に伴う 当期純利益金額分配後の有価 証券売買等損益から費用を控 除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定さ

れる収益調整金 (329,692 円) 及び分配準備積立金 (22,245,112 円) より分配対象額は 26,426,619 円 (1 万口当たり 139.27 円) であり、うち 3,794,791 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 9 月 14 日 至平成 19 年 10 月 15 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (7,419,725 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (353,169 円) 及び分配準備積立金 (21,678,117 円) より分配対象額は 29,451,011 円 (1 万口当たり 159.46 円) であり、うち 3,670,830 円 (1 万口当たり 19.88 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 19 年 11 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,195,118 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (353,008 円) 及び分配準備積立金 (24,152,616 円) より分配対象額は 26,700,742 円 (1 万口当たり 152.10 円) であり、うち 3,510,907 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 19 年 11 月 14 日 至平成 19 年 12 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した

れる収益調整金 (405,760 円) 及び分配準備積立金 (22,062,836 円) より分配対象額は 24,627,203 円 (1 万口当たり 147.68 円) であり、うち 3,335,104 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 20 年 3 月 14 日 至平成 20 年 4 月 14 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (7,206,025 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (409,360 円) 及び分配準備積立金 (20,584,563 円) より分配対象額は 28,199,948 円 (1 万口当たり 171.53 円) であり、うち 3,288,072 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 20 年 4 月 15 日 至平成 20 年 5 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3,113,911 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (418,308 円) 及び分配準備積立金 (24,308,795 円) より分配対象額は 27,841,014 円 (1 万口当たり 170.62 円) であり、うち 3,263,600 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 20 年 5 月 14 日 至平成 20 年 6 月 13 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した

<p>額 (3,500,694 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (391,552 円) 及び分配準備積立金 (22,543,821 円) より分配対象額は 26,436,067 円 (1 万口当たり 152.29 円) であり、うち 3,471,861 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>	<p>額 (2,017,528 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (413,393 円) 及び分配準備積立金 (22,963,971 円) より分配対象額は 25,394,892 円 (1 万口当たり 163.62 円) であり、うち 3,104,054 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>
<p>(自平成 19 年 12 月 14 日 至平成 20 年 1 月 15 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (5,489,786 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (400,229 円) 及び分配準備積立金 (22,315,517 円) より分配対象額は 28,205,532 円 (1 万口当たり 164.27 円) であり、うち 3,433,959 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>	<p>(自平成 20 年 6 月 14 日 至平成 20 年 7 月 14 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3,062,852 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (415,772 円) 及び分配準備積立金 (21,554,881 円) より分配対象額は 25,033,505 円 (1 万口当たり 163.65 円) であり、うち 3,059,350 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>
<p>(自平成 20 年 1 月 16 日 至平成 20 年 2 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1,763,788 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (402,282 円) 及び分配準備積立金 (23,929,887 円) より分配対象額は 26,095,957 円 (1 万口当たり 154.74 円) であり、うち 3,372,959 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>	<p>(自平成 20 年 7 月 15 日 至平成 20 年 8 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,551,533 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (416,551 円) 及び分配準備積立金 (21,141,029 円) より分配対象額は 24,109,113 円 (1 万口当たり 160.66 円) であり、うち 3,001,257 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成20年2月13日現在		当 期 平成20年8月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託 受益証券	1,295,192,969	△9,268,263	1,118,054,122	12,341,508
合 計	1,295,192,969	△9,268,263	1,118,054,122	12,341,508

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

前 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	当 期 自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前 期 自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	当 期 自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行 なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	前 期 平成20年2月13日現在	当 期 平成20年8月13日現在
1口当たり純資産額	0.7824円	0.7594円
(1万口当たり純資産額)	(7,824円)	(7,594円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	兵庫応援マザーファンド	455,484,183	358,238,309	
	ハイグレード・ソブリン・マザーファンド	325,086,743	372,939,511	
	世界REITマザーファンド	382,666,966	386,876,302	
合計		1,163,237,892	1,118,054,122	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「兵庫応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券及び「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「兵庫応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		12,651,716	11,082,322
株式		384,316,700	346,705,700
未収配当金		500,600	460,800
流動資産合計		397,469,016	358,248,822
資産合計		397,469,016	358,248,822
負債の部			
負債合計		—	—
純資産の部			
元本等			
元本	※1	498,361,847	455,484,183
剰余金			
期末欠損金		100,892,831	97,235,361
剰余金合計	※2	△100,892,831	△97,235,361
元本等合計		397,469,016	358,248,822
純資産合計		397,469,016	358,248,822
負債・純資産合計		397,469,016	358,248,822

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	531,117,619 円	498,361,847 円
同期中における追加設定元本額	— 円	13,642,565 円
同期中における一部解約元本額	32,755,772 円	56,520,229 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド	498,361,847 円	455,484,183 円
計	498,361,847 円	455,484,183 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	498,361,847 口	455,484,183 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は100,892,831 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は97,235,361 円であります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成20年2月13日現在		平成20年8月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	384,316,700	△160,325,214	346,705,700	△10,715,169
合 計	384,316,700	△160,325,214	346,705,700	△10,715,169

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成19年8月14日から平成20年2月13日まで、及び平成20年2月14日から平成20年8月13日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成19年8月14日 至 平成20年2月13日	自 平成20年2月14日 至 平成20年8月13日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	平成20年2月13日現在	平成20年8月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7976円 (7,976円)	0.7865円 (7,865円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
モロゾフ	4,000	326	1,304,000	
S Foods	3,500	738	2,583,000	
フジッコ	3,000	1,213	3,639,000	
ロックフィールド	1,500	1,443	2,164,500	
神戸物産	1,000	1,002	1,002,000	
アライドハーツ HLDGS	4,000	247	988,000	
ユニチカ	48,000	100	4,800,000	
日本毛織	9,000	863	7,767,000	
フェリシモ	1,200	2,070	2,484,000	
トリドール	7	236,000	1,652,000	
トーカロ	1,500	1,662	2,493,000	
住友精化	7,000	367	2,569,000	
多木化学	2,000	495	990,000	
フジプレアム	3,500	345	1,207,500	
ハリマ化成	3,000	445	1,335,000	
石原薬品	800	1,180	944,000	
バイオフェルミン製薬	1,200	1,930	2,316,000	
関西ペイント	26,000	652	16,952,000	
ノエビア	4,200	974	4,090,800	
メック	2,000	818	1,636,000	
住友ゴム	23,200	885	20,532,000	
三ツ星ベルト	8,000	538	4,304,000	
バンドー化学	10,000	329	3,290,000	
日本山村硝子	12,000	197	2,364,000	
SECカーボン	4,000	778	3,112,000	
神戸製鋼所	58,000	265	15,370,000	
大和工業	3,700	4,160	15,392,000	
山陽特殊鋼	13,000	533	6,929,000	
日亜鋼業	5,000	356	1,780,000	
神鋼鋼線	6,000	211	1,266,000	
大阪チタニウム	2,800	4,060	11,368,000	
アサヒプリテック	3,400	2,870	9,758,000	
ノーリツ	5,200	998	5,189,600	
神戸発動機	3,000	300	900,000	
阪神内燃機	1,000	610	610,000	
大阪機工	8,000	178	1,424,000	
日本スピンドル	5,000	244	1,220,000	
神鋼環境ソリューション	7,000	199	1,393,000	
日工	5,000	259	1,295,000	
帝国電機製作所	1,100	1,786	1,964,600	
住友精密	6,000	359	2,154,000	
グローリー	7,000	2,225	15,575,000	
T O A	4,000	573	2,292,000	
古野電気	2,600	1,315	3,419,000	
日本電子材料	1,200	731	877,200	

シスメックス	4,700	4,760	22,372,000
大真空	3,000	452	1,356,000
指月電機	3,000	359	1,077,000
川崎重工業	59,000	246	14,514,000
新明和工業	13,000	357	4,641,000
極東開発工業	3,900	516	2,012,400
ハイレックスコーポレーション	3,500	1,250	4,375,000
西松屋チェーン	7,900	1,055	8,334,500
SRIスポーツ	30	122,100	3,663,000
アシックス	16,000	999	15,984,000
東リ	8,000	186	1,488,000
三共生興	7,000	251	1,757,000
トーヨー	6,000	324	1,944,000
マックスバリュ西日本	2,800	1,526	4,272,800
みなと銀行	44,000	178	7,832,000
山陽電鉄	11,000	332	3,652,000
神姫バス	3,000	611	1,833,000
川崎汽船	17,000	734	12,478,000
明治海運	3,200	515	1,648,000
上組	24,000	774	18,576,000
日本管財	2,200	2,780	6,116,000
アシックス商事	1,000	1,110	1,110,000
加藤産業	4,600	1,359	6,251,400
関西スーパーマーケット	3,400	801	2,723,400
合計	582,837		346,705,700

- (2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

- 第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

「世界REITマザーファンド」の状況
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

2 ファンドの現況

りそな・東京応援・資産分散ファンド

純資産額計算書

平成20年9月30日

I 資産総額	11,132,613,941 円
II 負債総額	20,408,802 円
III 純資産総額 (I - II)	11,112,205,139 円
IV 発行済数量	15,908,338,420 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.6985 円

(参考) 東京応援マザーファンド

純資産額計算書

平成20年9月30日

I 資産総額	3,656,264,667 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	3,656,264,667 円
IV 発行済数量	4,854,237,730 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.7532 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

純資産額計算書

平成20年9月30日

I 資産総額	256,352,442,943 円
II 負債総額	2,659,294,636 円
III 純資産総額 (I - II)	253,693,148,307 円
IV 発行済数量	234,693,823,938 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.0810 円

(参考) 世界REITマザーファンド

純資産額計算書

平成20年9月30日

I 資産総額	145,421,567,670 円
II 負債総額	293,950,141 円
III 純資産総額 (I - II)	145,127,617,529 円
IV 発行済数量	168,519,011,173 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.8612 円

りそな・埼玉応援・資産分散ファンド

純資産額計算書

平成20年9月30日

I 資産総額	5,429,038,131 円
II 負債総額	6,422,638 円
III 純資産総額 (I - II)	5,422,615,493 円
IV 発行済数量	8,029,376,136 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.6753 円

(参考) 埼玉応援マザーファンド

純資産額計算書

平成20年9月30日

I 資産総額	1,706,125,386 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	1,706,125,386 円
IV 発行済数量	2,769,011,282 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.6161 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

りそな・多摩応援・資産分散ファンド

純資産額計算書

平成20年9月30日

I 資産総額	1,554,483,681 円
II 負債総額	4,206,077 円
III 純資産総額 (I - II)	1,550,277,604 円
IV 発行済数量	2,346,004,337 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.6608 円

(参考) 多摩応援マザーファンド

純資産額計算書

平成20年9月30日

I 資産総額	489,578,040 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	489,578,040 円
IV 発行済数量	835,519,253 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.5860 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

りそな・神奈川応援・資産分散ファンド

純資産額計算書

平成20年9月30日

I 資産総額	1,081,394,800 円
II 負債総額	582,638 円
III 純資産総額 (I - II)	1,080,812,162 円
IV 発行済数量	1,606,951,065 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	0.6726 円

(参考) 神奈川応援マザーファンド
純資産額計算書

平成20年9月30日

I 資産総額	346,467,898 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	346,467,898 円
IV 発行済数量	566,944,863 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	0.6111 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

りそな・中部応援・資産分散ファンド

純資産額計算書

平成20年9月30日

I 資産総額	4,805,411,174 円
II 負債総額	12,913,166 円
III 純資産総額 (I - II)	4,792,498,008 円
IV 発行済数量	7,022,697,930 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.6824 円

(参考) 中部応援マザーファンド

純資産額計算書

平成20年9月30日

I 資産総額	1,579,186,297 円
II 負債総額	12,483,134 円
III 純資産総額 (I - II)	1,566,703,163 円
IV 発行済数量	2,265,258,441 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.6916 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド

純資産額計算書

平成20年9月30日

I 資産総額	1,311,937,013 円
II 負債総額	710,711 円
III 純資産総額 (I - II)	1,311,226,302 円
IV 発行済数量	1,856,897,910 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.7061 円

(参考) 京都滋賀応援マザーファンド

純資産額計算書

平成20年9月30日

I 資産総額	424,641,842 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	424,641,842 円
IV 発行済数量	569,546,996 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.7456 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

りそな・大阪応援・資産分散ファンド

純資産額計算書

平成20年9月30日

I 資産総額	7,024,979,818 円
II 負債総額	21,861,204 円
III 純資産総額 (I - II)	7,003,118,614 円
IV 発行済数量	10,064,534,081 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.6958 円

(参考) 大阪応援マザーファンド

純資産額計算書

平成20年9月30日

I 資産総額	2,302,774,728 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	2,302,774,728 円
IV 発行済数量	3,145,421,448 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.7321 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド

純資産額計算書

平成20年9月30日

I 資産総額	994,283,579 円
II 負債総額	1,236,563 円
III 純資産総額 (I - II)	993,047,016 円
IV 発行済数量	1,447,501,764 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.6860 円

(参考) 兵庫応援マザーファンド

純資産額計算書

平成20年9月30日

I 資産総額	331,196,404 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	331,196,404 円
IV 発行済数量	455,484,183 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.7271 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

第5 設定及び解約の実績

りそな・東京応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	7,803,751,633	238,844,322
第2 特定期間	7,950,563,086	2,201,263,054
第3 特定期間	88,144,907	2,253,693,467
第4 特定期間	55,077,880	1,327,209,070

(注) 当初設定数量は6,521,117,018口です。

りそな・埼玉応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	4,528,336,286	28,011,869
第2 特定期間	1,151,006,022	833,934,597
第3 特定期間	74,615,514	484,952,928
第4 特定期間	30,808,391	393,286,431

(注) 当初設定数量は4,114,198,196口です。

りそな・多摩応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	289,859,324	343,717,783
第2 特定期間	199,847,814	545,713,791
第3 特定期間	6,218,793	308,266,872
第4 特定期間	9,093,385	211,802,809

(注) 当初設定数量は3,319,368,889口です。

りそな・神奈川応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	324,628,721	237,628,036
第2 特定期間	64,792,327	356,351,670
第3 特定期間	6,929,272	167,744,338
第4 特定期間	4,521,557	160,554,406

(注) 当初設定数量は2,156,421,034口です。

りそな・中部応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	4,039,107,666	1,643,319
第2 特定期間	4,045,374,570	1,264,092,866
第3 特定期間	53,911,391	1,018,325,985
第4 特定期間	19,966,477	744,011,922

(注) 当初設定数量は2,276,149,882口です。

りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	610,177,643	6,929,899
第2 特定期間	273,559,989	514,577,237
第3 特定期間	14,727,878	113,369,566
第4 特定期間	5,588,237	110,160,108

(注) 当初設定数量は1,732,622,055口です。

りそな・大阪応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	3,856,187,956	83,629,150
第2 特定期間	2,270,046,219	1,293,878,901
第3 特定期間	51,951,471	1,096,793,913
第4 特定期間	23,554,451	807,319,577

(注) 当初設定数量は7,502,409,332口です。

りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	262,647,363	83,919,164
第2 特定期間	479,101,756	158,709,377
第3 特定期間	11,717,138	266,112,812
第4 特定期間	4,033,129	189,883,987

(注) 当初設定数量は1,441,754,810口です。